

御殿場市富士山火山避難計画

～ 「逃げ遅れゼロ」を実現させる避難体制をめざして～

令和6年2月

危機管理課

《目次》

第1章	総論	
1	旧計画（御殿場市富士山火山広域避難計画）の改定経緯	1
2	計画の目的	1
3	避難計画の位置付け	2
4	協議会の構成及び果たす役割	2
第2章	対象となる噴火現象の概要	
1	富士山ハザードマップによる噴火現象の概要	4
2	溶岩流	4
3	火砕流・火災サージ	5
4	大きな噴石	6
5	融雪型火山泥流	7
6	降灰・小さな噴石	8
第3章	基本方針（計画の前提条件）	
1	溶岩流等の避難対象エリア	9
2	富士山の噴火警戒レベル	1 1
3	噴火シナリオと避難対応ステージ	1 3
4	溶岩流ドリルマップ重ね合わせ図	1 6
5	流下パターンによる避難（噴火開始直後）	2 0
6	リアルタイムハザードマップ（RTHM）による避難	2 5
7	避難対象者の区分と避難手段	2 5
8	第3～第6次避難対象エリア毎の推計避難者数と影響のあるドリルマップ	2 5
9	溶岩流の流下に伴う避難対象エリア別避難等開始基準	3 3
10	避難指示等発令のタイミング	3 5
第4章	情報伝達	
1	市民等への情報伝達・広報	3 6
2	報道対応	3 8
第5章	防災体制	
1	市の配備体制	3 9
2	受け入れ市町の体制	4 1
3	合同会議	4 1
第6章	事前対策	
1	避難促進施設	4 3
2	学校・児童関連施設の避難対策	4 3
3	防災啓発と訓練	4 4
4	備蓄品の確保	4 5

第7章	当市の富士山噴火における避難の考え方	
1	事前避難	4 6
2	溶岩流からの避難	4 6
	(1) 噴火前の避難	4 6
	(2) 避難先の考え方	4 7
	(3) 避難方向	4 7
	(4) 避難手段・避難先の考え方	4 7
	(5) 各区の事前確認	4 8
	(6) 溶岩流の流下パターン別避難対象区	5 0
	(7) 噴火後の防災情報	5 1
	(8) 各区の避難先と避難方法	5 1
	(9) 避難所の開設・運営	6 9
	(10) 広域避難	7 2
3	火砕流・火砕サージからの避難	7 8
4	大きな噴石からの避難	7 8
5	融雪型火山泥流からの避難	7 9
6	降灰・小さな噴石からの避難	8 1
7	登山客・観光客の対応	8 7
第8章	避難経路の堆積物（降灰等）の除去	
1	除灰等に係る対応方針	8 9
2	避難経路の除灰等の実施	9 0
3	火山灰等の処分	9 1
第9章	警戒区域の設定	9 2
第10章	道路交通規制	
1	趣旨	9 3
2	道路使用に関する調整	9 4
第11章	避難後の対応	
1	避難者の健康管理	9 5
2	一時帰宅措置の対応	9 5
3	宿泊施設等への避難の検討	9 5
4	被災者への住宅供給	9 5
5	警戒区域、避難指示の解除等	9 7
第12章	区・区民の行動基準	9 8
1	区（自主防災会）としての行動手順	1 0 1
2	区民の行動基準	1 0 2
第13章	区・区民としての検討事項	1 0 3
第14章	用語の解説	1 0 4

第1章 総論

1 旧計画（御殿場市富士山火山広域避難計画）の改定経緯

国の機関や静岡、山梨、神奈川県と富士山周辺市町村などで構成されている富士山火山防災対策協議会（以下「協議会」という。）では、令和3年3月に様々な研究・調査による新たな知見に基づき富士山ハザードマップを改定した。ハザードマップの改定により、溶岩流が市街地に到達する時間が短くなったほか、被害対象区域が拡大したことから、避難対象人数が増加した。この新たな想定に対応するため協議会では、平成26年2月に策定した「富士山火山広域避難計画」を令和5年3月に改定し「富士山火山避難基本計画」と改称した。

富士山のような観測が充実した火山では、噴火の前兆的な活動を観測できる可能性は高い。しかし、活火山の噴火予報に関してはまだ不確実性が大きい上に、特に富士山では、火口の位置を噴火前に特定することが困難であるという防災対策上極めて深刻な問題が存在する。このことを踏まえ、旧計画において想定してきた広域避難では、遠くの市町に何時まで避難してよいのか不明であり、また、車両を中心とした避難としたことから、市街地などで交通渋滞が発生し逃げ遅れの原因となることが予想された。このため、新たな「基本計画」では避難先は市内や近隣市町への避難とし、一般住民の避難は徒歩避難を原則とするなど地域全体が効率よく避難でき、可能な限り通常の生活を維持できるよう「いのちを守るための避難を最優先し、くらしを守るための避難についても可能な限り配慮」した計画とし、徒歩避難ができない高齢者等の避難行動要支援者の車による避難を妨げず、「逃げ遅れゼロ」を目指すものとしている。

当市では平成27年3月に「富士山火山広域避難計画」を策定したが、協議会で策定された「富士山火山避難基本計画」の市内や近隣市町への避難の主旨及び想定される噴火現象に対し、当市の分水嶺を有する地形、道路、行政区等の地域特性を反映させた避難方法を作成した。また、最初から広域避難することはしないことから、名称も「御殿場市富士山火山避難計画」とした。

2 計画の目的

不確実性の要素が多い富士山の火山災害では、多くの住民が遠方まで避難することが必ずしも効果的とは言えず、生活基盤をなるべく維持しつつ、避難が必要になった段階で、その範囲の住民が、短期間で避難できるよう計画を策定する。

本計画は富士山噴火における噴火警戒レベルが引き上げた場合に実施する避難対策、避難後の対策について定め、これらの対策を推進することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

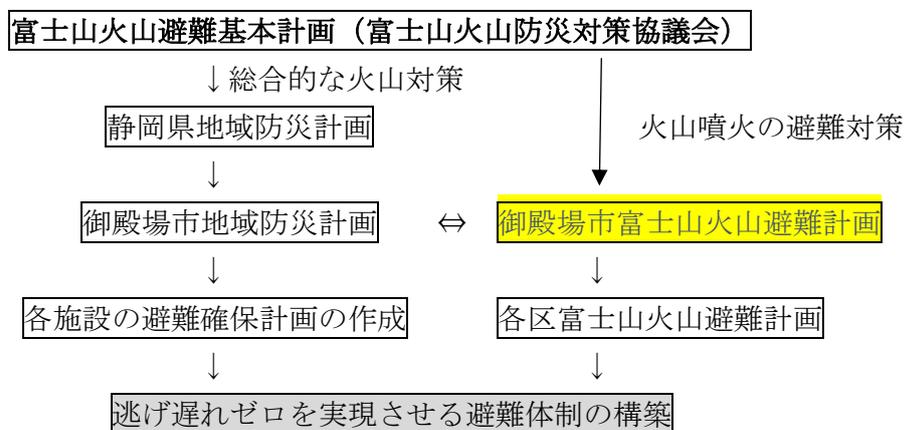
3 避難計画の位置付け

本計画は、実行性のある避難体制を構築するため、「富士山火山避難基本計画」で示す基本的な考え方を前提として、当市の地域特性を踏まえ、円滑に避難を実施するために策定する。

また、地域防災計画の火山編では当市の実施すべき災害予防対策、応急対策、復旧について規定し、御殿場市富士山避難計画では主に避難に関する事前対策、避難方法、区民の行動基準などについて定める。

今後、訓練等を通じて、本計画をより計画を実践的なものとするとともに、インフラや避難所の見直し等、継続的に検討を進めていく。

【図1】



4 協議会の構成及び果たす役割

協議会は、富士山噴火時の総合的な避難対策等の検討を共同で行い、火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的として設立された。協議会の中には、各県コアグループ、三県コアグループ及び各県コア合同幹事会を設置している（図1-1）。各県コアグループでは各県で検討すべき事項について、構成機関が検討を行い、三県コアグループでは必要に応じて三県の各コアグループが一堂に会して方針の確認や調整を行い、各県コア合同幹事会では、各県グループの幹事が、各グループの検討結果を集約、調整を行う。富士山の火山活動が活発化した場合には、住民等の避難が広域に及ぶことから、構成機関が単独で対応するのは困難である。また、構成機関が連携することなく個別に対応した場合、混乱を生ずるおそれがある。このため、協議会は、広域的な防災対策の実施にあたり、構成機関が連携し情報共有を図りつつ、火山専門家等の意見を踏まえて、広域避難などの防災対応について合意形成や調整を行うなど、広域的な火山防災対策を講じていく役割を担っている。

(図1-1) 富士山火山防災対策協議会の構成



第2章 対象となる噴火現象の概要

1 富士山ハザードマップによる噴火現象の概要

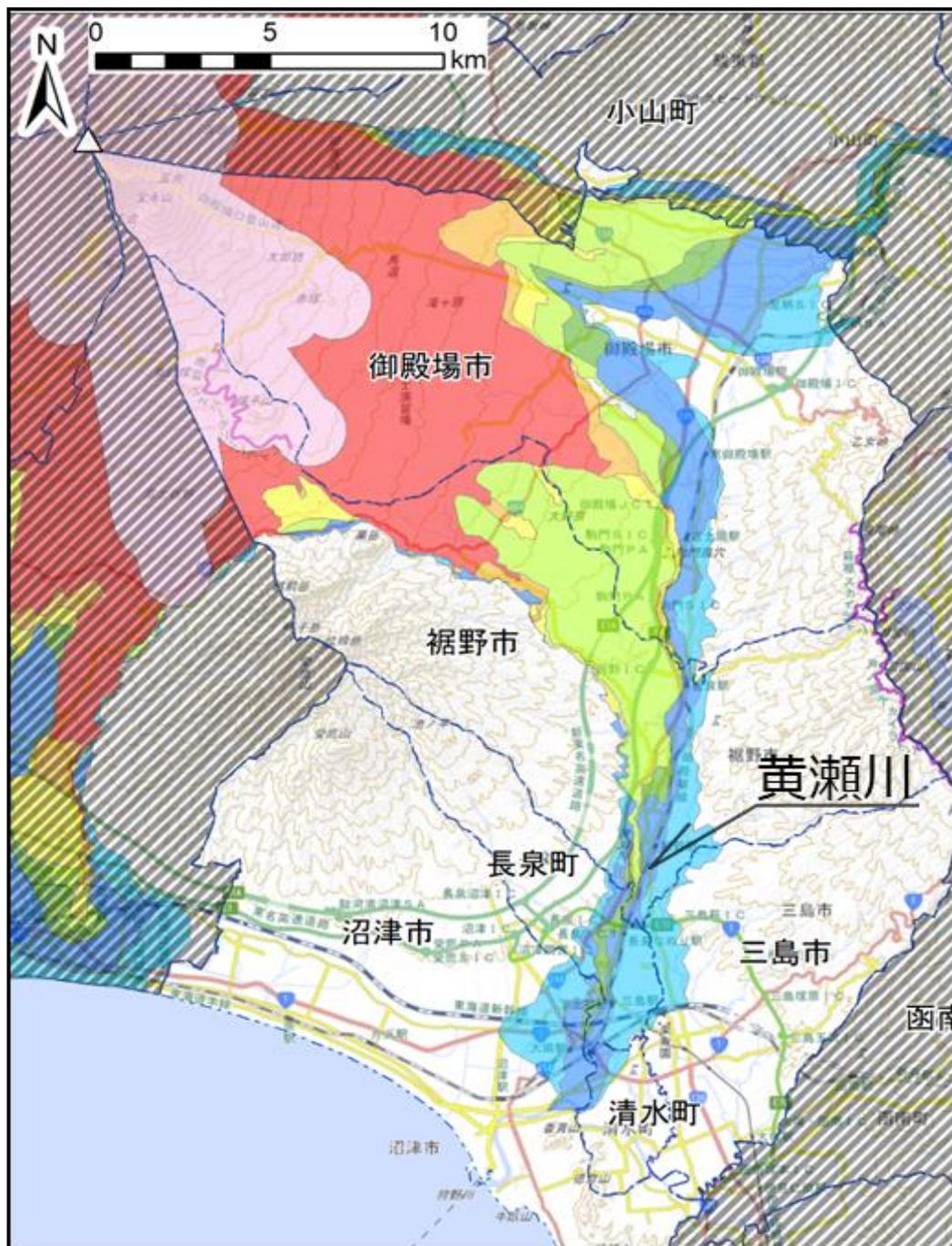
協議会により富士山ハザードマップが17年ぶりに改定された。対象とする噴火を3,200年前から5,600年前に遡って地質調査を実施したところ、富士山の想定火口は広い範囲に分布するとともに新たな想定火口が発見されたこと、地形メッシュサイズを200メートルから20メートルの精緻な地形データによりシミュレーションを行ったことや溶岩流の噴出量が7億 m^3 から13億 m^3 に見直されたことから溶岩流の流下範囲が拡大した。また、火砕流の噴出量規模は240万 m^3 から1,000万 m^3 に変更された。

当市では富士山噴火の影響について、市民が自分の居住する地域にどのような被害の可能性があるかを知り、危険について正しく理解していただくため、この新たな知見に基づく結果と防災情報を掲載した富士山火山防災マップの改定を令和4年2月に行った。

2 溶岩流

溶岩流の流下速度は遅く徒歩や自転車による避難が可能である。しかし、これまでの地質研究によって、新たな火口がいくつか発見されており、当市においては演習場内である印野地先の平塚が追加され、想定火口範囲が広がった。また、詳細な地図データによる溶岩流シミュレーションを前回から約5倍となる252通り（うち御殿場は38）を行った結果、溶岩流が早く流れる結果となり、当市でも印野地区だけではなく原里地区（板妻、神場、保土沢）においても噴火から3時間で到達する地域が確認された。しかし、御殿場富士公園線（県道23号線）沿いが黄瀬川と鮎沢川の分水嶺となっており、西は桜公園付近、東はアウトレット、南は南学校給食センターで囲まれた御殿場の中心市街地を包含した地域（東山区、二の岡区、新橋区、永原区、森之腰区、矢崎区）では溶岩流が流下外となる地域（以下「デルタ地域」という。）があることが明確に確認された。

(図2-1) 溶岩流可能性マップ



※出典：富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年）

3 火砕流・火災サージ

火砕流は高温の岩石・火山灰、空気や水蒸気が一体となって急速に山体を流下する現象で、通過域を焼失、埋没させる火山現象である。また、火災サージは火山灰混じりの爆風で、火砕流の先端部から分離して、本体より遠方に到達

し、高温・高速の流れにより人的被害を発生させる場合がある。流下速度は時速数十 km～数百 km で自動車より早く、火砕流等の発生後に流下コースから避難することは不可能であるため、噴火前に影響範囲外に避難する必要がある。当市の場合、火砕流の影響範囲内には住居はなく、山小屋や東富士演習場が含まれる。

(図 2-2) 火砕流・火砕サージ可能性マップ



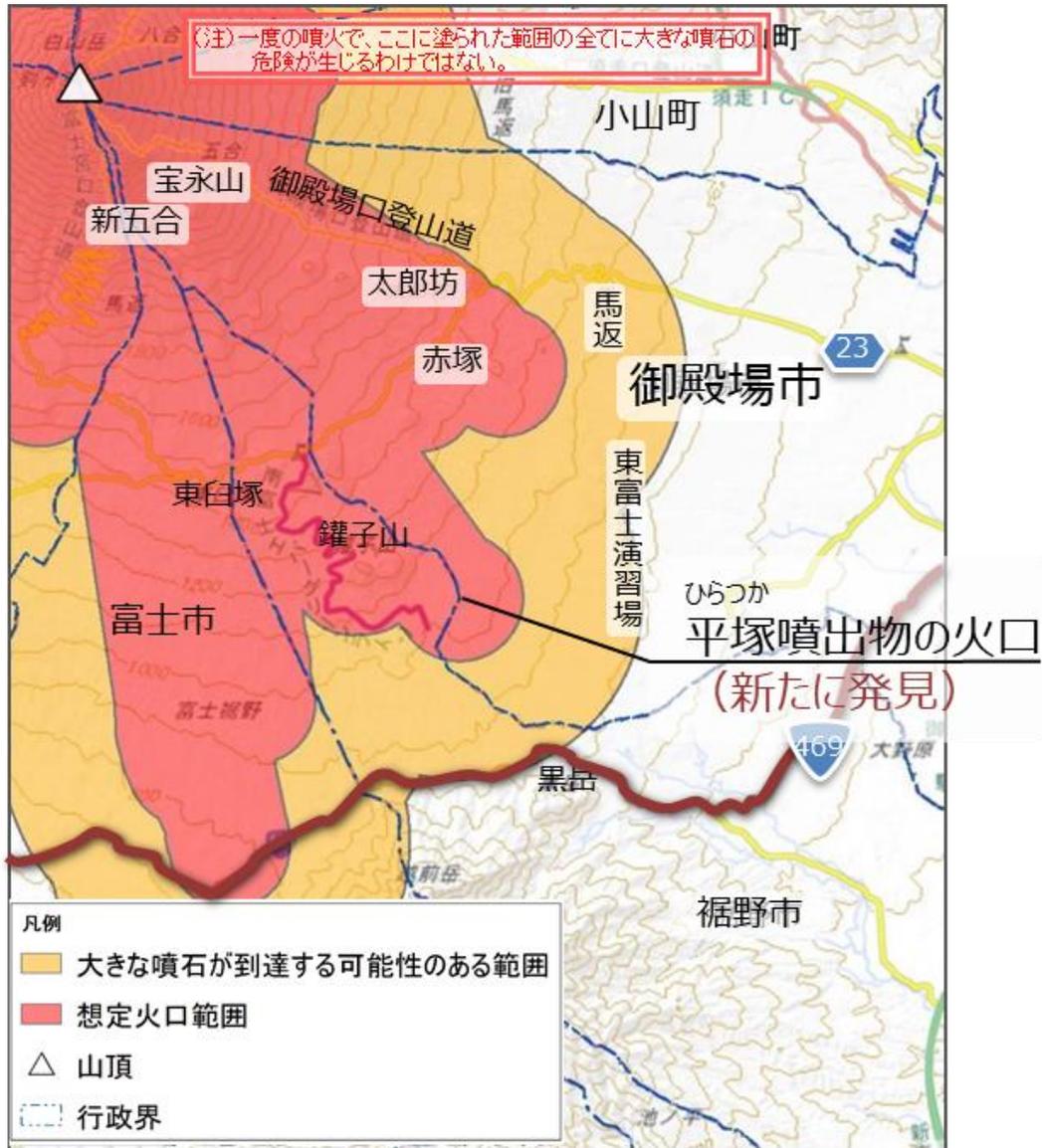
※出典：富士山ハザードマップ(改定版)検討委員会報告書(令和3年)

4 大きな噴石

大きな噴石は、噴火によって火口から飛ばされる概ね 20 cm～30cm 以上の風の影響をほとんど受けない岩石。到達範囲は 2 km～4 km で第 2 次避難対象エリア内であり当市の場合住居はなく山小屋や東富士演習場が含まれる。

噴火と同時に飛散することがあり、速度が速く直接当たれば死傷し、かなり堅牢な建物でなければ破壊されることがある。当市の場合、火砕流の影響範囲内には住居はなく、山小屋や東富士演習場が含まれる。

(図2-3) 大きな噴石可能性マップ



※出典：富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年）

5 融雪型火山泥流

融雪型火山泥流は、積もった雪が火砕流により溶かされて発生した泥流であり、短時間で市街地に到達する。積雪量や土砂の堆積厚により到達範囲や危険度が異なる。積雪がある時に噴火しそうな場合は、沢や川に近寄らないようにする必要がある。

(図2-4) 融雪型火山泥流可能性マップ



※出典：富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年）

6 降灰・小さな噴石

降灰は、季節によって風向きが変わるため、火山灰の到達範囲は変わる。しかし、宝永噴火の実績では7億 m^3 で、上空の強い偏西風に乗り20kmほど離れた所で直径2cm程度の小さな噴石が確認されている。降灰があったら灰を吸わないようマスクをする。やむを得ず外出する際はヘルメットや防災頭巾を被りゴーグルを着用し目を保護する。家の窓は閉めて建物を密閉する。木造住宅では30cm以上火山灰が積もり、雨が降ると倒壊の恐れがある。

第3章 基本方針（計画の前提条件）

基本方針では、本計画の前提となる事項について以下のとおり記載する。

1 溶岩流等の避難対象エリア

噴火現象の影響想定範囲を「想定火口範囲」「火砕流等」「大きな噴石」「溶岩流」の到達範囲の別に、これを第1次から第6次までの6つの避難対象エリアに区分した（表3-1）。

第1次避難対象エリアは、想定火口範囲とし、第2次避難対象エリアは、火砕流等や大きな噴石が到達する可能性がある範囲とする。以下、溶岩流の到達時間により第3次から第6次までの避難対象エリアを設定した。

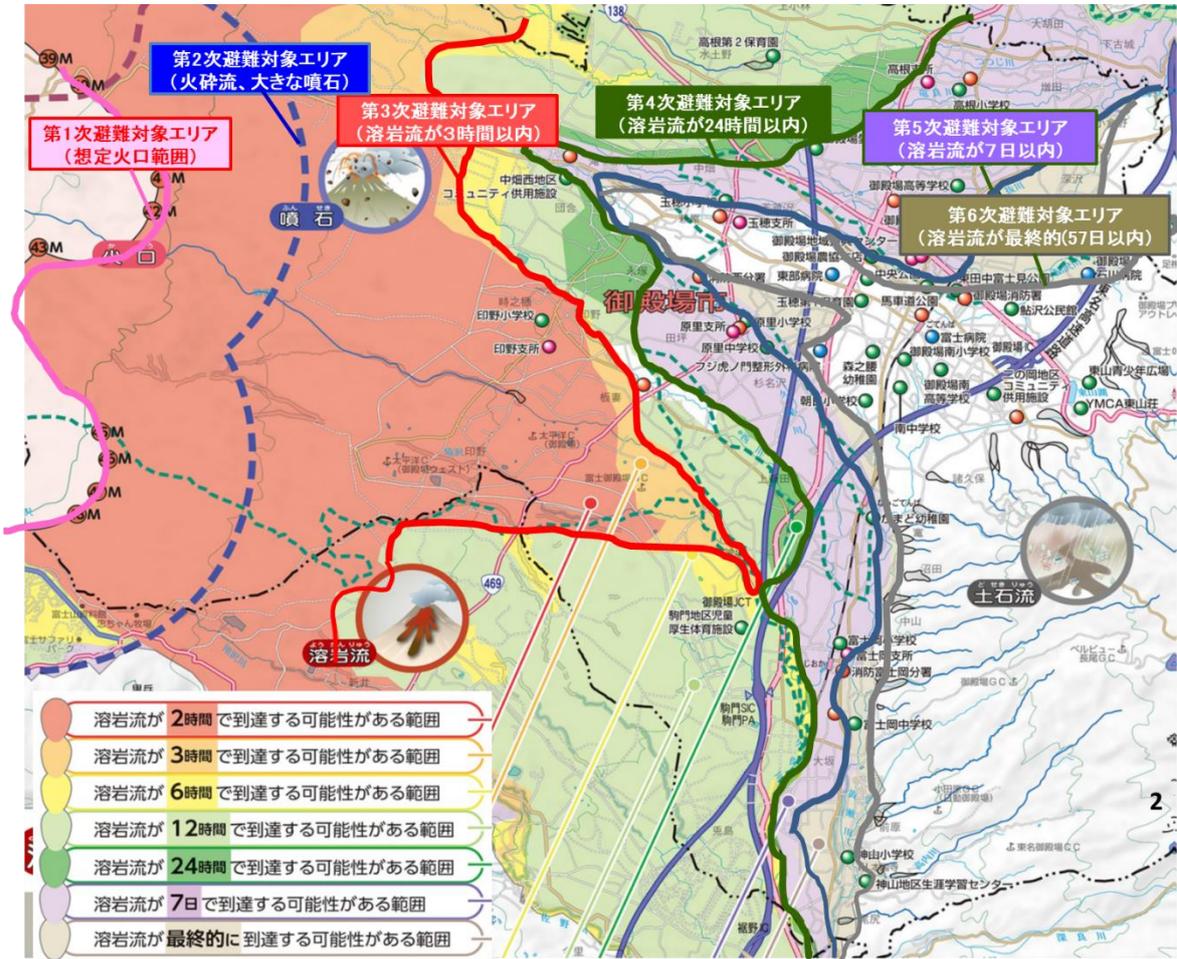
御殿場市の避難対象エリアは（図3-1）のとおり。

（表3-1）溶岩流等避難対象エリアの設定

避難対象	対象とする範囲（可能性マップの示す範囲）
影響想定範囲	可能性マップの示す範囲（火口形成、火砕流・火砕サージ、大きな噴石、溶岩流）
第1次避難対象エリア	想定火口範囲
第2次避難対象エリア	火砕流・火砕サージ、大きな噴石が到達する可能性のある範囲
第3次避難対象エリア	溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲
第4次避難対象エリア	溶岩流が24時間以内に到達する可能性がある範囲
第5次避難対象エリア	溶岩流が7日間以内に到達する可能性がある範囲
第6次避難対象エリア	溶岩流が最終的（最大で57日間）に到達する可能性がある範囲

※ 融雪型火山泥流ドリルマップ重ね合わせ図(P81(図7-11))において事前の避難が必要な区域とされているエリアは、積雪期においては第2次避難対象エリアとして扱い必要な避難対応を実施する。

(図3-1) 溶岩流等の影響想定範囲と避難対象エリア



2 富士山の噴火警戒レベル

気象庁から富士山の火山活動状況に応じて噴火警戒レベルが発表される。レベル1は、火山活動が静穏かそれに近い状態であることを示しているが、活火山であることに留意しなければならない。レベル2は、噴火する場所とその影響が限定的な場合に発表される。しかし、富士山では、噴火前の火山活動が高まる段階で、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すのは困難なことから、レベル2の発表はしないこととされている。

しかし、円滑な避難体制を構築するため、レベル3に引き上げられる前のレベル1の段階で発出される「火山の状況に関する解説情報（臨時）」（以下「解説情報（臨時）」という。）に基づき必要な防災対応を講じることを申し合わせた（平成30年3月27日開催 第8回富士山火山防災対策協議会）。

更に噴火現象が活発化するとレベル3、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される（可能性が高まってきている）場合にレベル4、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある場合にレベル5が発表されるが、必ずしも噴火警戒レベルがレベル3、レベル4、レベル5と順に上昇して噴火に至るとは限らず、噴火警戒レベルの引き上げ前に噴火することもある。

また、レベル5に引き上げられても噴火に至らず活動が終息することも想定される。

なお、火山活動が低下する過程などにおいて、予想される噴火による影響範囲が火口周辺に限定され、かつ、居住地域から離れている場合は、レベル2を発表する場合がある。

<参考 富士山の噴火警戒レベル>

平成19年12月1日運用開始



富士山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達(危険範囲は状況に応じて設定)。 宝永(1707年)噴火の事例 12月16日～1月1日:大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に推積 その他の噴火事例 貞観噴火(864～865年): 北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達 延暦噴火(800～802年): 北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達 ●顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している(噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険)。 宝永(1707年)噴火の事例 12月15日昼～16日午前(噴火開始前日～直前): 地震多発、東京など広域で揺れ
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される(火口出現が想定される範囲は危険)。 宝永(1707年)噴火の事例 12月14日まで(噴火開始数日前): 山麓で有感となる地震が増加
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり。 宝永(1707年)噴火の事例 12月3日以降(噴火開始十数日前): 山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。 過去事例 該当する記録なし
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	特になし。	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動は静穏(深部低周波地震の多発等も含む)。

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億m³を大規模噴火、2千ガ～2億m³を中規模噴火、2百万～2千万m³を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場合は現時点で特性されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。

注3) 火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ(富士山火山防災協議会作成)で示された範囲を指す。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。

<https://www.jma.go.jp/>



3 噴火シナリオと避難対応ステージ

平時から噴火、火山活動の終息まで段階に応じた対応を関係機関と共有できるよう噴火シナリオを作成した（表3-3）。

この噴火シナリオにおいて、避難対応を段階ごとに「避難対応ステージ」と区分し、ステージ4を最も緊急度の高い対応として一般住民、避難行動要支援者とも避難とした（表3-2）。

この「避難対応ステージ」は、想定火口範囲から順を追って緊急度の高い避難対策を講じる必要が生じ、噴火後は噴火現象の到達が見込まれる地域において必要に応じて引き上げることとなる。

なお、「避難対応ステージ」は1から順番に引き上げられるものではないことに留意し、各地域で必要となる避難対策を確認する必要がある。

（表3-2） 噴火シナリオにおける避難対応ステージごとの避難対応

避難対応 ステージ	一般住民	避難行動 要支援者	避難所	福祉避難所	その他の避難対策等
ステージ4	避難開始	避難開始 又は 避難済み	開設	開設 又は 開設済み	安否確認
ステージ3	避難準備	避難開始	開設準備	開設	安否確認
ステージ2	避難準備	避難準備	開設準備	開設準備	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の確認 ・避難行動要支援者の移動手段確保 ・情報伝達方法の確認
ステージ1	情報収集	避難準備	必要に応じて 開設準備	開設準備	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の確認 ・避難行動要支援者の移動手段確保 ・情報伝達方法の確認

(表3-3) 噴火シナリオ

噴火警戒レベル	解説情報 (臨時)	3	4	5	噴火後			
噴火までの推移の一例	火山活動の異常～噴火開始前 ・火山性地震の深部浅部へ上昇 ・マグマの浅部への上昇に伴う地殻変動を観測	噴火直前		噴火の発生～終息まで	降灰後～数十年 ・降灰後土石流の発生			
宝永噴火時の推移(参考)	噴火前十数日 山中で地震鳴動の発生	噴火前前日 山麓で有感地震が増加	噴火前日～直前 有感地震が多発広域的な揺れが発生	15日間 大規模噴火の発生 小さな噴石や火山灰が広範囲に堆積	降灰後～数十年 降灰後土石流の発生			
基本的な応急対策	・情報収集体制 ・自主的な分散避難の呼びかけ ・避難所開設準備 ・情報伝達方法確認	・災害対策本部設置 ・入山規制 ・警戒区域の設定 ・避難所設置(状況に応じて順次拡大) ・【積雪期】融雪型火山泥流から立ち退き避難が必要となる区域では第3次避難対象エリアの避難開始基準に準じて避難を実施する。 ・観光客等に対してはレベル3の時に帰宅を呼びかける。			・災害対策本部の設置等 ・噴火口の位置、流下方向(溶岩流の有無)の特定 ・溶岩流、融雪型火山泥流の流下方向により、必要な範囲に避難指示 ・状況に応じ避難を解除 ・土石流想定氾濫区域等 ・降雨時警戒避難・復興方針検討 避難期間が長期化する場合、ホテル等の宿泊施設を避難所として借り上げるなどの対応により避難者の負担軽減を図る。			
社会情勢	<p>報道の過熱 報道関係者が増加</p> <p>離れる人の増加・渋滞・帰宅困難者の発生</p> <p>通信の混乱・不確実な情報の拡大(デマ情報)</p> <p>応援部隊・ボランティアの活動本格化</p> <p>物流の停滞・物資不足</p> <p>観光客の減少</p>							
避難対象エリア	解説情報 (臨時)	住民の避難対応			噴火開始直後	流下状況判明後	避難先	
第1次避難対象エリア	自主的な分散避難	ステージ4	⇒	⇒	噴火発生			
第2次避難対象エリア		ステージ2	ステージ4	⇒		⇒		
第3次避難対象エリア		ステージ1	ステージ3	⇒		流下パターン避難	RTHMによる避難	各流下パターンの指定避難所
第4次避難対象エリア		情報収集体制	ステージ1	⇒		流下パターン避難	RTHMによる避難	各流下パターンの指定避難所
第5次避難対象エリア		情報収集体制	情報収集体制	ステージ1			RTHMによる避難	市内避難所または広域避難
第6次避難対象エリア		情報収集体制	情報収集体制	ステージ1			RTHMによる避難	市内避難所または広域避難
融雪型火山泥流		ステージ2	ステージ3	⇒		ステージ4		市内指定避難所

本シナリオは、噴火警戒レベルが順を追って引き上げられることを想定した上で、富士山の火山災害警戒地域に共通する多数のシナリオのひとつであり、実際の災害ではこれ以外に様々な噴火シナリオが存在することに注意する必要がある。

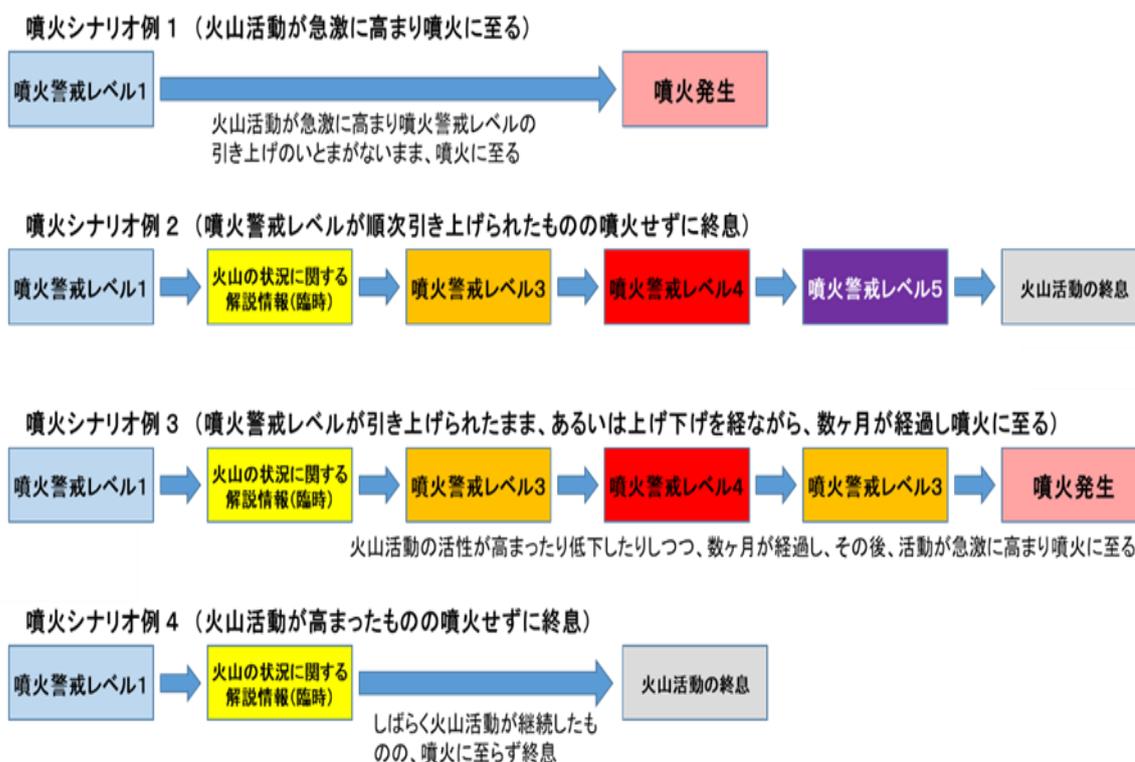
このため、次の2点について注意を要する。1点目として噴火警戒レベルは必ずしも順を追って引き上げられるものではなく、引き上げのないまま噴火に至ることや、引き上げられたものの噴火せず火山活動が終息することもありえること、2点目は本計画に示す噴火シナリオを参考として、地域特性を考慮した地域版シナリオを作成し避難対策に活用することを前提としていることである。

なお、予兆現象の観測から噴火開始までの時間経過や噴火が継続する期間は、あらかじめ確定することが不可能であるため、「噴火までの推移の一例」とした。

また、噴火状況判明後は噴火の形態や規模によって防災対策が異なることにも留意する必要がある。

本シナリオにおいては、噴火警戒レベルが順次引き上げられて噴火に至る基本的なパターンを作成したが、実災害においては様々なシナリオが存在することを示すため、いくつかのシナリオを次の図のとおり例示する。

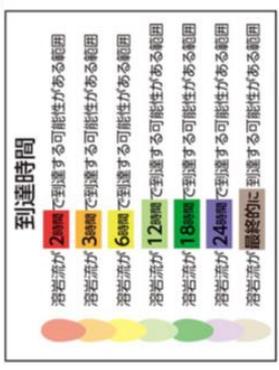
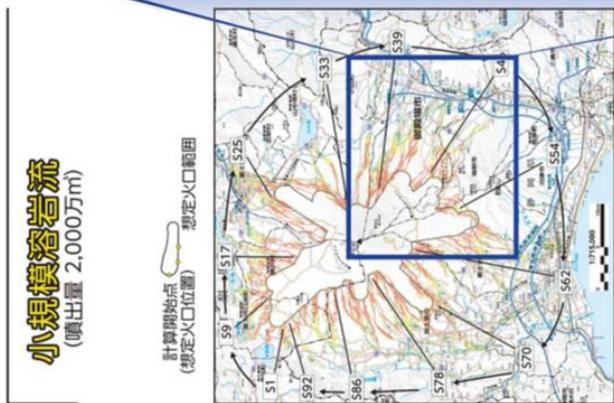
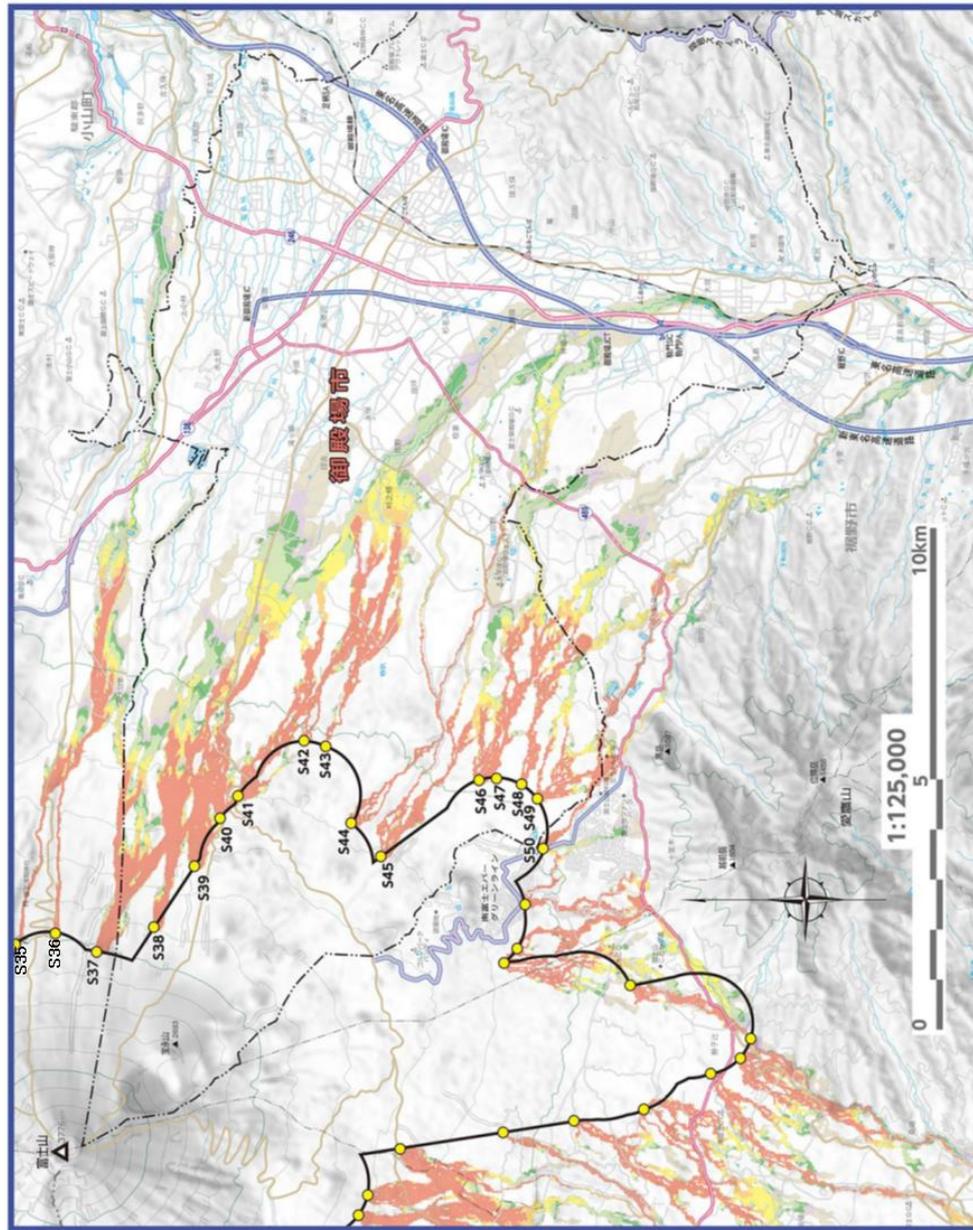
火山災害の不確実性に備えるためには、様々なシナリオでの訓練を繰り返し、課題の抽出、対応策の検討を行うことが重要である。



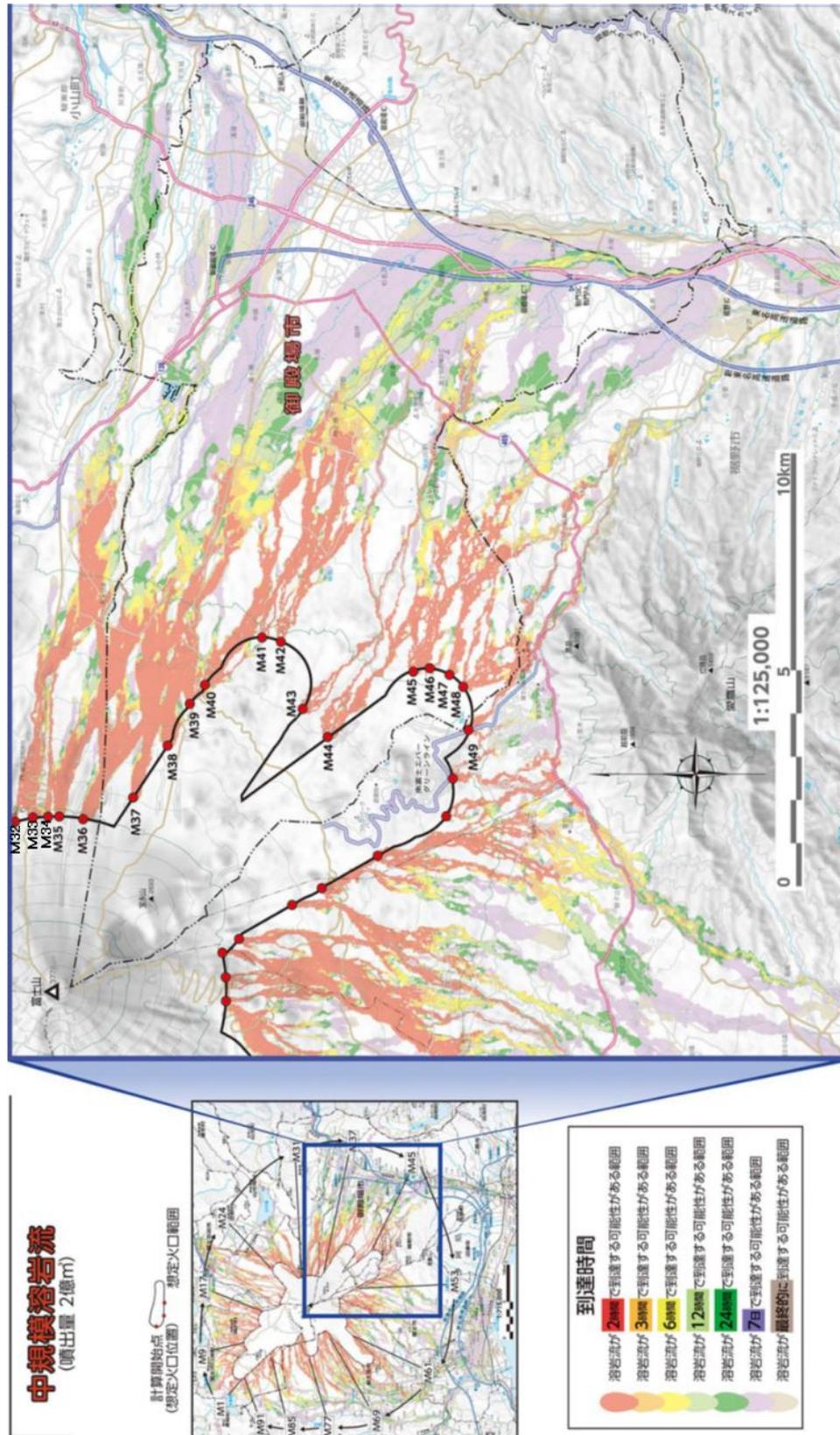
4 溶岩流ドリルマップ重ね合わせ図

富士山ハザードマップにより示された、詳細な地形データにより溶岩流のシミュレーションを行った結果を表したものである。各規模の溶岩流ドリルマップを重ね合わせた図（図3-2）（図3-3）（図3-4）であり、一度の噴火でここに色付けされた範囲の全てに溶岩流の危険が生じるわけではないことに注意する必要がある。

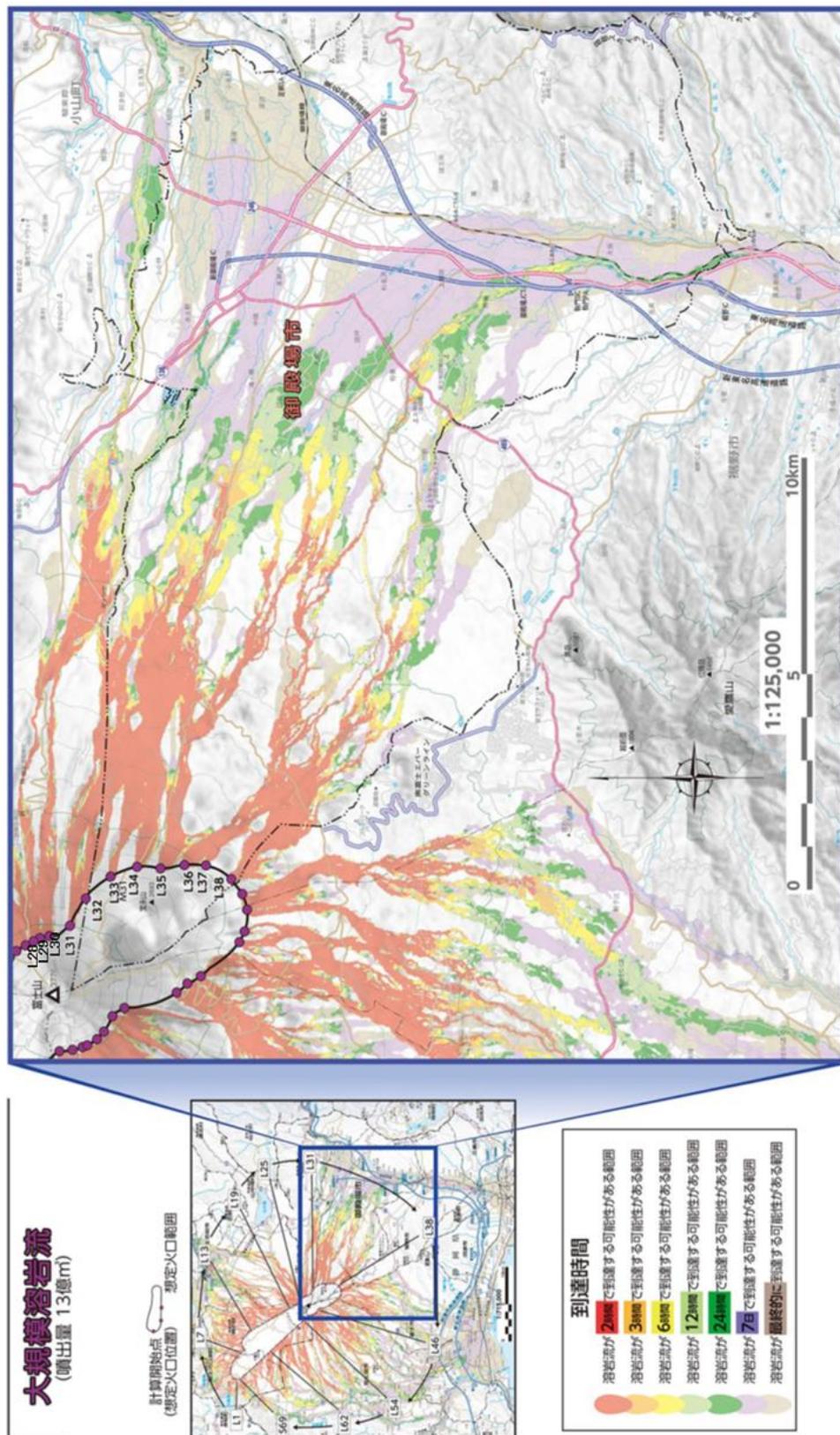
(図3-2) 小規模溶岩流のドリルマップの重ね合わせ図 (番号S37~S50)



(図3-3) 中規模溶岩流のドリルマップの重ね合わせ図 (番号M35~M49)



(図3-4) 大規模溶岩流のドリルマップの重ね合わせ図 (番号L31~L38)



5 流下パターンによる避難（噴火開始直後）

噴火時に悪天候等で正確な噴火口の位置が特定できず、その特定に時間を要する場合も想定され、その際は概ねの噴火口の位置情報で避難対応を行う必要がある。このため、複数のドリルマップを噴火口の範囲ごとにまとめた「流下パターン」により、概ね24時間以内までの溶岩流流下範囲から避難させる。

当市の地形は富士山から御殿場駅にかけてのライン、概ね県道御殿場富士公園線沿いが、分水嶺（分水界）となっており、大子山（桜公園の東側）以東はそれを超えて溶岩流が流れないことが、ハザードマップにより判明した。富士山全域の溶岩流ドリルマップ252通りのうち、当市は38（表3-4）通りが示されているが、噴火開始直後の避難指示発令の迅速性を確保するため、あらかじめ地形等を考慮して3つに区分することができる。

ドリルマップを流下地域ごとにグループ分けすると県内ではA～Oまで15パターンに区分することができ、当市はこの分水嶺により、A、B、Cの3つパターンが該当する。（図3-5）（図3-6）

【流下パターンA】（通称パターン北）

分水嶺より北側方向に溶岩流が流れる場合をいう。避難対象地区は高根・玉穂・御殿場地区の一部である。

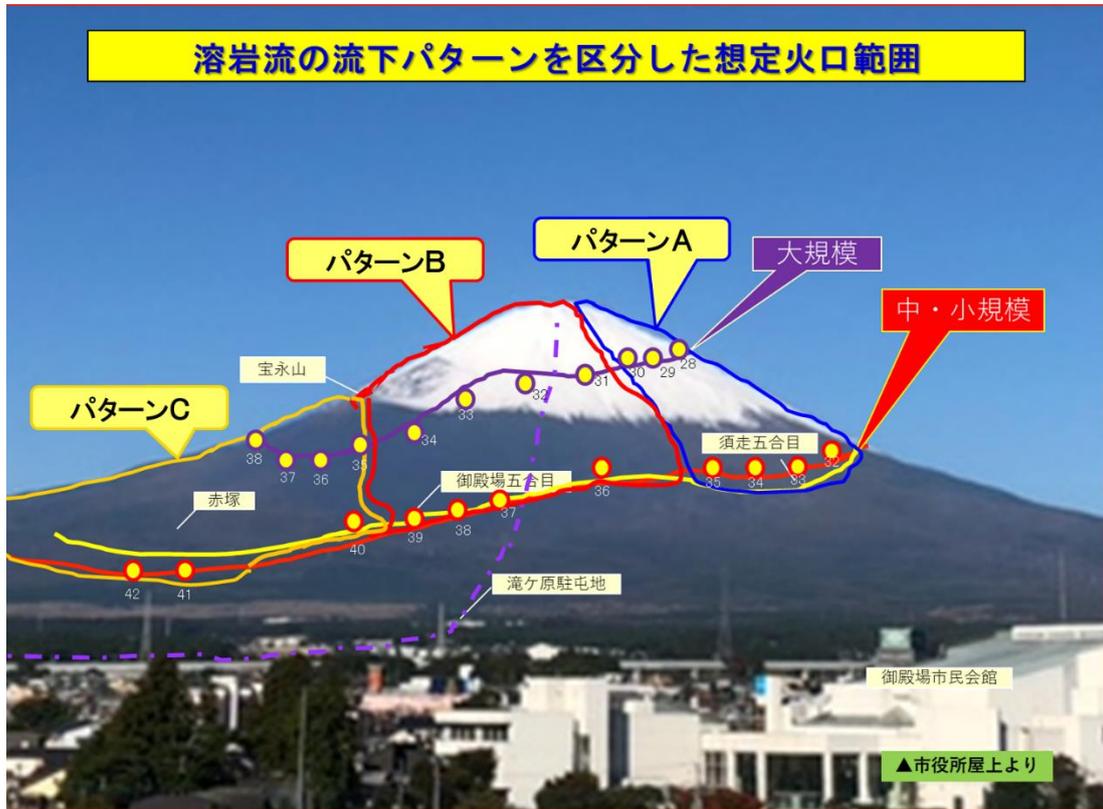
【流下パターンB】（通称パターン中）

溶岩流が県道23号線沿いを流れ分水嶺を境に南と北、両方流れる場合をいう。この場合は一番被害が広範囲となる。避難対象地区は全地区が対象となる。

【流下パターンC】（通称パターン南）

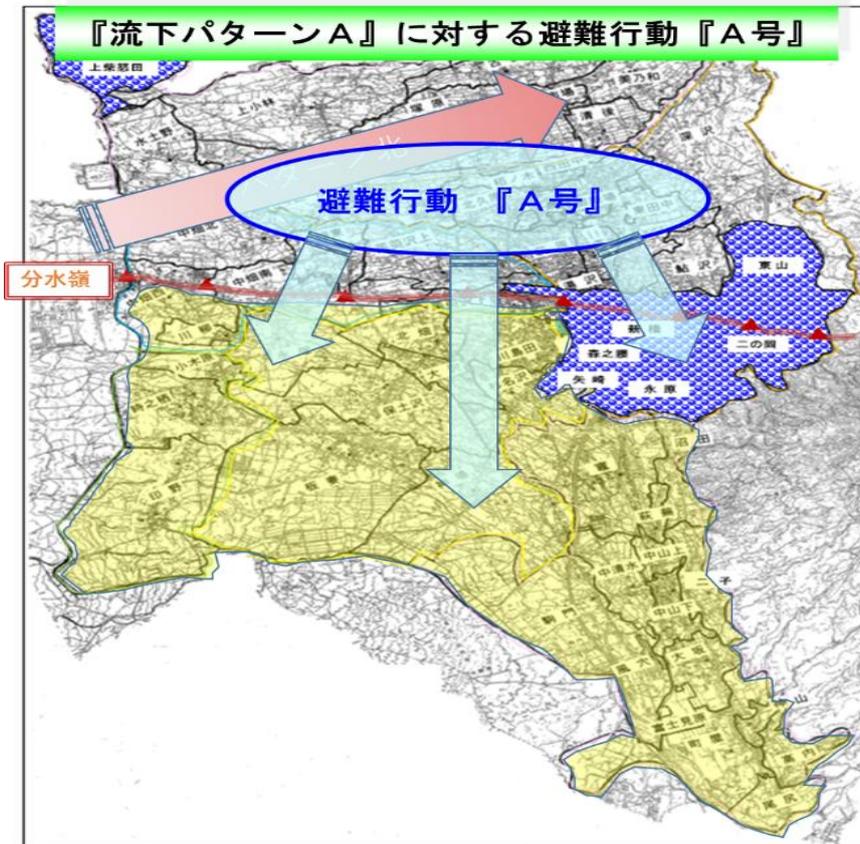
溶岩流が分水嶺の南側を流れる場合をいう。避難対象地区は印野、原里、富士岡、玉穂の一部である。

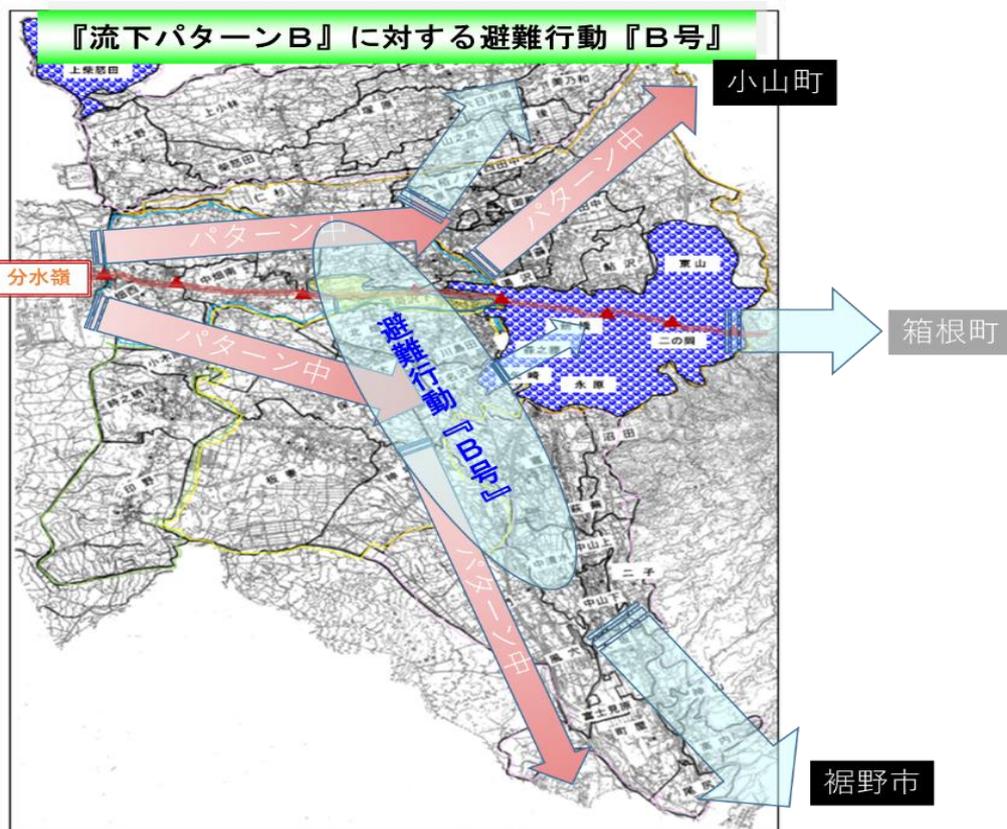
(図 3-5) 溶岩流の流下パターンを区分した想定火口範囲



※流下パターンによる避難は噴火から24時間経過後に発表されるリアルタイムハザードマップによる避難が実施されるまでの間、噴火直後である第4次避難対象エリア（噴火から24時間までに溶岩流が到達するエリア）を対象に避難を実施する。

(図3-6) 溶岩流の流下パターンによる避難の考え方





(表 3-4) 「溶岩流の流下パターンの区分」

	当市に影響のある溶岩流ドリルマップの想定火口位置の番号 (※)			
	L (大規模) 13 億m ³	M (中規模) 2 億m ³	S (小規模) 2000 万m ³	合計本数
流下パターンA (分水嶺の北側)	(3本) 28, 29, 30	(3本) 32, 33, 35	(2本) 35, 36	8
流下パターンB (分水嶺から南・北に分波)	(4本) 31, 32, 33, 34	(5本) 34, 36, 37, 38, 39	(2本) 38, 39	11
流下パターンC (分水嶺の南)	(4本) 35, 36, 37, 38	(7本) 40, 41, 42, 43, 44 45, 46	(8本) 40, 41, 42, 43 44, 45, 46, 47	19
規模別本数計	11	15	12	38/ 252

※ 溶岩流の流下パターンごとにL、M、Sの各ドリルマップの想定火口（計算開始地点）の位置を表した番号

6 リアルタイムハザードマップ（RTHM）による避難

噴火時に火口位置が精度良く特定でき噴火現象が判明した場合には、国土交通省が発表するリアルタイムハザードマップ（RTHM）に基づき溶岩流の影響範囲から避難する。

RTHM の提供が無い又は提供が遅れた場合は、既存のドリルマップにより影響想定範囲を特定するが、その際、噴火口は必ずしも1箇所のみとは限らず、複数火口又は火口が広がり山腹割れ目噴火が生じる可能性があるため、ドリルマップの選定時は慎重を期す必要がある。

7 避難対象者の区分と避難手段

(1) 避難対象者の区分

区分	避難対象者
一般住民	御殿場市内に居住する住民(避難行動要支援者を除く)
避難行動要支援者	自分や家族の支援だけでは避難できない高齢者や障害者で、避難行動要支援者名簿に記載された者
観光客等	御殿場市に訪れた観光客・登山者・通勤・通学者等

(2) 避難手段

区分	自家用車の有無	避難手段
一般住民	あり	原則徒歩
	なし	
避難行動要支援者	あり	自家用車
	なし	市、県からのバス等の車両
観光客等	あり	自家用車
	なし	公共交通機関等入域した手段

8 第3次～第6次避難対象エリアごとの推計避難者数と影響のあるドリルマップ

市内の3つの流下パターンごとに避難者数、避難車両数（避難行動要支援者等を運ぶ車両）の見積もりと、各区に影響のある溶岩流ドリルマップの番号を掲載した。作成にあたり、各区の住民登録者数と避難車両（避難行動要支援者等を運ぶ車両）を1世帯1台の使用と見込み、3割が事前避難すると考え、それぞれ70%を推計値として算出した。避難にあたり避難行動要支援者1人に対して避難支援者を1人として見込むこととする。

※1 推計自家用車台数…令和5年5月1日現在の御殿場市世帯数の7割で算出

※2 区避難者推計数…令和5年5月1日現在の御殿場市各区人口の7割で算出

(表3-5) 流下パターンA (パターン北) の場合

第3次・4次避難対象エリア避難者数と影響のあるドリルマップ

避難対象エリア	到達時間	避難元	推計自家用車台数 (台) ※1	避難行動要支援者数 (右の内数)	区避難者推計数 (人) ※2	L (大規模)	M (中規模)	S (小規模)
						ドリルマップ番号	ドリルマップ番号	ドリルマップ番号
第3次避難対象エリア	3時間以内	無し。						
第4次避難対象エリア	6時間以内	無し。						
	12時間以内	柴怒田	65	9	197	29.30	35	
		仁杉	155	17	417	29.30	34.35	
		中畑北	98	13	218	29.30	34.35	
		小計	318	39	832			
	24時間以内	上小林	149	12	347	28.29.30	33.34.35	
		水土野	30	5	72	29.30	34.35	
		山之尻	201	11	494	29.30	35	
		中畑東	401	66	890	29.30	34.35	
		小計	781	94	1,803			
	第4次エリア合計		1,099	133	2,634			

(表3-6) 流下パターンB (パターン中) の場合

第3次・4次避難対象エリア避難者数と影響のあるドリルマップ

避難対象エリア	到達時間	避難元	推計自家用車台数 (台) ※1	避難行動要支援者数 (右の内数)	区避難者推計数 (人) ※2	L (大規模)	M (中規模)	S (小規模)
						ドリルマップ番号	ドリルマップ番号	ドリルマップ番号
第3次避難対象エリア		無し。						
第4次避難対象エリア	6時間以内	中畑西	395	51	869	31.32. 33.34	36.37. 38.39	38.39
		小計	395	51	869			
	12時間以内	無し。						
		川柳	48	4	125	31.32. 33.34	36.37. 38.39	39
	24時間以内	中畑南	613	80	1,508	31.32. 33.34	36.37. 38.39	
		小木原	79	11	183	31.32. 33.34	36.37. 38.39	
		時之栖	301	33	788	32.33. 34	37.38. 39	
		永塚	197	28	443	31.32. 33.34	36.37. 38.39	39
		小計	1,238	156	3,047			
	第4次エリア合計		1,632	207	3,917			

(表3-7) 流下パターンC (パターン南) の場合

第3次・4次避難対象エリア避難者数と影響のあるドリルマップ

避難対象エリア	到達時間	避難元	推計自家用車台数(台) ※1	避難行動要支援者数(右の内数)	区避難者推計数(人) ※2	L(大規模)	M(中規模)	S(小規模)	
						ドリルマップ番号	ドリルマップ番号	ドリルマップ番号	
第3次避難対象エリア	2時間以内	時之栖	301	33	788	35.36.37	40.41.42	40.41.42 43	
		印野	109	17	326	36.37.38	40.41.42 43.44.45 46	43.44.45 46.47	
		板妻	622	56	1,376	35.36.37 38	40.41.42 43.44.45 46	40.41.42 43.44.45	
		小計	1,032	106	2,489				
	3時間以内	保土沢	573	65	1,305	35.36.37	40.41.42	40.41.42 43	
		神場	235	23	578	35.36.37 38	40.41.42 43.44.45 46	40.41.42 43.44.45	
		小計	809	88	1,882				
	第3次エリア合計		1,840	194	4,372				
	第4次避難対象エリア	6時間以内	小木原	79	11	183	35	40.41.42	40.41.42 43
			駒門	187	26	484	35.36.37 38	40.41.42 43.44.45 46	44.45
中清水			239	29	545	35.36.37 38	40.41.42 43.44.45 46	44.45	
風穴			46	15	113	35.36.37 38	40.41.42 .43.44.4 5.46	44	
大坂			818	84	1,743	35.36.37 38	40.41.42 43.44.45 46	44	
町屋			494	59	1,223	35.36.37 38	40.41.42 43.44.45 46	44.45	
尾尻			169	21	377	35.36.37 38	40.41.42 43.44.45 46	44.45	
小計			2,032	245	4,668				
12時間以内		杉名沢	293	26	788	35.36.37	40.41.42	42.43	
		小計	293	26	788				
24時間以内		竈	725	85	1,618	35.36.37	40.41.42	43	
		富士見原	317	23	900	35.36.37 .38	40.41.42 44.45.46	44.45	
		小計	1,042	108	2,519				
第4次エリア合計			3,367	379	7,975				
第3.4次エリア合計			5,207	573	12,347				

(表3-8) 流下パターンA (パターン北) の場合

第5次避難対象エリアの推計避難者数と影響のあるドリルマップ

避難対象エリア(到達時間)	避難元	推計自家用車台数(台) ※1	避難行動要支援者数 (右の内数)	区避難者推計数 (人) ※2	L(大規模)	M(中規模)	S(小規模)
					ドリルマップ番号	ドリルマップ番号	ドリルマップ番号
第5次避難対象エリア (1日経過～7日以内)	古沢	169	32	489	28.29	33.34	
	塚原	207	10	548	29.30	35	
	六日市場	92	13	203	29.30	35	
	清後	99	7	272	29.30	35	
	美乃和	164	25	452	30	35	
	西田中	727	66	1,741	29.30	35	
	北久原	573	46	1,416	29.30	35	
	御殿場	837	99	1,859	29.30	35	
	萩原	1158	89	2,388	30	35	
	二枚橋	629	54	1,415	30	35	
	東田中	987	97	2,139	30	35	
	深沢	321	47	779	30	35	
	茱萸沢上	473	44	1,029	30	34.35	
	中畑西	395	51	834		35	
中畑南	613	80	1,508		35		
第5次エリア合計		7,442	760	17,071			

(表3-9) 流下パターンB (パターン中) の場合

第5次避難対象エリアの推計避難者数と影響のあるドリルマップ

避難対象エリア(到達時間)	避難元	推計自家 用車台数 (台) ※1	避難行動 要支援者 数 (右の内 数)	区避難者 推計数 (人) ※2	L (大規 模)	M (中規 模)	S (小規 模)
					ドリルマ ップ番号	ドリルマ ップ番号	ドリルマ ップ番号
第5次 避難対 象エリ ア (1日経 過~7 日以内)	水土野	30	5	72	31.32	36	
	柴怒田	65	9	197	31.32	36	
	上小林	149	12	347	31	36	
	塚原	207	10	548	31	36	
	山之尻	201	11	494	31	36	
	六日市場	92	13	203	31		
	清後	99	7	272	31.32.33		
	仁杉	155	17	417	31.32.33.34	36.37	
	西田中	727	66	1,741	31.33	36	
	北久原	573	46	1,416	31.32.33	36.37	
	御殿場	837	99	1,859	31.32.33		
	萩原	1,158	89	2,388	31.32.33		
	中畑北	98	13	218	31.32.33.34	36.37	
	中畑東	401	66	890	31.32.33.34	36.37	
	茱萸沢上	473	44	1,029	31.32.33.34	36.37	
	保土沢	573	65	1,305	31.32.33.34	37.38.39	
	北畑	484	62	1,294	31.32.33.34	37.38.39	
	大沢	354	41	825	31.32.33.34	37.38.39	
	杉名沢	293	26	788	31.32.33.34	37.38.39	
	板妻	622	56	1,376	32.33.34	37.38.39	
	神場	235	23	578	31.32.33.34	37.38.39	
	竈	725	85	1,618	31.32.33.34	37.38.39	
	萩蕪	103	16	218	32.33.34	38	
	中山上	186	18	370	32.33.34	38	
	中山下	646	60	1,380	31.32.33.34	38.39	
	沼田	76	21	185	34	38	
二子	102	11	273	34	38		
駒門	187	26	484	31.32.33.34	38.39		
中清水	239	29	545	31.32.33.34	38.39		
第5次エリア合計		10,088	1,046	23,328			

(表3-10) 流下パターンC (パターン南) の場合

第5次避難対象エリアの推計避難者数と影響のあるドリルマップ

避難対象エリア(到達時間)	避難元	推計自家用車台数	避難行動要支援者数(右の内数)	区避難推計者数	L(大規模)	M(中規模)	S(小規模)
					ドリルマップ番号	ドリルマップ番号	ドリルマップ番号
第5次避難対象エリア(1日経過～7日以内)	中畑西	395	51	834	35	40	
	川柳	48	4	125	35		
	中畑南	613	80	1,508	35		
	中山下	646	60	1,380	35.36.37 38	40.41.42 44.45.46	
	神山	391	34	1,134	35	42	
	高内	133	15	317	35	42	
第5次エリア合計		2,226	244	5,298			

(表3-11) 流下パターンA (パターン北) の場合

第6次避難対象エリアの推計避難者数と影響のあるドリルマップ

避難対象エリア(到達時間)	避難元	推計自家用車台数(台)※1	避難行動要支援者数(右の内数)	区避難推計者数(人)※2	L(大規模)	M(中規模)	S(小規模)
					ドリルマップ番号	ドリルマップ番号	ドリルマップ番号
第6次避難対象エリア(7日経過～57日(最終)まで)	栢ノ木	303	43	779	29	35	
第6次エリア計		303	43	779			
第5.6次合計		7,746	803	17,850			
第3～6次合計		8,845	936	20,484			

(表3-12) 流下パターンB (パターン中) の場合

第6次避難対象エリアの推計避難者数と影響のあるドリルマップ

避難対象エリア(到達時間)	避難元	推計自家用車台数(台) ※1	避難行動要支援者数(右の内数)	一般避難推者計数(人) ※2	L(大規模)	M(中規模)	S(小規模)
					ドリルマップ番号	ドリルマップ番号	ドリルマップ番号
第6次避難対象エリア (7日経過～57日(最終)まで)	古 沢	169	32	489	31		
	美乃和	164	25	452	31.32.33		
	栢ノ木	303	43	779	31.33	36	
	二枚橋	629	54	1,415	31.32.33		
	東田中	987	97	2,139	31.32.33		
	鮎 沢	516	43	1,084	31.32		
	深 沢	321	47	779	31.32.33		
	茱萸沢下	541	60	1,210	31		
	川島田	1,024	122	2,141	31		
	神 山	391	34	1,134	33.34		
	高 内	133	15	317	32.33.34		
	風 穴	46	15	113	31.32.33.34	38.39	
	大 坂	818	84	1,743	32.33.34	38.39	
	富士見原	317	23	900	32.33.34	38.39	
町 屋	494	59	1,223	32.33.34	38		
尾 尻	169	21	377	32.33.34			
第6次エリア計	7,022	774	16,295				
第5.6次合計	17,110	1,820	39,623				
第3～6次合計	18,742	2,027	43,540				

(表3-13) 流下パターンC (パターン南) の場合

第6次避難対象エリアの推計避難者数と影響のあるドリルマップ

避難対象エリア(到達時間)	避難元	推計自家用車台数(台) ※1	避難行動要支援者数(右の内数)	一般避難推者計数(人) ※2	L(大規模)	M(中規模)	S(小規模)
					ドリルマップ番号	ドリルマップ番号	ドリルマップ番号
第6次避難対象エリア (7日経過～57日(最終)まで)	永 塚	197	28	443	35		
	北 畑	484	62	1,294	35		
	大 沢	354	41	825	35		
	中山上	186	18	370		42	
	二 子	102	11	273		42	
第6次エリア計	1,322	160	3,205				
第5.6次合計	3,548	404	8,503				
第3～6次合計	8,755	977	20,850				

9 溶岩流の流下に伴う避難対象エリア別避難等開始基準

避難対象エリアごとの避難開始時期を（表3-14）のとおりに示す。移動に車両が不可欠である避難行動要支援者の避難が確実に完了できるよう、渋滞抑制のため、一般住民の避難は原則徒歩とする。

(1) 【噴火前】

第3次避難対象エリアの避難行動要支援者にあつては、噴火警戒レベル4で避難を開始する。この際、地震活動が活発化している場合には、道路状況に注意を払う。なお、一般住民は、噴火開始直後から避難を開始するが、溶岩流の到達時間が特に短時間である地域や、溶岩流の流下により道路が使用できなくなり、孤立する可能性がある地域が存在するなどの地域特性を考慮し、一般住民も自家用車等により噴火前に避難開始することを妨げない。

(2) 【噴火開始直後】

噴火開始直後は、関係機関等による観測で火口の位置を特定するが、悪天候等で正確な噴火口の位置の特定に時間を要する場合は概ねの噴火口の位置情報により、県から示される「流下パターン」により必要な範囲での避難とする。なお、避難対象範囲が広めに設定されるため、安全が確認された時点で順次、避難対象範囲を縮小するなどの運用を検討する。

(3) 【噴火状況判明後】

噴火状況判明後は、溶岩流の流下状況に応じた段階的な避難とし、市は気象庁等関係機関からの情報により避難対象範囲を決定し、速やかに住民に情報伝達を行う。関係機関及び火山専門家の協議（Web会議を含む。）等により火口位置や流下方向が特定できた後は国土交通省からのRTHMの情報や「富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書」のドリルマップを参考に避難範囲を決定する。ただし、ドリルマップは特定の条件に基づくシミュレーションであるため、市が避難対象範囲を決定する際には、関係機関からの最新の情報や火山専門家に助言を求め、必要な対応を行う。

(表3-14) 溶岩流の流下に伴う避難対象エリア別避難等開始基準

避難対象エリア	避難者の属性	解説情報(臨時)	レベル3	レベル4	レベル5	噴火開始直後	噴火状況判明後
第1次	観光客等	帰宅 (登山者は下山)					
第2次	観光客等	帰宅(市内全域に滞在する観光客等)					
第3次	要支援者	情報収集	避難準備	避難開始(全方位)			
	一般住民		情報収集	避難準備	避難準備	避難開始(パターン避難)	
第4次	要支援者	情報収集	情報収集	避難準備	避難準備	避難開始(パターン避難)	
	一般住民			避難準備	避難準備	避難開始(パターン避難)	
第5次	要支援者	情報収集	情報収集	情報収集	避難準備	避難準備	避難開始(RTHMもしくはドリルマップによる必要な範囲)
	一般住民				情報収集	避難準備	
第6次	要支援者				避難準備	避難準備	
	一般住民				情報収集	避難準備	

10 避難指示等発令のタイミング

避難指示等の対応は気象庁の防災情報、県からのパターン避難、国土交通省のRTHMなどの情報をトリガーとして、次のように避難指示等を発令する。

(1) 噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））

- ア 登山者（5合目以上）は下山指示、観光客等には情報提供する。
- イ 住民へは、噴火警戒レベル1～3までの間で、噴火の影響のない親戚、知人宅への自主的な分散避難を呼びかける。

(2) 噴火警戒レベル3（入山規制）

- ア 園児、児童、生徒（小・中・高）の引渡し
- イ 第1次、第2次避難対象エリアへ避難指示（夏季山小屋等）
- ウ 第3次避難対象エリアの避難行動要支援者は避難準備
- エ 市内に滞在する観光客等に対して帰宅を呼びかける

(3) 噴火警戒レベル4（高齢者等避難）

- ア 第3次避難対象エリアの避難行動要支援者に避難指示
- イ （積雪時）融雪型火山泥流の事前避難が必要な区域に避難指示
- ウ 第3次避難対象エリアの一般住民と第4次避難対象エリアの一般住民及び避難行動要支援者は避難準備

(4) 噴火警戒レベル5（避難）

- 第3次避難対象エリアの一般住民と第4次避難対象エリアの一般住民及び避難行動要支援者は避難準備

(5) 噴火開始直後～23時間経過

- 県からA・B・C流下パターンいずれか指示に基づき、溶岩流の影響のある第3、4次避難対象エリアの住民を対象に避難指示を発令

(6) 23時間以降

- RTHMもしくはRTHMが発表されない場合は、発表されるまでの間、溶岩流ドリルマップを参考に、第5次避難対象エリアのうち影響があると思われる地域に避難指示を発令。その後も溶岩流の流下が続く場合、第6次避難対象エリアの溶岩流の影響がある地域にRTHMにより避難指示を発令

第4章 情報伝達

1 市民等への情報伝達・広報

富士山は国の機関等による監視・観測が充実しており、噴火の前兆的な活動が確認できた場合は、気象庁は富士山の火山活動の状況に応じた噴火警報等を発表する。当市では国土交通省の監視カメラや気象庁からのホットラインなどにより情報取得ができる体制となっている。

市は異常な火山活動などの緊急情報があった場合は、一般住民、避難行動要支援者及び観光客等が情報を入手できるよう複数の手段を使って情報伝達を行うものとする。また、避難行動要支援者は、一般住民より一段早く避難することとなるため、早めの情報伝達が必要である。高齢者世帯や障害者などは情報が届きにくいことから、個別避難計画の作成などにより対応する。

情報伝達の手段は①～⑩のとおり。

- ① 防災行政無線 ② 緊急速報メール ③ ほっとメール ④ 市ホームページ
⑤ 市のX（旧ツイッター） ⑥ LINE等のSNS ⑦ 報道機関（新聞、テレビ、ラジオ、GOGOエフエム、ケーブルテレビ） ⑧ 観光協会のホームページ ⑨ 市広報車による広報 ⑩ 消防署、消防団による広報

(1) 情報伝達例文例

区 分	情報伝達例文
下山指示	<ul style="list-style-type: none">・こちらは御殿場市です。・富士山五合目から上の登山者に対する下山指示についてお知らせします。・「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表されました。・本日〇〇時〇〇分に五合目から上に滞在する方に対して下山指示を発令します。（しました。）・登山者及び入山者は直ちに下山してください。
入山規制	<ul style="list-style-type: none">・こちらは御殿場市です。・富士山の入山規制についてお知らせします。・富士山の噴火警戒レベルが3に引き上げられました。・本日〇〇時〇〇分に入山規制を発令します。（しました。）・当市を訪れている観光客等の皆さんは道路等混雑する恐れがありますので、早めの帰宅をお願いします。・登山者、地区内の入山者及び居住者は直ちに退去してください。
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none">・こちらは御殿場市です。・富士山の噴火に関する避難準備・高齢者等避難開始についてお知らせします。・富士山の噴火警戒レベルが4に引き上げられました。

	<ul style="list-style-type: none"> ・本日〇〇時〇〇分に避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。 ・対象は、時之栖区、印野区、板妻区、保土沢区、神場区の避難行動要支援者と支援者の方です。 ・対象者については、〇〇（所定の避難先）へ避難してください。 ・対象区の一住民及び第4次避難対象エリアの住民は、噴火に備えて避難の準備を始めてください。
緊急安全確保 (噴火) 避難指示	<p>(サイレン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こちらは御殿場市です。 ・富士山の噴火警戒レベルが5に引き上げられました。(富士山〇〇付近で噴火が発生しました) ・市は本日〇〇時〇〇分に避難指示を発令しました。 ・対象区は、〇〇区、〇〇区…です。居住者は所定の避難先へ避難してください。 <p>(対象地区の住民は〇〇時〇〇分までに地区から離れ、安全な場所へ避難してください。)</p>
警戒区域の設定	<p>(サイレン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こちらは御殿場市です。 ・本日〇〇時〇〇分に警戒区域を設定しました。 ・警戒区域は、〇〇区、〇〇区…です。 ・警戒区域にいる方は直ちに退去してください。

(2) 各避難警戒レベルにおける情報伝達・広報項目

実施時期	分類	項目例
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	噴火への備え	避難先・避難方法・避難実施時期の再確認/避難時持ち出し品の準備・再確認/落ち着いた行動をとること/風評・うわさ話に惑わされないこと/正しい情報の入手を心掛けること等
噴火警戒レベル1 (解説情報(臨時))	火山活動の現状及び今後の見通し	地震発生状況/低周波地震発生状況/地殻変動状況/各種観測データから総合的に判断される火山活動状況/噴火予測/火口の位置/噴火形態・規模/噴火に伴う現象の影響範囲の見通し/火山活動の推移予想等
噴火警戒レベル3	入山規制	火山活動の高まりによる入山規制の実施情報/入山規制の実施範囲/入山規制解除の見通し
噴火警戒レベル4、5	避難指示、緊急安全確保	避難指示/対象範囲、対象者/避難先/避難方法/避難指示の解除の見通し等、避難準備・高齢

		者等避難開始（避難指示）等／流下パターンによる避難指示
噴火状況判明後	避難指示、被害状況	リアルタイムハザードマップによる避難指示 噴火に伴う現象による被害の発生状況／道路不通箇所等
	防災対応状況	噴火現象の推移／対策本部設置状況／避難実施・完了状況／被災地における各種応急活動／各種復旧作業の実施状況と復旧の見通し／公共輸送機関の運行状況と運転再開の見通し／住民や事業者に対する支援事業 等
	安否情報	避難者収容状況／災害用伝言ダイヤル、災害情報掲示板等の活用方法 等

噴火警戒レベル2 (引き下げ時)	火口周辺規制	地震発生状況／低周波地震発生状況／地殻変動状況／各種観測データから総合的に判断される火山活動状況／噴火予測／火口の位置／噴火形態・規模／噴火に伴う現象の影響範囲及び拡大（縮小）見通し／火口周辺規制の実施範囲／火口周辺規制解除の見通し 等
---------------------	--------	--

2 報道対応

報道機関には、住民等への避難誘導を支援するための重要な情報や正確な活動状況や被害情報の報道を依頼する。また、市は県と協力し、観光客等の避難（帰宅）促進・観光自粛に関する報道を依頼する。流言・デマ・風評被害等は情報不足からも発生するため、公表できる情報は定期的に記者会見を開き確実な情報提供に努める。

第5章 防災体制

1 市の配備体制

市は、噴火警戒レベルに応じて、火山活動状況に応じた防災体制をとり、避難等の防災対応にあたる。火山の活動に応じた市の体制・対応等は、以下のとおりとする。

火山活動の状況	体制	対応の概要等
噴火予報（噴火警戒レベル1、活火山であることに留意）が継続される中、火山活動が確認されたとき 噴火警戒レベル1 （解説情報【臨時】）	事前配備体制 （情報収集制）	<ul style="list-style-type: none"> ① 五合目から上の登山者に対して登山規制 ② 山小屋・登山者へ下山指示 ③ 観光客等への広報 ④ 住民等への広報 ⑤ 自主的な分散避難の呼びかけ
火口周辺に影響を及ぼす活動が認められたとき 噴火警戒レベル2 （火口周辺規制）	事前配備体制 （情報収集制）	富士山では、噴火前の火山活動が高まる段階で、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すことは困難なことからレベル2は発表されない。なお、火山活動が低下する過程などにおいて、予想される噴火による影響範囲が火口周辺に限定され、かつ居住地域から離れている場合は、レベル2を発表する場合がある。
住居近くまで重大な影響を及ぼすと予想される時 噴火警戒レベル3 （入山規制）	災害対策本部設置 （第2次非常配備体制）	<ul style="list-style-type: none"> ① 噴火警戒レベル等住民への広報 ② 入山規制の措置（第1次エリア） ③ 警戒区域の設定を検討 ④ 第3次避難対象エリアの避難行動要支援者避難準備 ⑤ 避難所開設準備（福祉避難時所含む） ⑥ 広域避難の準備（県への要請、職員の派遣の準備） ⑦ 市内の観光客等への帰宅の呼びかけ ⑧ 自主的な分散避難の呼びかけ ⑨ 児童生徒の引き渡し ⑩ 関係機関との連携（連絡）

<p>住居地域に重大な被害が発生すると予想されたとき</p> <p>噴火警報レベル4 (高齢者等避難)</p>	<p>災害対策本部設置 (第3次非常配備体制若しくは全庁体制)</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 警戒レベル等の住民への周知 ② 入山規制の措置(第2次エリア) ③ 警戒区域設定を検討 ④ 第3次避難対象エリアの避難行動要支援者への避難指示 ⑤ 避難所開設(福祉避難時を含む) ⑥ 広域避難の準備(県からの広域避難市町指定に伴い避難先との調整)
<p>住居地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、もしくは切迫している状況</p> <p>噴火警戒レベル5 (避難)</p>	<p>災害対策本部設置 (全庁体制)</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 警戒レベル等の住民(区民)への周知 ② 避難所の開設・運営 ③ 噴火開始直後に県から指示によりパターン避難開始、第3次避難対象エリア(一般住民)第4次エリア(一般住民・避難行動要支援者)の避難対象区を決定し避難指示発令 ④ 支部から一時集結地、避難所への支援 ⑤ 広域避難の準備(避難先市町との調整) ⑥ 避難経路の道路啓開 ⑦ 警戒区域の設定
<p>噴火後(2日～最終)</p>	<p>災害対策本部設置 (全庁体制)</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① リアルタイムハザードマップの発表後は溶岩流の流下対象区への避難指示 ② 流下区域である第5次避難対象エリア(一般住民・避難行動要支援者)の避難指示(6日以降)第6次避難対象エリアの住民も避難 ③ 支部から一時集結地、避難所への支援 ④ 必要に応じて広域避難開始 ⑤ 避難経路の道路啓開 ⑥ 警戒区域の設定 ⑦ 流下区域外は避難指示解除の検討

※ 火山噴火の重大性や拡大性を勘案し、必要に応じて災害対策本部を設置する。また、代替

えとなる場所をあらかじめ検討しておく。

※ 本部長が必要と認めた場合は、参集基準に係わらず必要な職員を参集させる。

※ 消防団員である職員は、災害時における業務について所属長と協議しあらかじめ定めておくものとする。

2 受け入れ市町の体制

市は受け入れ市町に対し、噴火警戒レベルに応じて必要な体制をとるよう依頼する。依頼を受けた受け入れ市町は、見通し情報の発表をトリガーとして、御殿場市及び県と避難所開設等に向けた情報共有を行うとともに、避難所の開設準備を実施する。

3 合同会議

噴火警戒レベルが4以上に引き上げられ、政府現地災害対策室が設置された場合には、政府現地災害対策室を議長とする火山災害警戒合同会議が、必要と判断した場合に開催される。市は合同会議が開催された場合、それに参加し、国と火山活動状況や被害情報等について情報共有を行うとともに、災害対応について協議を行う。(表5-1)

(表5-1) 火山災害警戒(対策) 合同会議開催の考え方・役割

	火山災害警戒合同会議	火山災害対策合同会議
合同会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・政府現地災害対策室長は必要に応じ、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される火山災害警戒合同会議を開催 ・開催場所は、原則として政府現地災害対策室の設置場所 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地対策本部長は必要に応じ、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される火山災害対策合同会議を開催 ・開催場所は、原則として現地対策本部の設置場所
合同会議の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・主として以下の災害応急対策について調整し、合意形成に努める。 ・噴火兆候情報その他火山活動に関する情報の収集及び分析に関する事項 ・噴火活動に応じた対応等に関する事項 ・避難行動が必要となる時期、範囲に関する事項 ・移動手段の手配、避難のための経路の確保、避難所の開設その他の避難に関する事項 ・住民や報道機関への情報発信に関する事項 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・主として以下の災害応急対策について調整し、合意形成を行う。 ・火山活動に関する情報の収集及び分析に関する事項 ・噴火活動に応じた対応等に関する事項 ・噴火等の現象に応じ、避難行動が必要となる範囲の設定、拡大、縮小、解除に関する事項 ・移動手段の手配、避難のための経路の確保、避難場所の開放その他の避難に関する事項 ・市、県の区域を超えた避難、応援、降灰除去その他の広域的な対策に関する事項 ・住民や登山者等の救助・救急・医療、救援物資の輸送・受入れその他の被災者支援に関する事項 ・家畜の移送等の農林水産業対策に関する事項 ・住民や報道機関への情報発信に関する事項 等

なお、合同会議は、原則として政府現地災害対策室又は現地対策本部が設置された施設で開催する。政府の現地対策本部等の設置候補施設は、富士山が目視でき、通信システムを完備し、合同会議を開催できる広さの会議室を有する施設を基本とする。(御殿場市は東館災害対策本部が設置候補)

実際の設置にあたっては、火山活動の状況に応じて、あらかじめ協議会が選定した候補施設、また、緊急時にはオンライン形式での会議を原則とし、常時、最新の状況を共有する体制を整備する。関係機関は、オンライン形式での会議に速やかに参加できるよう必要な整備を行う。

第6章 事前対策

1 避難促進施設

市は、活動火山対策特別措置法第6条第1項第5号及び協議会の統一基準に基づき、対象となる施設を避難促進施設として御殿場市地域防災計画に位置付ける。

(1) 避難確保計画作成の支援

市は、社会福祉施設、学校、医療施設、山小屋等のうち、火山現象から、円滑かつ迅速な避難が求められる避難促進施設に対し、利用者等に対する情報伝達や避難誘導方法等を定めるなど、避難確保計画の作成を求め、その支援にあたる。特に、本計画と整合がとれるよう、協議や助言を行う。

(2) 避難促進施設における避難対策

ア 通院・通所型の施設

通院・通所型の施設においては、遅くとも立地場所の避難対象エリアごとに定められた避難開始基準までに施設を閉鎖し、利用者を避難させる。

イ 入院・入所施設

入院・入所施設を有する医療機関・社会福祉施設においては、入院患者等の容態や避難者数の規模により避難に時間を要することが想定されるため、避難開始基準に関わらず各施設の判断により早期の避難開始を検討する。また、突発的な噴火が発生した場合に備え、第5次、第6次避難対象エリアや更に外側に位置する施設を、中継点や一時的な転院先とすることを検討するほか、閉鎖した通院・通所型の施設の医療スタッフや介護用車両等を緊急時の応援体制に組み込むことについて、平常時から関係機関と協議、調整を行う。

2 学校・児童関連施設の避難対策

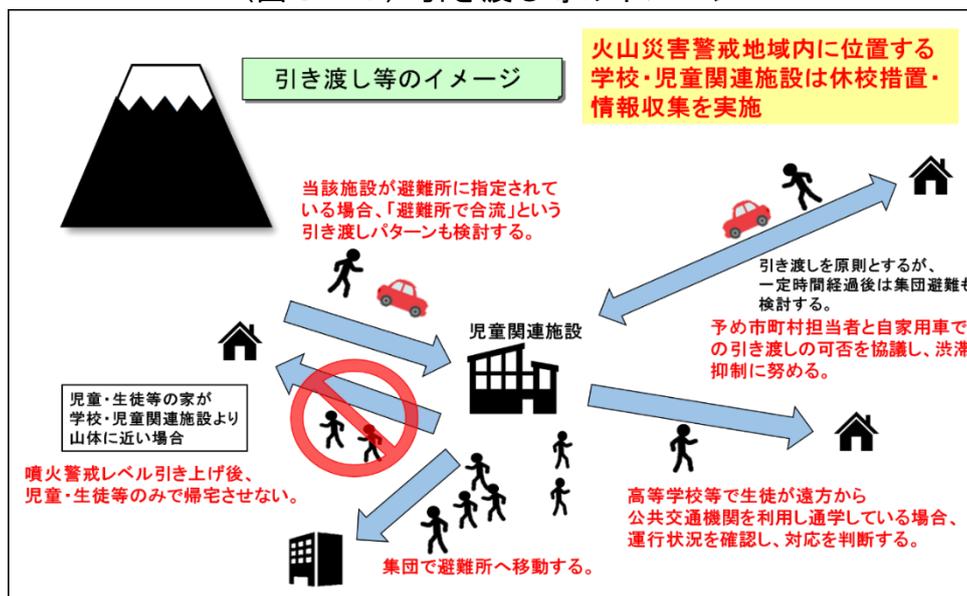
市内の学校・児童関連施設は、噴火警戒レベルが3に引き上げられた時点で速やかに休校等の措置を行う。各学校・児童関連施設は、平常時から保護者への具体的な引渡し方法や立地条件に応じた児童・生徒等の安全対策を検討しておく。(図6-1)

(検討事項)

- (1) 避難に当たっては、教職員も避難対象者であることを認識し、児童・生徒等だけでなく教職員の避難時間を確保すること。
- (2) 当該学校区内の今後の安全状況の見込み(そのまま自宅への帰宅可否等の情報)について情報収集を行う。
- (3) 突発的な噴火発生により引渡しに間に合わない際の緊急安全確保を図る。

- (4) 緊急時の連絡体制（職員の参集、保護者への連絡）を確保し、周知しておく。
- (5) 一定時間経過後、引渡し予定場所から移動する場合の避難先（避難するタイミング、避難時期）
- (6) 授業等の再開の時期を検討し、児童生徒の予習機会を確保する。
- (7) 平時より引渡し訓練を実施しておく。
- (8) 保護者への引渡し完了前に噴火が発生してしまった場合
 - ア 溶岩流の流下範囲となる可能性がある場合は、近隣の高台や流下方向に対し直交方向に避難する。
 - イ 溶岩流の流下範囲となる場合を除き、降灰時は建物内で安全確保（体育館は屋根が破損する可能性があるため、校舎内に退避
 - ウ 屋外に出て溶岩流からの立ち退き避難を行う場合、児童・生徒等に防災頭巾等を着用させ安全確保
 - エ 呼吸器系の疾患がある児童・生徒等は、火山灰の影響により症状が悪化する可能性があることに留意

(図6-1) 引き渡し等のイメージ



3 防災啓発と訓練

(1) 御殿場市富士山火山防災マップについて

富士山噴火に関する最新の知見に基づき、令和4年2月に改定された。新マップは避難所等の防災情報や想定される溶岩流等の火山現象の詳細なシミュレーション結果を図解しており、市民や各種団体が、富士山噴火を「正しく恐れ」的確な避難行動につながるよう作成し、令和4年2月23日のふじさんの日に合わせて市内への全戸配布を実施した。

(2) 防災啓発及び防災教育

市は富士山の火山防災対策について解り易く理解していただくため、自主防災会、婦人会、老人会などの各種団体、小中学生、学校、民生児童委員、企業等に対し年間を通して実施する防災出前講座において啓発・教育活動を実施する。また、本計画について市ホームページ、広報ごてんばへの掲載、富士山GOGOエフエムで放送を実施する。

(3) 防災訓練

噴火発生時に避難等の防災対応を円滑に実施するためには、今後、御殿場市富士山火山避難計画を公表・説明するだけでなく、避難計画に基づき、市、自主防災会及び住民が協働した防災訓練を実施すること、計画を検証し、必要に応じた計画の見直しを繰り返し実施することにより実効性の高い火山防災体制を構築していくことが重要である。

実際に富士山噴火が発生した際、御殿場市富士山火山避難計画の基本方針でもある全市民に国・県からの火山情報等の情報を漏れなく伝え、一般市民、避難行動要支援者に避難行動を取っていただき、誰一人取り残さず命を救うことができるかが重要な訓練テーマである。想定外の噴火シナリオにも柔軟に対応するため、8月の総合防災訓練では自衛隊、警察、消防、インフラ関係機関等も参加した災害本部機能向上のための本部運営訓練を強化し、12月の地域防災訓練モデル区訓練では、各区の避難計画を基に溶岩流等の地域特性を反映した実効性のある実動避難訓練を実施する。

4 備蓄品の確保

降灰・溶岩流による道路障害による物流の停滞が生じるなどして、物資が不足する事態に備え、各家庭ではヘルメット・ゴーグルのほか、当面の生活が維持できるよう、1週間程度の飲料水、食料、携帯トイレの備蓄を推奨する。

社会福祉施設においては医療品、食料品、飲料水に加え、エアフィルターなどの空調関連物品の備蓄も必要となる。

市においても噴火時の避難に備え、ゴーグル、食料を購入する。

第7章 当市の富士山噴火における避難の考え方

1 事前避難

(1) 噴火警戒レベル1「解説情報（臨時）」が発表された場合の対応

噴火警戒レベル1～3までの間で、避難指示の発表前に避難者自身が選定する場所へ自主的な分散避難を行うことを呼びかける。なお、この段階での避難は地域に関わらず自家用車での移動が可能

2 溶岩流からの避難

(1) 噴火前の避難

ア 噴火警戒レベル4が発表された場合の対応

(ア) 第3次避難対象エリアでの対応

(対象となる区及び避難先) (表7-1)

避難対象区(溶岩流到達時間)	避難先
時之栖、印野、板妻（2時間） 保土沢、神場（3時間）の避難行動要支援者	個別避難計画に基づく避難所又はY M C A 東山荘6号館

(実施内容)

第3次避難対象エリア内の対象区の一般住民は情報収集体制をとり、避難行動要支援者は、噴火前に個別避難計画に基づき避難する。個別避難計画による避難先がない場合には、市が指定したY M C A 東山荘6号館に避難する。

避難行動要支援者は、自家用車又は市や県が手配する車両等により避難する。これに加えて、溶岩流が1時間で到達する地域や、溶岩流の流下により道路が使用できなくなり、孤立する可能性がある地域については、その後の円滑な避難対応のため、「予備的避難を検討すべき範囲」として位置づけ噴火前の避難開始を行うものとする。

(イ) 第4次避難対象エリアでの対応

(対象となる区及び体制) (表7-2)

避難対象区(溶岩流到達時間)	体制
中畑西、小木原、駒門、中清水、 風穴、大坂、町屋、尾尻 (6時間) 柴怒田、仁杉、中畑北、杉名沢 (12時間) 上小林、水土野、山之尻、中畑 東、川柳、中畑南 永塚、竈、富 士見原 (24時間)	情報収集体制

(実施内容)

避難行動要支援者・一般住民は情報収集体制をとる

イ 噴火警戒レベル5が発表された場合の対応

(ア) 第3次避難対象エリアでの対応

噴火警戒レベル4が発表された時と同じ。

(実施内容)

避難行動要支援者は避難済み（避難）、一般住民は情報収集体制

(イ) 第4次避難対象エリアでの対応

噴火警戒レベル4が発表された時と同じ

(実施内容)

噴火警戒レベル4の対応と同じ。

(2) 避難の考え方

溶岩流からの避難にあつては、市街地のように傾斜が緩やかになると流下速度が低下し、一般住民であれば徒歩でも避難が可能であり、噴火の状況に応じた対応が可能となる。

溶岩流からの避難は、遠方に避難することが必ずしも効果的とはいえず、むしろ、近隣に避難場所を確保することで、住民の負担軽減や徒歩避難による渋滞抑制により円滑な避難が可能である。逃げ遅れを防ぐためには、車両等を避難行動要支援者に重点的に配分することも考慮する必要があるから、まずは市内や隣接する市町村へ避難する。

(3) 避難方向

溶岩流からの避難は、車両による渋滞や降灰が生じ走行が困難となることに留意する必要がある。(図7-1)のように溶岩流の流下方向に対して直交方向に避難することで安全を確保することが可能であり、かつ、避難距離も短くなる。また、高台となる場所へ避難することで、より安全を確保することが可能となる。

(4) 避難手段・避難先の考え方

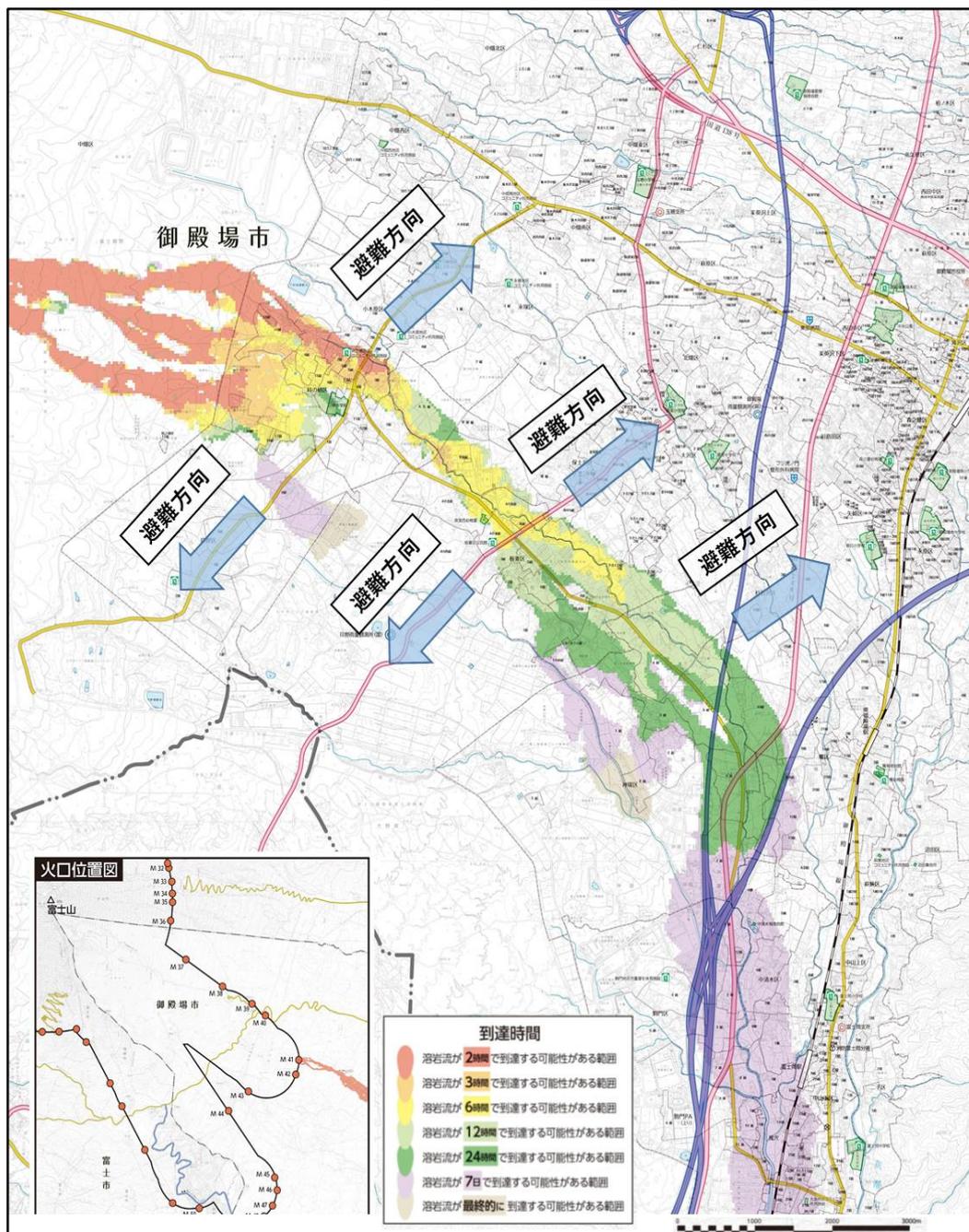
溶岩流が居住地域まで流下すると、その速度は低下するとともに、流下範囲（幅）から離脱することで安全が確保可能であることから、一般住民は、自家用車ではなく、徒歩を組み込んだ避難体制を基本とする。なお、徒歩による避難先は、一時的に安全確保が可能な避難所・避難場所（一時集結地）であり、それ以降、避難が拡大する必要がある場合には、市及び県が手配する車両により、市が指定する避難所へ移動する。このため徒歩での移動は数百mから数km程度である。(図7-2)

高齢者や障害者などの避難行動要支援者は、個別避難計画に基づき避難する。個別避難計画が無い場合は、自家用車か市や県で用意するバス等により市が指定する避難所へ避難する。

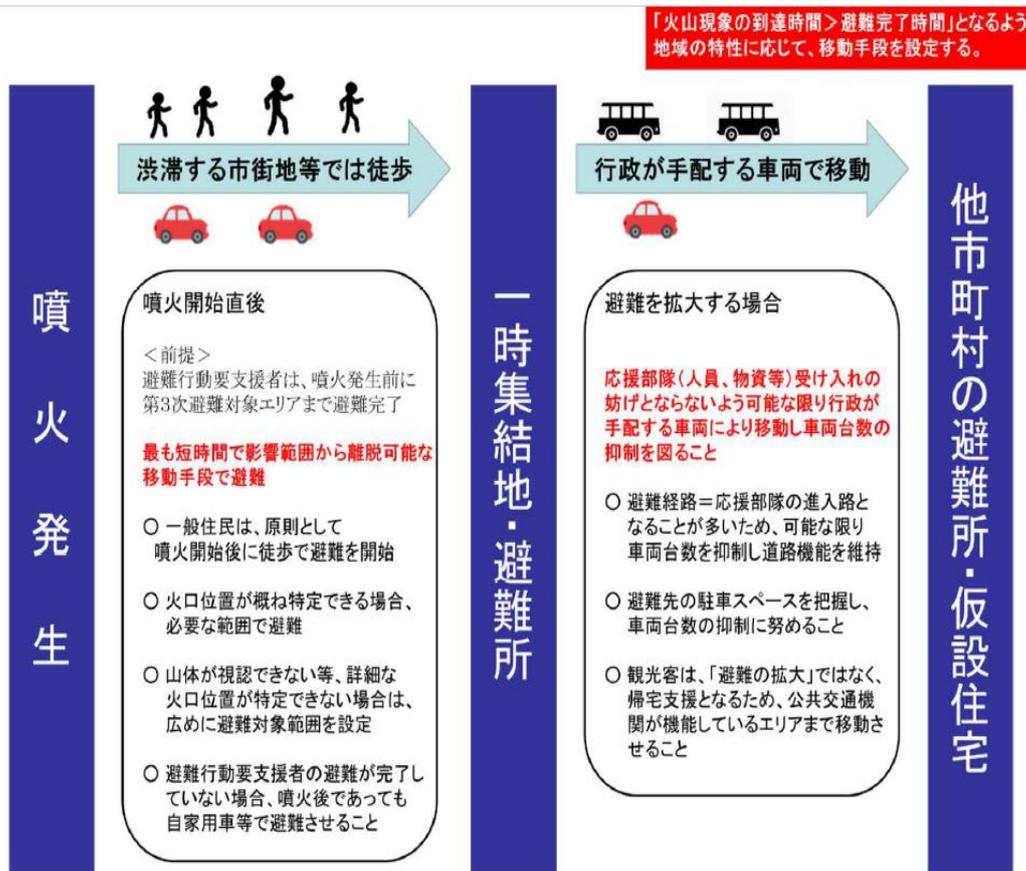
(5) 各区の事前確認

区は、ハザードマップ等で、区内における溶岩流の流下時間と場所（組）、避難対象世帯を把握し、区内や地区内（隣接地区内を含む。）で、避難出来る（できれば溶岩流の流下外、流下内であっても流下までの時間が遅い。）コミセン、公民館、集会所や市指定避難所（一時集結地）を事前に確認する。

(図 7-1) 溶岩流の流下方向に対して直交方向への避難イメージ



(図7-2) 徒歩避難のイメージ



(6) 溶岩流の流下パターン別避難対象区

各流下パターンに該当する第3次～第6次避難対象エリアに属する区は（表7-3）とおり。この表に基づき避難計画を策定する。

（表7-3）溶岩流流下パターン別避難対象区

避難対象エリア	溶岩流到達時間	パターンA	パターンB	パターンC
3次	2時間			時之栖、印野、板妻
	3時間			保土沢、神場
4次	6時間		中畑西	小木原、駒門、中清水 風穴、大坂、町屋 尾尻
	12時間	柴怒田、仁杉 中畑北		杉名沢
	24時間	上小林、水土野 山之尻、中畑東	川柳、中畑南、小木原 時之栖、永塚	竈、富士見原
5次	7日	古沢、塚原、六日市 市場清後、美乃和 西田中、北久原 御殿場、萩原 二枚橋、東田中 深沢、茱萸沢上 中畑西、中畑南	水土野、柴怒田 上小林、塚原、山之尻 六日市場、清後、仁杉 西田中、北久原 御殿場、萩原、中畑北 中畑東、茱萸沢上 保土沢、北畑、大沢 杉名沢、板妻、神場 竈、萩蕪、中山上 中山下、沼田、二子 駒門、中清水	中畑西、川柳、中畑南 中山下、神山、高内
6次	最終	栢ノ木	古沢、美乃和、栢ノ木 二枚橋、東田中、鮎沢 深沢、茱萸沢下 川島田、神山、高内 風穴、大坂、富士見原 町屋、尾尻	永塚、北畑、大沢 中山上、二子
到達の危険なし		東山、二の岡、新橋、湯沢、永原、森之腰、矢崎		

※ 38の溶岩流ドリルマップで、各区の区域内に最も早く到達する時間を掲載した。
この際、区域内でも住宅や工場、研修施設等のない区域は対象外とした。

(7) 噴火後の防災情報

ア 噴火後に発表される防災情報について（気象庁ほか）

火口の位置の特定は監視カメラ等による判断が主となるため、天候等により精度が低いことも考慮し、自衛隊などへの災害派遣を要請する。

(ア) 噴火速報（噴火から数分～数十分）

噴火が発生した事実、火山名、噴火時間を発表

(イ) 噴火警報（噴火から数十分～1時間強）

気象庁及び関係機関が火口の位置を特定した後、火山活動の状況及び予報警報事項（火口位置、警戒が必要な範囲）対象市町を発表

(ウ) 火山活動解説資料（警報発表後随時）

写真や図表を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説

(エ) 流下パターンの決定

噴火時に悪天候等で正確な噴火口の位置が特定できず、その特定に時間を要する場合、気象庁が観測情報及び関係機関からの情報を基に、火口の位置を概定し、県がA、B、Cの流下パターンを発表する。なお、RTHM又は既存の溶岩流ドリルマップによる避難が決定されるまでは、このパターンによる避難を実施する

(オ) RTHM又は既存の溶岩流ドリルマップ（24時間以降）

国土交通省が、実際の噴火状況に応じた被害範囲を予想（想定と異なる火口位置や地形変化も柔軟に対応可能）された図を公表する。

(8) 各区の避難先と避難方法

ア 第3・4次避難対象エリアの避難

(ア) 避難指示の発令

県から発表されるの流下パターンを基に、市は、市民に対し、同報無線放送、緊急速報メールなどにより、避難指示の時間、噴火警戒レベル、避難対象区、避難先を速やかに周知させる。

(イ) 流下パターンAの場合

（噴火位置）

噴火位置が溶岩流ドリルマップ番号であるL（28～30）M（32.33.35）S（35.36）付近である登山道須走ルート付近

【第3次避難対象エリア】の対応
避難対象区なし。

【第4次避難対象エリア】の対応
（表7-4）のとおり。

表 7-4 流下パターンA対象となる区及び避難先

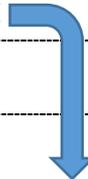
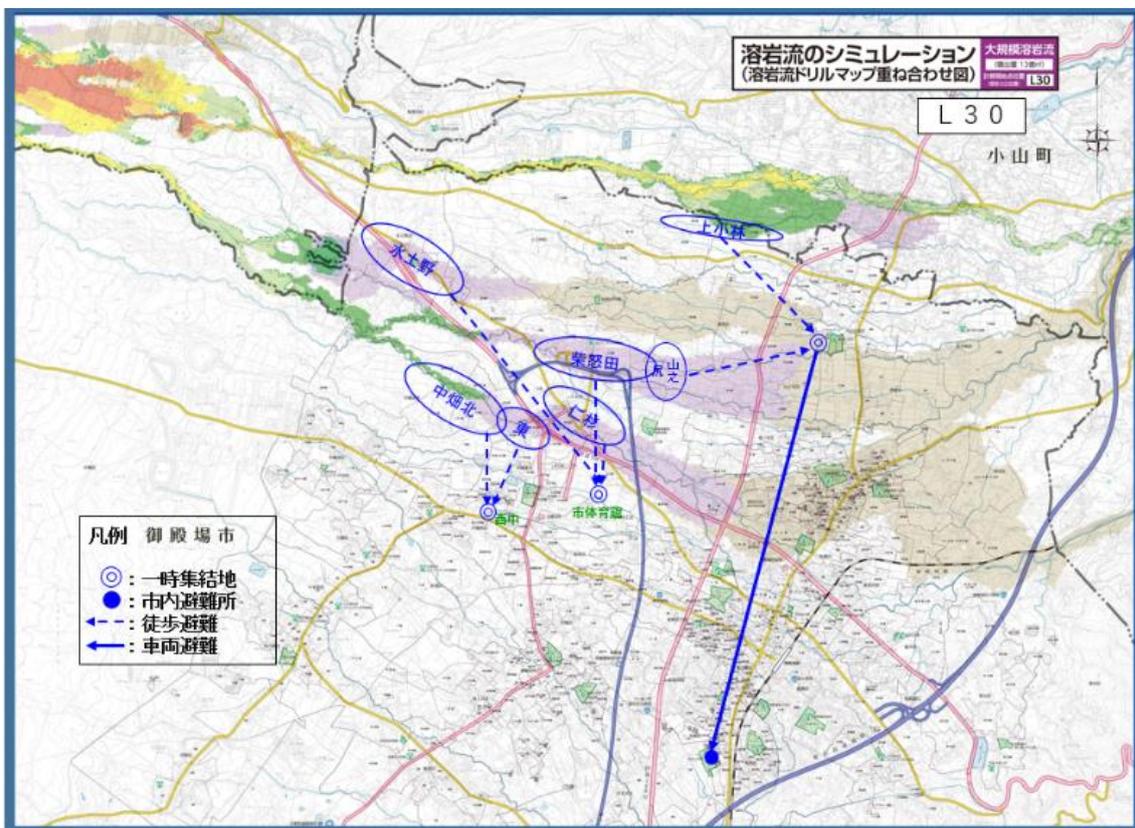
避難対象区		一時集結地及び市内避難先候補地	
【第4次避難対象エリア】		【一時集結地（避難場所等）】	
1 2 時間	高根地区	柴怒田	→市体育館
	御殿場地区	仁杉	→市体育館
	玉穂地区	中畑北	→西中
2 4 時間	高根地区	水土野	→市体育館
		上小林、山之尻	→高根中
	玉穂地区	中畑東	→西中
		<p>さらなる避難</p> 	
		<p>【市内避難先候補地】教育支援センター、印野小、樹空の森、駒門地区児童厚生体育施設、中畑西区コミセン、竈幼稚園、富士岡小、富士岡中、原里小、原里中、神山小、神山地区生涯学習センター、南中、御殿場南小、御殿場南高、鮎沢公民館、YMCA東山荘(体育館)、二の岡地区コミセン、森之腰幼稚園、朝日小、玉穂第1保育園、浄化センター、けやき館 国立中央青少年交流の家</p>	
上記の区内の避難行動要支援者		<p>【福祉避難所】 富岳の園、富岳の郷、オレンジシャトー富岳、さくら学園、野菊寮、白雪、すずらん</p> <p>【御殿場旅館同業組合】 レンブランドプレミアム富士御殿場、スーパーホテル御殿場Ⅰ号、マースガーデンウッド御殿場、スーパーホテル御殿場Ⅱ号、くれたけ御殿場インター、（ホテル時之栖）</p>	

図7-3 流下パターンA 対象となる区及び避難先（一例）



(ウ) 流下パターンBの場合

(噴火位置)

噴火位置が溶岩流ドリルマップの計算開始点であるL (31~34) M (34.36~39) S (38.39) 付近である登山道須走ルートから御殿場ルートの間

【第3次避難対象エリア】の対応
避難対象区なし。

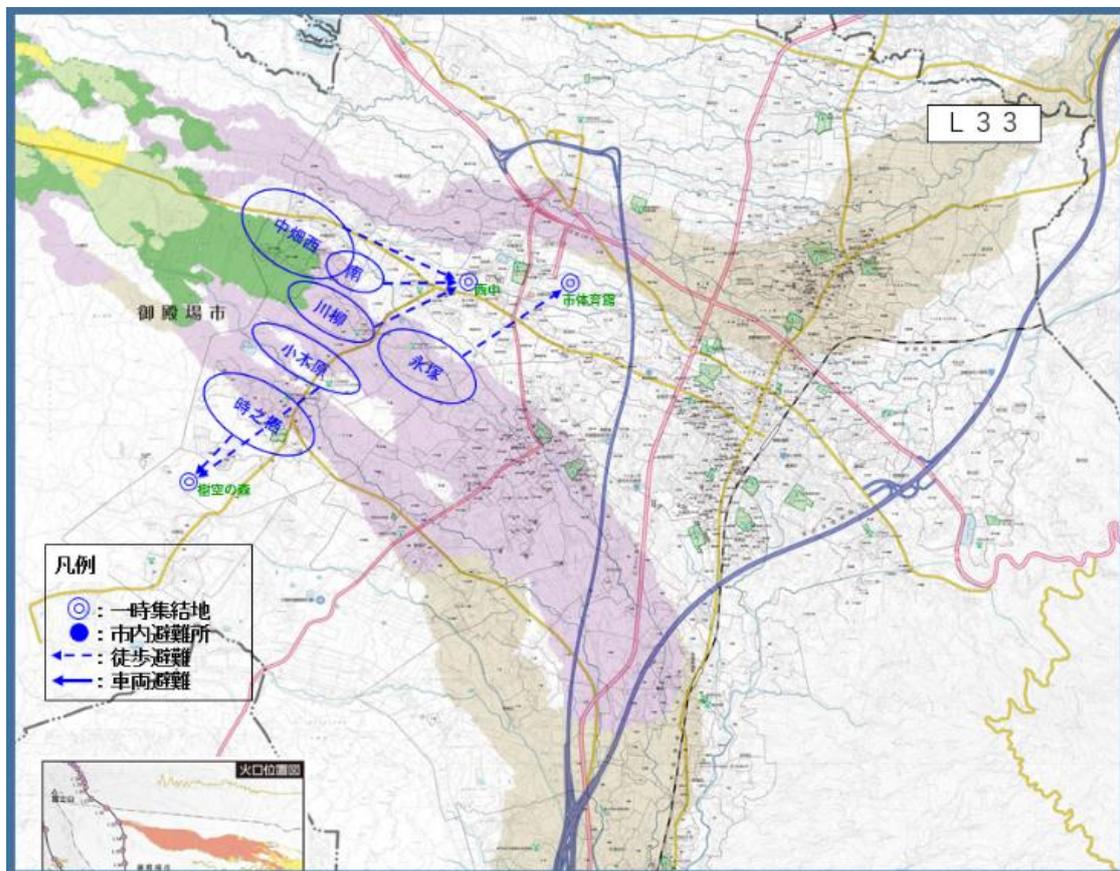
【第4次避難対象エリア】の対応
(表7-5)のとおり。

表7-5 流下パターンB対象となる区及び避難先

避難対象区			一時集結地及び市内避難先候補地
【第4次避難対象エリア】			【一時集結地(避難場所等)】
12時間	玉穂地区	中畑西 川柳、中畑南	→西中 →西中
24時間	印野地区	小木原、時之栖	→樹空の森
	原里地区	永塚	→市体育館
			さらなる避難 
			【市内避難先候補地】南中、御殿場南小、御殿場南高、鮎沢公民館、YMCA東山荘(体育館)、二の岡地区コミセン、森之腰幼稚園、朝日小、玉穂第1保育園、浄化センター、けやき館
上記の区の避難行動要支援者等			【福祉避難所】 白雪、すずらん 【御殿場旅館同業組合】 レンブランドプレミアム富士御殿場、スーパーホテル御殿場Ⅰ号、マースガーデンウッド御殿場、スーパーホテル御殿場Ⅱ号、くれたけ御殿場インター、(ホテル時之栖)

※到達時間が遅く第4次避難対象エリアまでの人数は比較的少なくなり、市内での避難が可能であるが、第5・第6対象エリアは人数が多く、市内での避難に最も大きく影響を及ぼす可能性がある。溶岩流ドリルマップの大規模の想定避難者数は最も多くなるが、市内の開設可能な避難所は最も少ないことから、他市町へ広域避難が必要となる可能性が高い。

図7-4 流下パターンB 対象となる区及び避難先（一例）



(エ) 流下パターンCの場合

(噴火位置)

噴火位置が溶岩流ドリルマップの計算開始点であるL (35~38) M (40~46) S (40~47) 付近である登山道御殿場ルートから南側

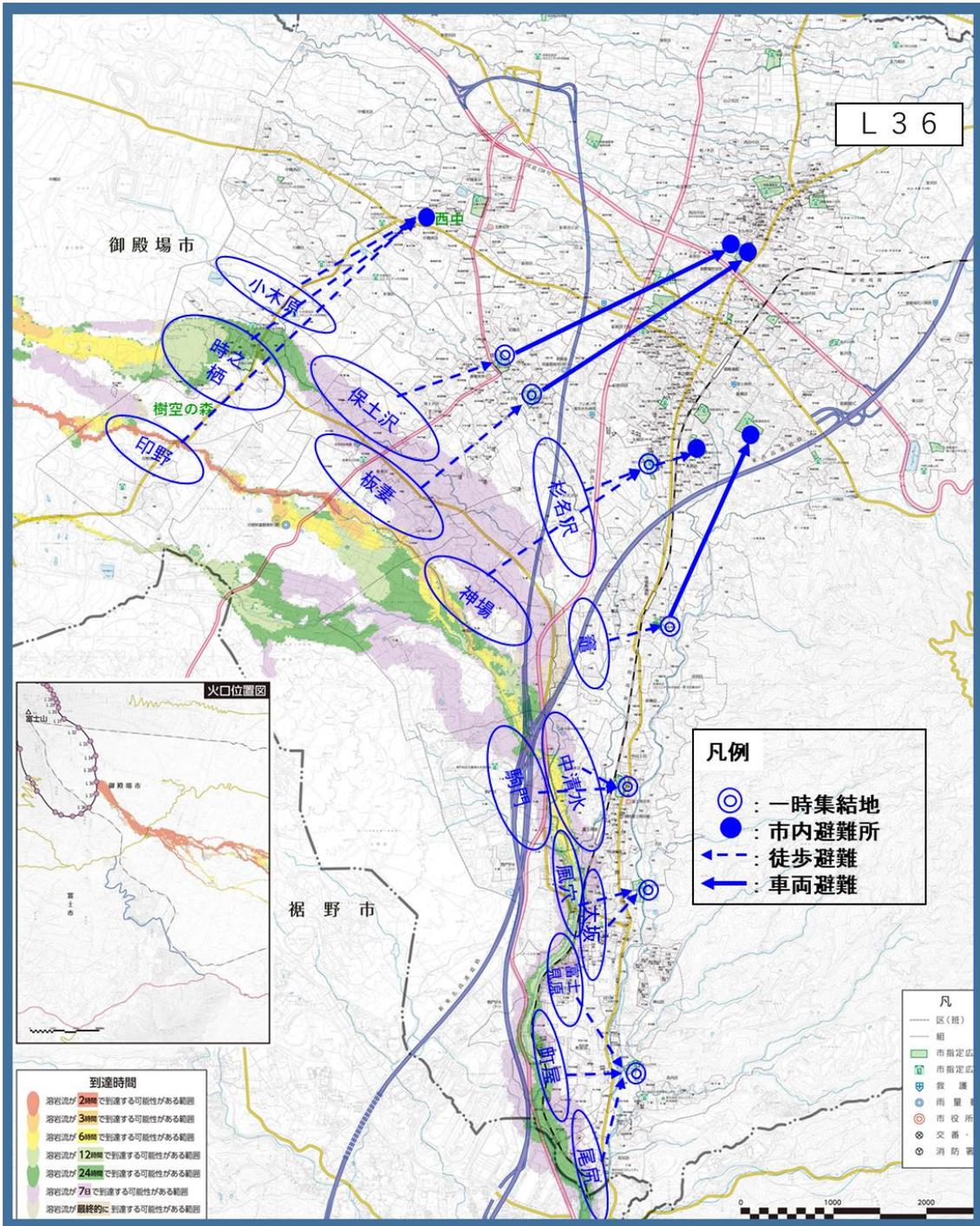
【第3次・第4次避難対象エリア】の対応

(表7-6)のとおり。

表7-6 流下パターンC対象となる区及び避難先

避難対象区			一時集結地及び市内避難先候補地
【第3次避難対象エリア】			【一時集結地(避難場所等)】 →西中 →原里中 →原里小 →朝日小
2時間	印野地区	時之栖、印野	
	原里地区	板妻	
3時間	原里地区	保土沢 神場	
【第4次避難対象エリア】			さらなる避難 
6時間	印野地区	小木原	
	富士岡地区	駒門、中清水 風穴、大坂 町屋、尾尻	
12時間	原里地区	杉名沢	
	富士岡地区	竈 富士見原	
			【市内避難先候補地】高根第2保育園、御殿場高、御殿場小、東小、御殿場愛郷報徳会館、富士伊豆農協御殿場地区支部、玉穂小、高根小、高根中、南中、御殿場南小、御殿場南高、鮎沢公民館、YMCA東山荘(体育館)、二の岡地区コミセン、森之腰幼稚園、朝日小、玉穂第1保育園、浄化センター、けやき館、国立中央青少年交流の家
上記の避難行動要支援者			【福祉避難所】 御殿場十字の園、白雪、すずらん 【御殿場旅館同業組合】 レンブランドプレミアム富士御殿場、スーパーホテル御殿場I号、マースガーデンウッド御殿場、スーパーホテル御殿場II号、くれたけ御殿場インター、(ホテル時之栖)

図7-5 流下パターンC 対象となる区及び避難先（一例）



イ 第5・6次避難対象エリアの避難（RTHM又は既存の溶岩流ドリルマップを使用した避難）

(ア) 避難指示の発令

市は国土交通省から発表されるRTHM又はRTHMが発表されるまでの間は既存の溶岩流ドリルマップを基に概ね1日ごとに影響のある区に対し、順次避難指示を発令し、同報無線放送、緊急速報メール等により、避難指示の時間、避難対象区、避難先を速やかに周知する。

(イ) 流下パターンAから延長した区域

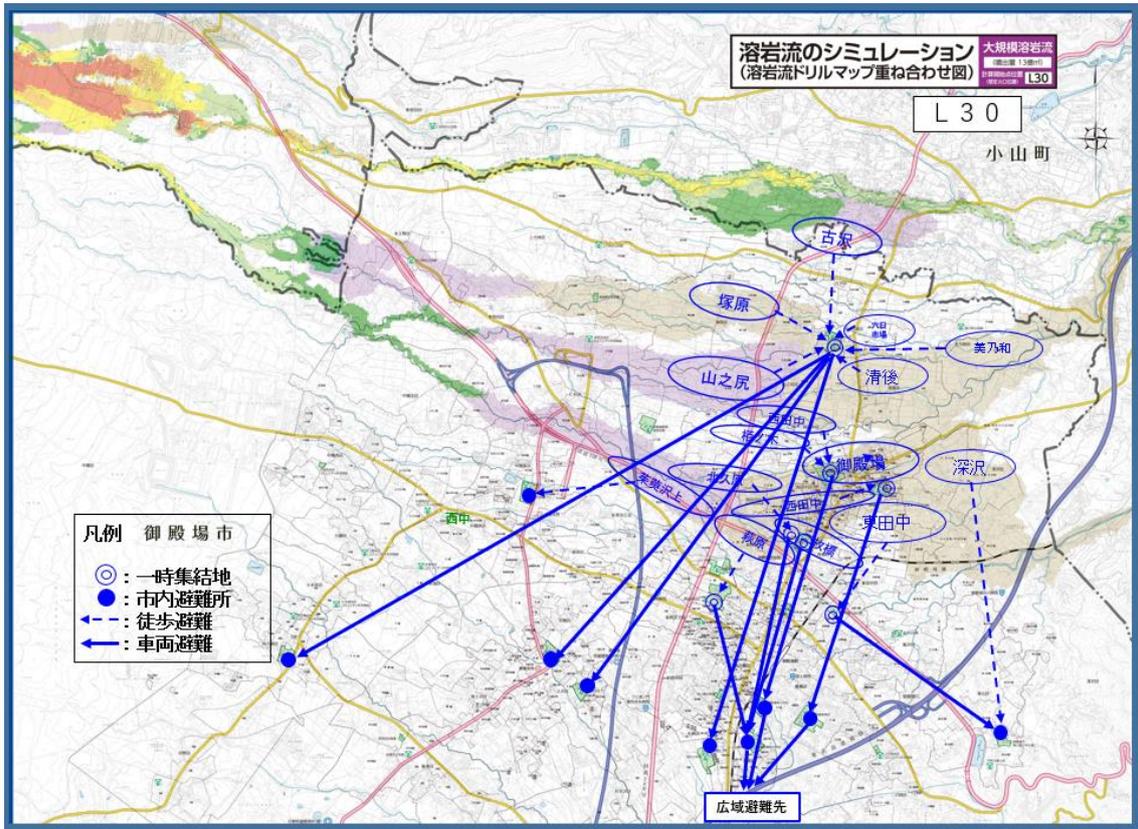
溶岩流ドリルマップ計算開始点がL（28～30）M（32.33.35）S
35.36）である場合

【第5次・第6次避難対象エリア】の対応
（表7-7）のとおり。

表7-7 流下パターンAから延長 対象となる区及び避難先

避難対象区		一時集結地及び市内避難先候補地
【第5次・第6次避難対象エリア】		【一時集結地（避難場所等）】
2日～7日	高根地区	塚原 古沢、六日市場 清後、美乃和 →高根中 →高根小 →高根小
	御殿場地区	御殿場、西田中 東田中の一部 北久原 萩原 二枚橋 東田中 深沢 →御殿場高 →東小 →御殿場中 →中央公園 →御殿場小 →東田中富士見公園 →YMC A 東山荘
	玉穂地区	茱萸沢上 中畑西 中畑南 →玉穂小 →西中 →西中
8日～57日	御殿場地区	栢ノ木 →御殿場高
		さらなる避難 
		【市内避難先候補地】 教育支援センター、印野小、樹空の森、駒門地区児童厚生体育施設、中畑西区コミセン、竈幼稚園、富士岡小、富士岡中、原里小、原里中、神山小、神山地区生涯学習センター、南中、御殿場南小、御殿場南高、鮎沢公民館、YMC A 東山荘(体育館)、二の岡地区コミセン、森之腰幼稚園、朝日小、玉穂第1保育園、浄化センター、けやき館、国立中央青少年交流の家、裾野市の避難所(要協議)、広域避難先の避難所(要協議)
上記の避難行動要支援者		【福祉避難所】 富岳の園、富岳の郷、オレンジシャトー富岳、さくら学園、野菊料、白雪、すずらん 【御殿場旅館同業組合】 レンブランドプレミアム富士御殿場、スーパーホテル御殿場Ⅰ号、マースガーデンウッド御殿場、スーパーホテル御殿場Ⅱ号、くれたけ御殿場インター、(ホテル時之栖)

図7-6 流下パターンAから延長 対象となる区及び避難先（一例）



(ウ) 流下パターンBから延長した区域

溶岩流ドリルマップ計算開始点がL (31~34) M (34.36~39) S (38.39)) である場合

【第5次・第6次避難対象エリア】の対応

(表7-8)のとおり。

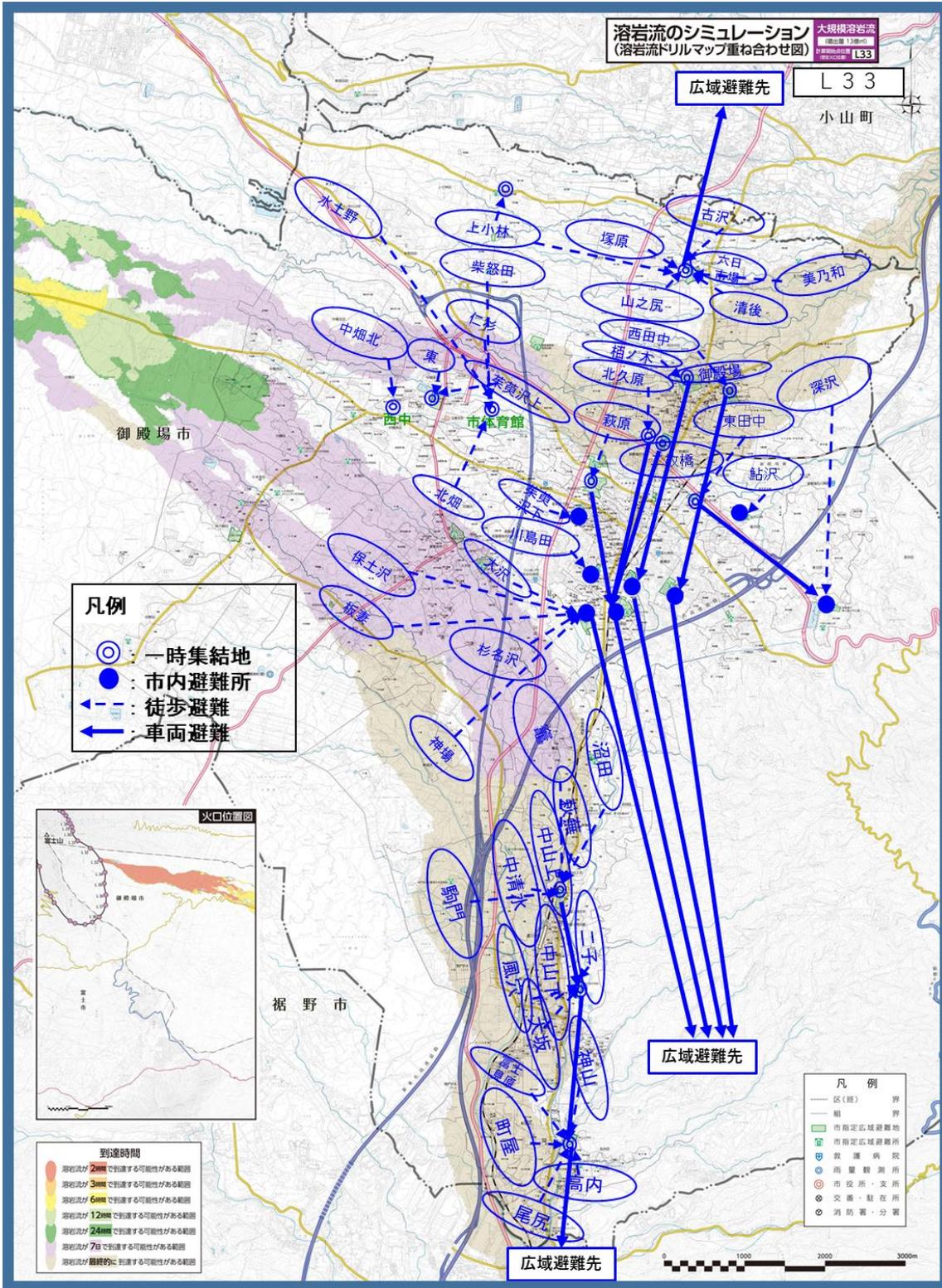
表7-8 流下パターンBから延長 対象となる区及び避難先

避難対象区		一時集結地及び市内避難先候補地	
【第5次・第6次避難対象エリア】		【一時集結地（避難場所等）】	
2日 ～ 7日	高根地区	水土野、柴怒田 上小林 塚原、山之尻 六日市場、清後	→市体育館 →上小林公民館又は高根中 →高根中 →高根小
	御殿場地区	仁杉	→市体育館
		西田中	→御殿場高、東小、御殿場小
		御殿場	→御殿場高、東小
		北久原	→御殿場中
		萩原	→中央公園
	玉穂地区	中畑北	→西中
		中畑東、茱萸沢上	→玉穂小
	原里地区	北畑	→市体育館
		保土沢、大沢、板妻 杉名沢、神場	→朝日小
	富士岡地区	竈、沼田、萩蕪、中 山上、駒門、中清水	→富士岡小
		中山下、二子	→富士岡中
8日 ～ 57日	高根地区	古沢、美乃和	→高根小
	御殿場地区	栢ノ木	→御殿場高
		二枚橋	→御殿場小
		東田中	→東田中富士見公園
		鮎沢	→鮎沢公民館
		深沢	→YMC A東山荘
	玉穂地区	茱萸沢下	→玉穂第1保育園
	原里地区	川島田	→森之腰公民館
	富士岡地区	風穴、大坂	→富士岡中
		富士見原、町屋、尾 尻神山、高内	→神山小

	<p>【市内避難先候補地】南中、御殿場南小、御殿場南高、鮎沢公民館、YMCA 東山荘(体育館)、二の岡地区コミセン、森之腰幼稚園、朝日小、玉穂第1保育園、浄化センター、けやき館、西中、広域避難先の避難所（要協議）</p>
<p>上記の区の避難行動要支援者等</p>	<p>【福祉避難所】 白雪、すずらん</p> <p>【御殿場旅館同業組合】 レンブランドプレミアム富士御殿場、スーパーホテル御殿場Ⅰ号、マースガーデンウッド御殿場、スーパーホテル御殿場Ⅱ号、くれたけ御殿場インター、（ホテル時之栖）</p>

※ 第5・第6次対象エリアの人数は多く、市内に最も大きく影響を及ぼす可能性がある。溶岩流ドリルマップの大規模の想定避難者数が最も多くなり、市内の開設可能な避難所数が最も少ないことから、他市町へ広域避難が必要となる可能性が高い。

図7-7 流下パターンBから延長 対象となる区及び避難先（一例）



(エ) 流下パターンCから延長した区域

溶岩流ドリルマップ計算開始点がL (35~38) M (40~46) S (40~47) である場合

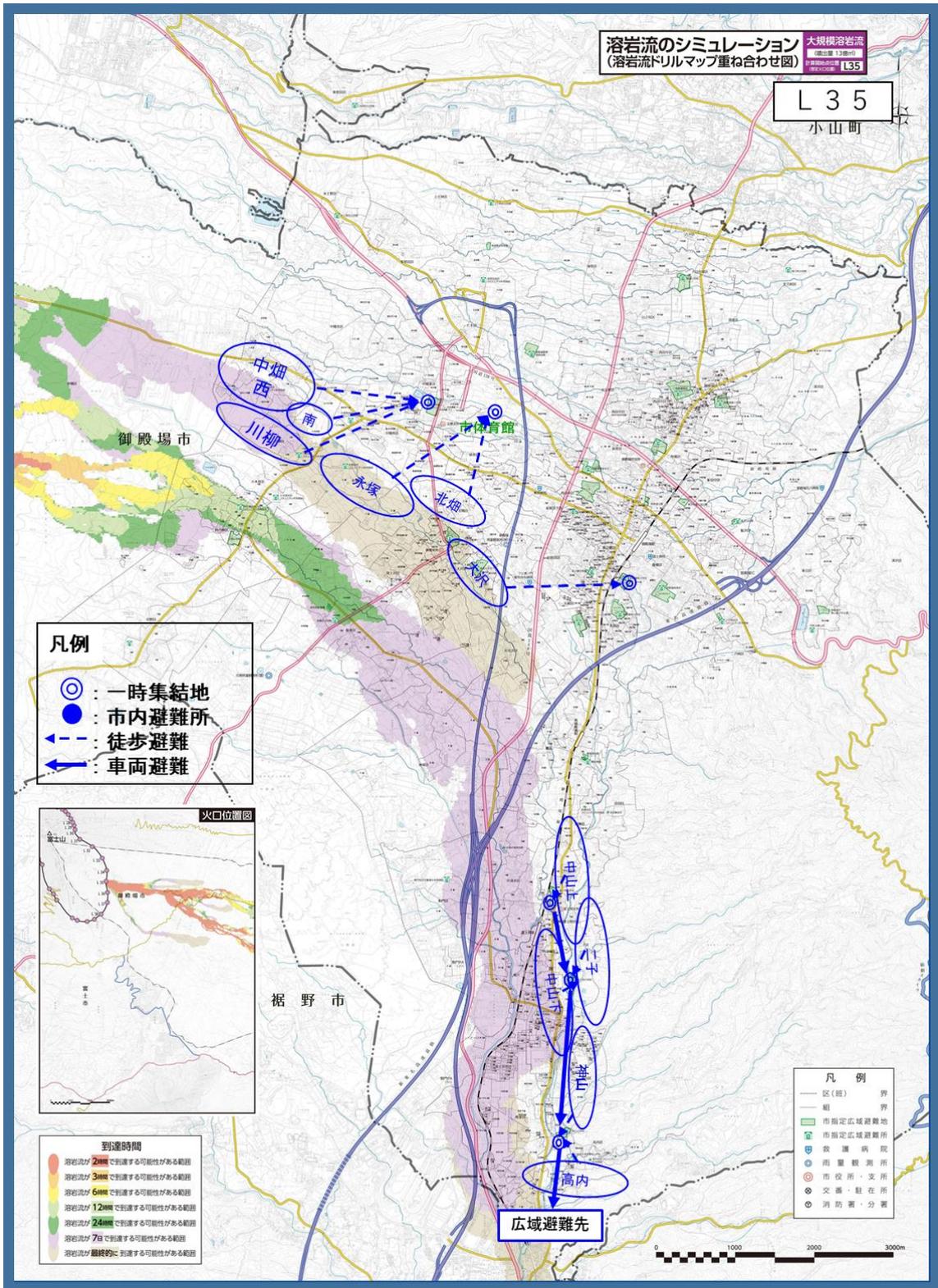
【第5次・第6次避難対象エリア】の対応

(表7-9) のとおり。

表7-9 流下パターンCから延長 対象となる区及び避難先

避難対象区		一時集結地及び市内避難先候補地	
【第5次・第6次避難対象エリア】		【一時集結地（避難場所等）】	
2 日 ~ 7 日	玉穂地区	中畑西、川柳、中畑南	→玉穂小
	富士岡地区	中山下 高内	→富士岡中 →神山小
8 日 ~ 57 日	原里地区	永塚、北畑	→市体育館
		大沢	→御殿場南小
	富士岡地区	中山上	→富士岡小
		二子	→富士岡中
		【市内避難先候補地】 高根第2保育園、御殿場高、御殿場小、東小、御殿場愛郷報徳会館、富士伊豆農協御殿場地区支部、玉穂小、高根小、高根中、南中、御殿場南小、御殿場南高、鮎沢公民館、YMCA東山荘(体育館)、二の岡地区コミセン、森之腰幼稚園、朝日小、玉穂第1保育園、浄化センター、けやき館、国立中央青少年交流の家、小山町の避難所（要協議）、広域避難先の避難所（要協議）	
上記の避難行動要支援者		【福祉避難所】 御殿場十字の園、白雪、すずらん 【御殿場旅館同業組合】 レンブランドプレミアム富士御殿場、スーパーホテル御殿場Ⅰ号、マースガーデンウッド御殿場、スーパーホテル御殿場Ⅱ号、くれたけ御殿場インター、（ホテル時之栖）	

図7-8 流下パターンCから延長 対象となる区及び避難先(一例)



ウ 避難所一覧表

(表 7-10) 御殿場市指定避難所

施設名	住所	収容人数
御殿場高等学校	御殿場 192-1	679
御殿場小学校	萩原 361-1	372
南中学校	萩原 1327	421
御殿場南小学校	川島田 580	312
御殿場南高等学校	新橋 1450	769
鮎沢公民館	新橋 351	117
YMC A 東山荘 (体育館)	東山 1052	180
〃 (宿泊施設)	東山 1052	451
東小学校	西田中 310	331
二の岡地区コミュニティ供用施設	二の岡 1 丁目 3-15	52
御殿場愛郷報徳会館	仁杉 255-2	314
竈幼稚園	竈 154-1	22
富士岡小学校	中山 161	320
富士岡中学校	中山 825-1	522
神山小学校	神山 478-2	275
神山地区生涯学習センター	神山 416-2	81
駒門地区児童厚生体育施設	駒門 471	58
原里小学校	川島田 1902	340
原里中学校	川島田 1363-1	598
森之腰幼稚園	川島田 451-3	28
教育支援センター	板妻 101-6	41
朝日小学校	川島田 84-1	262
富士伊豆農協御殿場地区本部	茱萸沢 5	110
玉穂第 1 保育園	茱萸沢 1322-1	32
玉穂小学校	中畑 441	544
中畑西区コミュニティ供用施設	中畑 1777	154
印野小学校	印野 1710	571
高根小学校	塚原 38-5	331
高根第 2 保育園	上小林 431-1	32
西中学校	中畑 662-2	739
御殿場中学校	萩原 364	731

高根中学校	山尾田 134-1	575
市民会館 会議棟	萩原 183-1	287
市民会館 小ホール	萩原 183-1	100
けやきかん	新橋 2004-1	40
図書館 2階会議室、ラウンジ	萩原 580-2	26
市体育館 1階 アリーナ	茱萸沢 670-1	716
1階 2.3 体育室	茱萸沢 670-1	180
2階 第1 体育室	茱萸沢 670-1	264
市民交流センター（福祉避難所）	萩原 988-1	30
御殿場浄化センター	竈 359	10
合計		12,017

（表 7-11）災害時における避難所の協定

施設名	所在地	部屋数	収容人数
国立中央青少年交流の家	中畑 2092-5	68	500

（表 7-12）災害時における宿泊施設の提供等に関する協定

宿泊施設名	所在地	客室数	収容人数
THE GOTEMBAKAN	新橋 1988	50	86
レンブラントプレミアム富士御殿場	深沢 2571	51	140
ホテルクニミ御殿場	二枚橋 40-8	74	78
ホテル時之栖	神山 719	411	1743
スーパーホテル御殿場Ⅰ号館	新橋 286-13	100	200
ビジネスホテル千楽	川島田 711-4	12	24
梅の屋旅館	大坂 370-1	14	38
ビジネスホテルだいまつ	萩原 44-7	8	16
ビジネスホテルかねくら本館	竈 18	18	36
南海薬草館	竈 2013-25	8	40
姫路旅館	茱萸沢 1391-4	17	60
司旅館	茱萸沢 1408-1	9	20
マースガーデンウッド御殿場	東田中 1089	61	123
スーパーホテル御殿場Ⅱ号館	東田中 1029-1	102	205

くれたけイン御殿場インター	東田中 1243-6	129	160
富士御殿場コンドミニアムT A NNPOPO	新橋 1978-2 湯山ビル	5	25
富士見山荘	深沢 2484-2	4	16
合 計		1,073	3,010

(表 7 - 1 3) 裾野市指定避難所一覧表

広域避難地に併設する指定避難所	所在地	収容人数
西小学校	裾野市佐野 1143	1,107
南小学校	裾野市伊豆島田 806-5	874
裾野高校	裾野市佐野 900-1	1,692
東小学校	裾野市茶畑 399	1,367
向田小学校	裾野市茶畑 1133	1,058
深良小学校	裾野市深良 655	772
生涯学習センター	裾野市深良 435	244
富岡第一小学校	裾野市御宿 600	1,110
富岡第二小学校	裾野市下和田 890	464
千福が丘小学校	裾野市千福が丘 4-12-1	791
須山小学校	裾野市須山 165	638
小 計		10,117
その他の避難所	所在地	収容人数
西中学校	裾野市佐野 450	1,149
西幼稚園	裾野市佐野 1470	143
南児童館	裾野市伊豆島田 806-14	39
東中学校	裾野市公文名 685-1	1,410
いずみ幼稚園	裾野市稲荷 123-1	195
市民体育館	裾野市稲荷 24	875
東西公民館	裾野市平松 495	134
深良中学校	裾野市深良 3806	905
深良幼稚園	裾野市深良 696	105
深良地区コミュニティセンター	裾野市深良 657	98
富岡中学校	裾野市御宿 579	1,163
富岡第一幼稚園	裾野市御宿 684-14	135

富岡地区コミュニティセンター	裾野市御宿 680-1	83
須山中学校	裾野市須山 1502-1	535
須山地区コミュニティセンター	裾野市須山 1593-12	59
須山地区研修センター	裾野市須山 587-4	170
小 計		7,198
合 計		17,315

(表 7-14) 小山町指定避難所一覧表

指定避難所	所在地	収容人数
小山中学校	小山町藤曲 142	305
北郷中学校	小山町用沢 355	300
須走中学校	小山町須走 99-1	306
成美小学校	小山町藤曲 150	216
明倫小学校	小山町菅沼 627	216
足柄小学校	小山町竹之下2411-1	123
北郷小学校	小山町用沢 604-1	216
須走小学校	小山町須走 70-18	311
生涯学習センター	小山町阿多野 130	556
健康福祉会館	小山町小山 75-7	248
小山高等学校	小山町竹之下369	665
合 計		3,462

(9) 避難所の開設・運営

ア 避難所の開設は、「噴火警戒レベル3」発表後に準備し、まず、「噴火警戒レベル4」で第3次避難対象エリアの避難行動要支援者を受け入れる避難所を開設する。

噴火直後、流下パターンに基づき避難する区（以下「避難実施区」という。）を決定するとともに、開設する避難所を指定する。

また、噴火状況判明後は、避難実施区に応じて開設する避難所を指定する。

イ 避難所運営については、避難実施区の自主防災会が溶岩流が到達しない区の支援を得て御殿場市避難所運営マニュアルに基づき実施する。

この際、支援する区（以下「避難支援区」という。）の支援は1週間程度とする。

開設する避難所及び避難支援区は（表7-15）のとおり。

(表 7-15) 開設する避難所及び避難支援区

番号	管理支部	施設名	パターン区分	避難実施区	避難支援区
1	御殿場	御殿場高等学校	A B	御殿場、西田中、栢ノ木	御殿場、西田中、深沢、栢ノ木
2		御殿場小学校	A B	二枚橋、萩原	萩原、二枚橋、西田中
			C	板妻	
3		南中学校	A B	二枚橋、萩原、北久原	永原
			C	杉名沢、神場	
4		御殿場南小学校	AB	御殿場、西田中、栢ノ木	森之腰、川島田（稲谷）、新橋（駅周辺）
			C	大沢	
5		御殿場南高等学校	A B	御殿場、西田中、東田中	新橋（駅東）、二の岡
			C	竈	
6		鮎沢公民館	B	鮎沢	鮎沢
7		YMCA 東山荘	A	深沢、東田中	東山、二の岡
			B	深沢	
			C	時之栖、印野、保土沢板妻、神場の要支援者	
8		東山青少年広場	避難の状況による。		東山
9		馬車道公園	避難の状況による。		湯沢、二枚橋
10		東小学校	A B	御殿場、西田中、東田中	御殿場、西田中、深沢東田中、東山
11		東田中富士見公園	A B	東田中	東田中
12	二の岡地区コミュニティ供用施設	避難の状況による。		二の岡	
13	中央公園	A B	萩原、西田中	新橋、萩原、西田中茱萸沢下	
14	御殿場愛郷報徳会館	避難の状況による。		仁杉、北久原	
15	けやきかん	避難の状況による。		新橋	
16	市民会館	避難の状況による。		萩原	
17	御殿場中学校	A B	萩原、北久原	北久原	
		C	保土沢	北久原	

18	富士岡	竈幼稚園	C	竈	竈、沼田、萩蕪
19		富士岡小学校	B C	竈、沼田、萩蕪、中山上駒門、中清水	中山下、中山上、中清水
20		富士岡中学校	B C	大坂、中山下、風穴、二子	大坂、中山下、風穴二子
21		神山小学校	B C	神山、高内、尾尻、町屋、富士見原	神山、高内、尾尻町屋、富士見原
22		神山地区生涯学習センター	避難の状況による。		高内、尾尻
23		駒門地区児童厚生体育施設	避難の状況による。		駒門
24		浄化センター	避難の状況による。		竈、沼田、萩蕪
25	原里	原里小学校	A	上小林、塚原、山之尻、古沢、六日市場清後、美乃和	保土沢、永塚、北畑、大沢
			C	保土沢	
26		原里中学校	A	上小林、塚原、山之尻、古沢、六日市場清後、美乃和	川島田、北畑、大沢杉名沢、神場
			C	板妻	
27		森之腰幼稚園	B	川島田	森之腰、川島田
28		教育支援センター	避難の状況による。		板妻
29		朝日小学校	A	上小林、塚原、山之尻、古沢、六日市場清後、美乃和	杉名沢、川島田、森之腰、矢崎
	B C		保土沢、板妻、大沢杉名沢、神場		
30	富士伊豆の国 J A	避難の状況による。		茱萸沢上、湯沢	
31	玉穂第1保育園	B	茱萸沢下	茱萸沢下	
32	玉穂小学校	A B	中畑東、茱萸沢上	中畑北、中畑東、中畑南、茱萸沢下、茱萸沢上	
33	中畑西地区コミュニティ供用施設	避難の状況による。		中畑西、川柳	
34	市体育館	A	水土野、柴怒田、仁杉	茱萸沢上、茱萸沢下 中畑東、中畑南	

			B	永塚、北畑、柴怒田 仁杉	
			C	北畑、永塚	
35		西中学校	A	中畑北、中畑東	中畑東、中畑北 中畑南、中畑西、川柳
			B	中畑西、川柳、中畑南 中畑北	
			C	小木原、時之栖、印野	
36	印野	印野小学校	A	上小林、塚原、山之 尻、古沢、六日市場 清後、美乃和	小木原、時之栖、印野
37		樹空の森	B	小木原、時之栖	印野
38	高根	高根小学校	A B	六日市場、美乃和、清 後、古沢	塚原、六日市場 美乃和、清後、古沢
39		高根第2保育園	避難の状況による。		柴怒田、上小林、水土野
40		高根中学校	A B	上小林、塚原 山之尻	上小林、塚原 山之尻

(10) 広域避難

ア 広域避難者の受入調整実施手順

市は、噴火警戒レベル3発表から広域避難に向け準備を開始する。

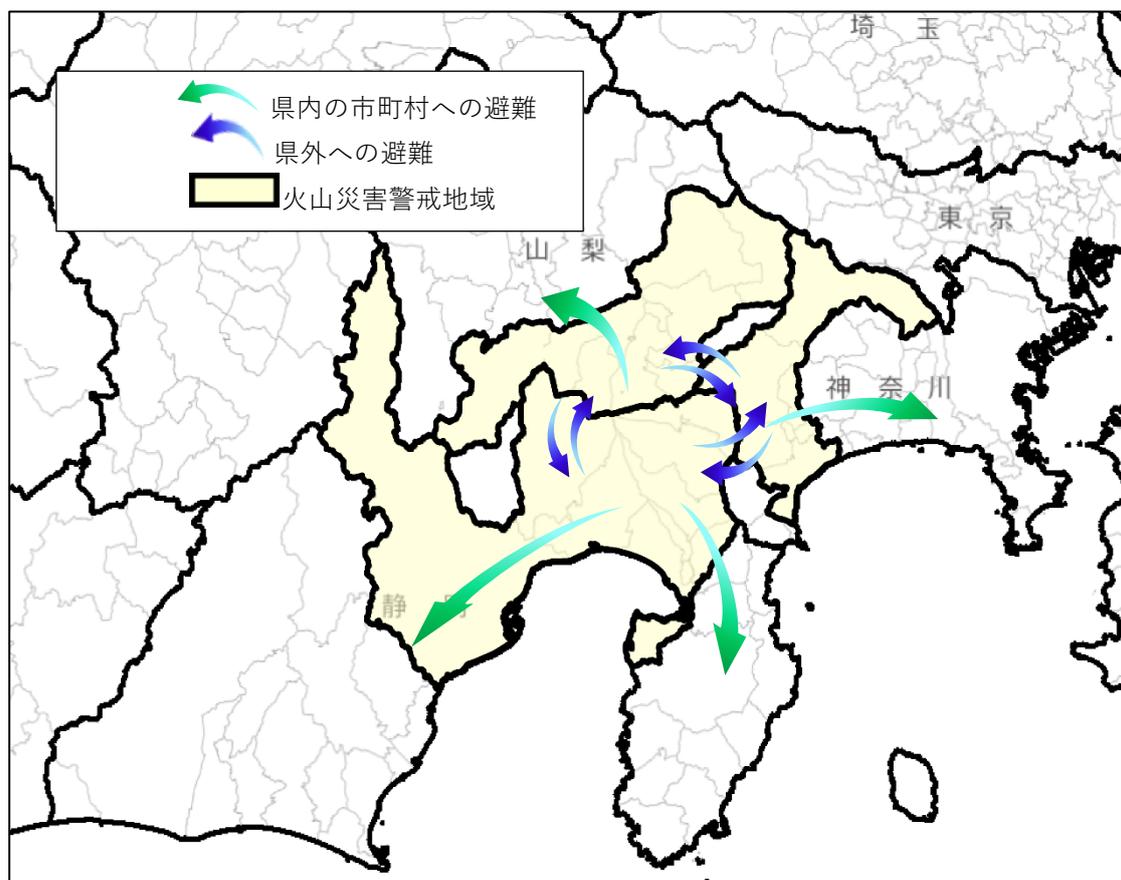
広域避難は、第5次避難対象エリアまで影響が及ぶと判断した場合又は市内で安全な避難所等の確保や避難者の収容が困難であると判断した場合、隣接市町との協議又は県に要請の上実施する。

その際には、駿東二市一町災害対策協議会（御殿場市、裾野市、小山町）、富士山ネットワーク会議（富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町）、東部相互応援協定と連携した避難を検討する。

受入市町の決定後、市は、受入市町に職員を派遣し、一時集結地の開設と運営について準備するとともに、受け入れ市町と連携して避難先となる受け入れ避難所を決定する。

受け入れ避難所の収容可能人数や噴火活動等から、調整された市町以外の県内市町や、山梨県、神奈川県への避難が必要となった場合は県を通じて広域避難者の受け入れを要請する。ただし更なる広域避難先の拡大が必要になった場合は、県は国や全国知事会を通じて他の都道府県への受け入れを要請する。噴火開始直後であり、避難時には主要な交通は確保されているものとして対応する。（図7-9）

(図7-9) 広域避難先の避難イメージ



イ 流下パターンによる避難の場合

避難先は、市内の避難所への収容が原則であるが、噴火前の地震活動等の影響等の不確実性を踏まえ、流下パターンごと地域全員の避難に対応するように設定する。

市内に加え、避難対象者が数万人単位となり避難の範囲が複数市町にまたがる場合もあることから、隣接市町を中心に避難先とする。火口の出現位置が東麓（西麓）であった場合は、西麓（東麓）地域を避難先とすることも想定する。

噴火現象判明後（火口位置特定後）、最大規模の溶岩流により噴火収束時まで影響が生じる可能性がある市町は、再度の避難を避ける観点から避難先としない。受入市町は、複数を地域ごとにグループ化して調整する。

(表7-16)

(表 7-16) 噴火開始直後の流下パターン避難の場合の避難先

	避難実施市町	避難者数	【参考】 パターン内、ドリ ルマップ最大避 難者	受入先	【参考】 避難所定員数
A	小山町 御殿場市	14,371	【L30】 37,127	受入A 受入B	130,502人 (11.0%)
B	小山町 御殿場市	5,601	【L34】 133,318	受入B 西麓	150,690人 (3.7%)
C	御殿場市 裾野市	37,821	【L35】 169,430	受入B 西麓	166,960人 (21.9%)
D	裾野市 長泉町 沼津市	40,307	【M48】 61,271		〃 (24.1%)
E	裾野市※ 富士市	28,649	【L39】 79,603	西麓 富士宮市のみ 受入A 受入B 受入D	261,005人 (10.9%)
F	富士市	4,385	【S59】 27,995	受入A 西麓 富士宮市のみ	102,716人 (4.3%)
G	富士市 富士宮市	19,478	【L40】 191,267	東麓 受入A 受入D	206,907人 (9.4%)
H	富士市 富士宮市	42,318	【L45】 182,208		〃 (20.5%)
I	富士市 富士宮市	79,893	【L47】 231,160		〃 (38.6%)
J	富士宮市	38,261	【L49】 211,456		〃 (18.5%)
K	富士宮市	44,557	【L50】 198,706		〃 (21.5%)
L	富士宮市	34,848	【L52】 200,550		〃 (16.8%)
M	富士宮市	12,324	【L57】 112,184		〃 (16.8%)
N	富士宮市	8,926	【L62】 126,010		〃 (4.3%)
O	富士宮市	1,644	【M68】 110,873		〃 (0.8%)

※ 裾野市に関しては避難対象区域に居住地区なし。

【地域表示凡例】

受入先	該当市町	避難所定員計
東麓	小山町、御殿場市、裾野市	23,505人
西麓	富士宮市、富士市	95,322人
受入A	沼津市、三島市、清水町、長泉町	76,347人
受入B	熱海市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、函南町	52,294人
受入C	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、西伊豆町	35,378人
受入D	静岡市	102,439人
受入E※	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町	297,585人
受入F	浜松市	167,511人
受入G	磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町	163,804人

※ 受入Eグループは一部市町の受入人数を再確認中

ウ ハザードマップ等による避難（噴火現象判明後）の避難先と想定避難者数

- (ア) 噴火後に火口位置が特定されると、流域に沿った溶岩流の流下が予測されることから、国土交通省が作成するRTHMやドリルマップにより影響範囲を想定し、かつ溶岩流下の実況を把握した上で避難範囲を決定する。
- (イ) 噴火規模は噴火の収束まで分からないため、避難規模も終息まで特定できない。このため、実際の避難は逐次実施することになり、避難の開始時期も最長で噴火後2ヶ月に及ぶことも考えられる。
- (ウ) 最大規模の避難者を想定して避難受入市町を計画するが、避難が長期に及ぶことによる受入市町の負担を考慮し、ある程度、広域な市町での受け入れを行う。（各市町の一部の避難所での受け入れとする。）
（表7-17）
- (エ) 10cm以上の降灰が予想される富士山東麓地域とその隣の市町については、当初の避難先とはせず、事態が収束に向かう時点で再検討する。

(表 7-17) ドリルマップ等避難時 (最大影響) の避難先

避難実施 市町	避難者数 (最大) A	避難受入市町	収容可能人 数 B	参考 A/B 比率 (%)
小山町 御殿場市 裾野市 三島市 長泉町 清水町 沼津市	約 170,000 人 (L35)	富士市、富士宮市 熱海市、伊東市 伊豆市、伊豆の国市、函南 町、東伊豆町、河津町、下 田市、南伊豆町、松崎町 西伊豆町、静岡市、浜松市 島田市、焼津市、藤枝市、 牧之原市、吉田町、川根本 町	565,000 人	30.1%
富士市 富士宮市 静岡市	約 232,000 人 (L40)	熱海市、伊東市 伊豆市、伊豆の国市、函南 町 静岡市 島田市、焼津市、藤枝市、 牧之原市、吉田町、川根本 町 浜松市 磐田市、掛川市、袋井市、 湖西市、御前崎市、菊川市、 森町	600,000 人	38.6%

※「避難者数 (最大)」とは、溶岩流が終息した時点 (最大 57 日後) の避難者数であり、直ちに当該人数の避難となる訳ではない。

(表 7-18) 東部相互応援協定による避難先一覧

		避難先	最大 受入者数	一時集結地 (広域避難)		避難経路候補
東部相互応援協定	避難先エリアA	長泉町	4,100	長泉中央グラウンド	長泉町納米里	東名 (国道 246) →
		三島市	8,200	伊豆フルーツパーク	三島市塚原新田	東駿河湾環状線→
		沼津市	18,700	愛鷹広域公園	沼津市足高	国道 1 号
		清水町	2,900	清水町体育館	清水町堂庭	
		合計	33,900			
	避難先エリアB	函南町	3,800	状況に応じて発災後に指定する場所		新東名 (国道 246) →
		伊豆の国市	9,800	旧スポーツワールド駐車場	伊豆の国市南江間	東駿河湾環状線→
		伊豆市	13,900	日本サイクルスポーツセンター	伊豆市大野	伊豆中央道→
		熱海市	4,100	南熱海マリナーホール	熱海市下多賀	熱函道路、国道 135 号
		伊東市	13,400	伊東市民体育センター	伊東市玖須美元和田	
		合計	45,000			
	避難先エリアC	東伊豆町	2,000	町立体育センター	東伊豆町稲取	新東名→
		河津町	1,600	河津バガテル公園駐車場	河津町峰	東駿河湾環状線→
		下田市	5,500	道の駅開国下田みなと	下田市外ヶ岡	伊豆中央道→
		南伊豆町	2,500	道の駅下賀茂温泉湯の花	南伊豆町下賀茂	国道 414 号・国道 136 号
		松崎町	1,200	勤労者体育センター	松崎町道部	
		西伊豆町	1,400	西伊豆町住民防災センター	西伊豆町宇久須	
		合計	14,200			
	合計	93,100				
環富士山協定	D 避難先エリア	富士市	20,241	富士川河川敷	富士市中之郷	
		富士宮市	14,041	外神スポーツ広場	富士宮市神東町	
		山梨県 1 市 2 町 4 村				
広域避難	AE 避難先エリア	静岡県中部以西地域				
		山梨県				
		神奈川県				

エ 避難先の受け入れ準備

市は広域避難の実施を判断し避難者の受け入れ先市町が決定した後、市職員を受け入れ先市町に派遣し、受け入れ先市町と連携して避難所の開設準備を行う。

オ 避難手段・経路

(7) 避難手段

広域避難の移動手段は原則、市県が手配したバス、自家用車とし、できるだけ避難車両を抑制した避難を実施する。

(イ) 避難経路

避難経路は、合同会議において指定した広域避難路を使用する。

各避難所から広域避難路へ至る避難路は、市が道路管理者と協議の上決定する。広域避難路には、途中、第一目的地としての避難経由所を設置し、避難者に避難所に案内する。避難経由所には、避難先の事情に詳しい避難受け入れ先市町職員の派遣を求めた上で、市職員を配置し、共に運営にあたる。

なお、避難経由所の具体的な所在や施設名称等については県及び避難先市町と協議の上決定する。

3 火砕流・火砕サージからの避難

避難対象エリアは、「御殿場市富士山火山防災マップ」による、火砕流が到達する可能性の範囲とし、火砕流の可能性マップの先端を包絡する範囲から外側1kmの範囲である。(図2-2)

火砕流等に巻き込まれると生命の危険があるが、その流下速度は時速数十kmから百数十kmと高速であり、火砕流等の発生後に流下コースから避難することは不可能であるため、噴火前に影響範囲外へ避難する。

(1) 避難対象範囲

第2次避難対象エリア

(2) 避難対象者

登山者を含む観光客及び東富士演習場内で活動する市民

(表7-19) 火砕流等からの避難

避難者の属性	避難開始時期	移動手段	避難先
登山者を含む観光客	レベル1 (解説情報 (臨時))	車両	第3次避難対象エリアより外側
東富士演習場内で活動する市民	レベル4	車両	第3次避難対象エリアより外側

4 大きな噴石からの避難

避難対象エリアは、「御殿場市富士山火山防災マップ」による、噴石が到達する可能性の範囲とし、風の影響をほとんど受けず弾道を描いて飛散する概ね20~30cm以上の岩塊が到達する範囲とし、大規模噴火の想定火口範囲から4km、中小規模の想定火口範囲から2kmの範囲である(図2-3)。

大きな噴石は、噴火と同時に飛散することがあり、速度が速く、直接身体に当たれば死傷(外傷、熱傷)し、かなり堅牢な建物でなければ破壊されること

もあるので、噴火前に影響範囲外への避難とする。

(1) 避難対象範囲

第2次避難対象エリア

(2) 避難対象者

登山者を含む観光客及び東富士演習場内で活動する市民

(表7-20) 大きな噴石からの避難

避難者の属性	避難開始時期	移動手段	避難先
登山者を含む観光客	レベル1 (解説情報 (臨時))	車両	第3次避難対象エリアより外側
東富士演習場内で活動する市民	レベル4	車両	第3次避難対象エリアより外側

5 融雪型火山泥流からの避難

融雪型火山泥流とは、山腹に積もった雪が火砕流等の熱で一気に融けて水となり火砕物や斜面の土砂を取り込んで、高速 (時速60kmを超えることもある) で流下する現象である。

積雪がある時期 (積雪期) に限り発生するため、積雪期に噴火した場合は、融雪型火山泥流に備えて必要な避難を行う。

(1) 影響想定範囲と避難対象エリア

融雪型火山泥流の影響想定範囲は、「御殿場市富士山火山防災マップ」による融雪型火山泥流可能性マップ (図7-10) の範囲とする。この可能性マップの作成にあたっては、山腹に平均50cm積もった雪が火砕流などの熱で融けたと仮定したシミュレーションが実施された。

実際に融雪型火山泥流が流下する区域は谷筋に集中するため、融雪型火山泥流の避難対象エリアは、シミュレーション等により融雪型火山泥流の流下が予想される範囲とし、そのうち、融雪型火山泥流ドリルマップ重ね図 (危険度区分) (図7-11) において事前の避難が必要な区域とされているエリアでは噴火前に立ち退き避難が必要となる。

また、シミュレーションでは積雪量を50cmとして計算しているため、例年より降雪量が多く、積雪がシミュレーションの条件を上回ることが明らかな場合は、計算結果より泥流が広範囲に到達することも考えられる。そのため積雪期に噴火の可能性が高まった場合は、いくつかの代表地点における積雪量を把握し、状況に応じ避難対象エリアの拡大を検討する。

(2) 避難開始基準

融雪型火山泥流は避難までの時間的猶予がないため、融雪型火山泥流ド

リルマップ重ね図（危険度区分）において「事前の避難が必要な区域」とされるエリアでは、積雪期には「噴火前の避難」を行う。

ア 噴火前

噴火前は、噴火警戒レベルに基づき、必要な地域で避難を行う。なお、噴火前は火口の位置が特定できないため、積雪期には、全方位の「事前の避難が必要な区域」の全てが避難対象となる。

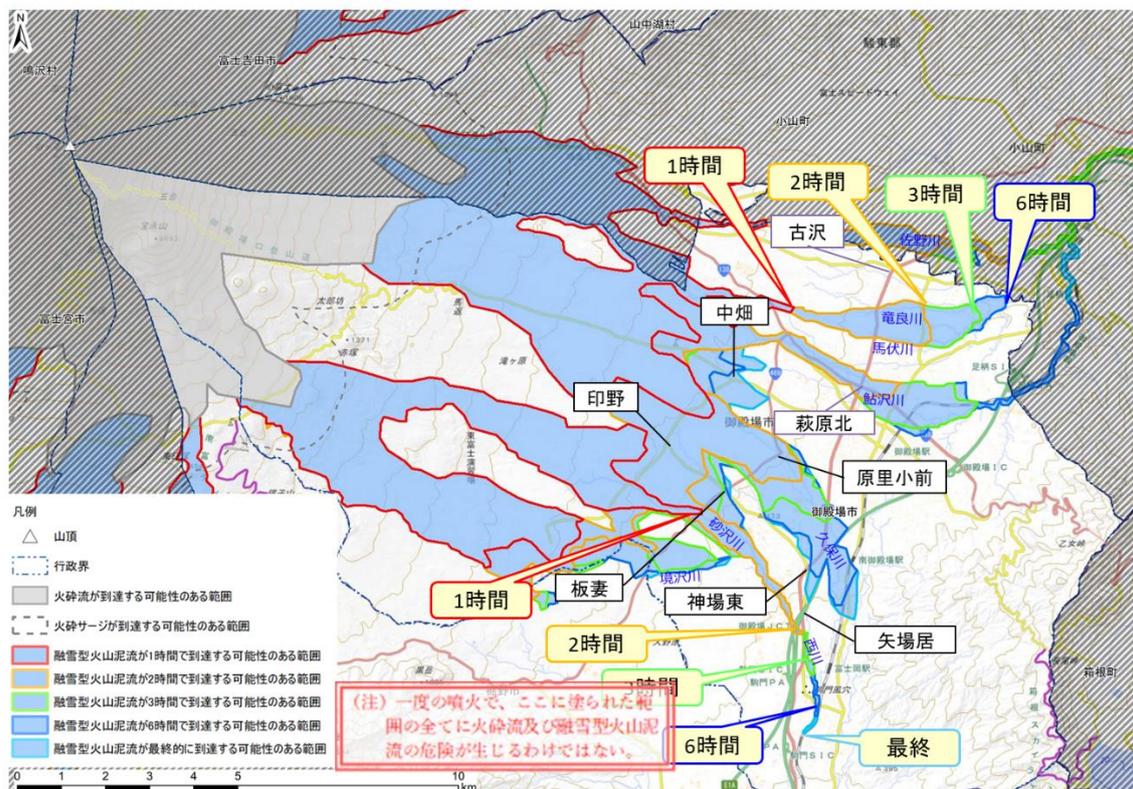
イ 噴火開始直後

噴火開始直後は、関係機関による観測等で得られる火口位置や積雪の状況に応じて噴火前の避難対象エリア以外の地域での避難について検討する。

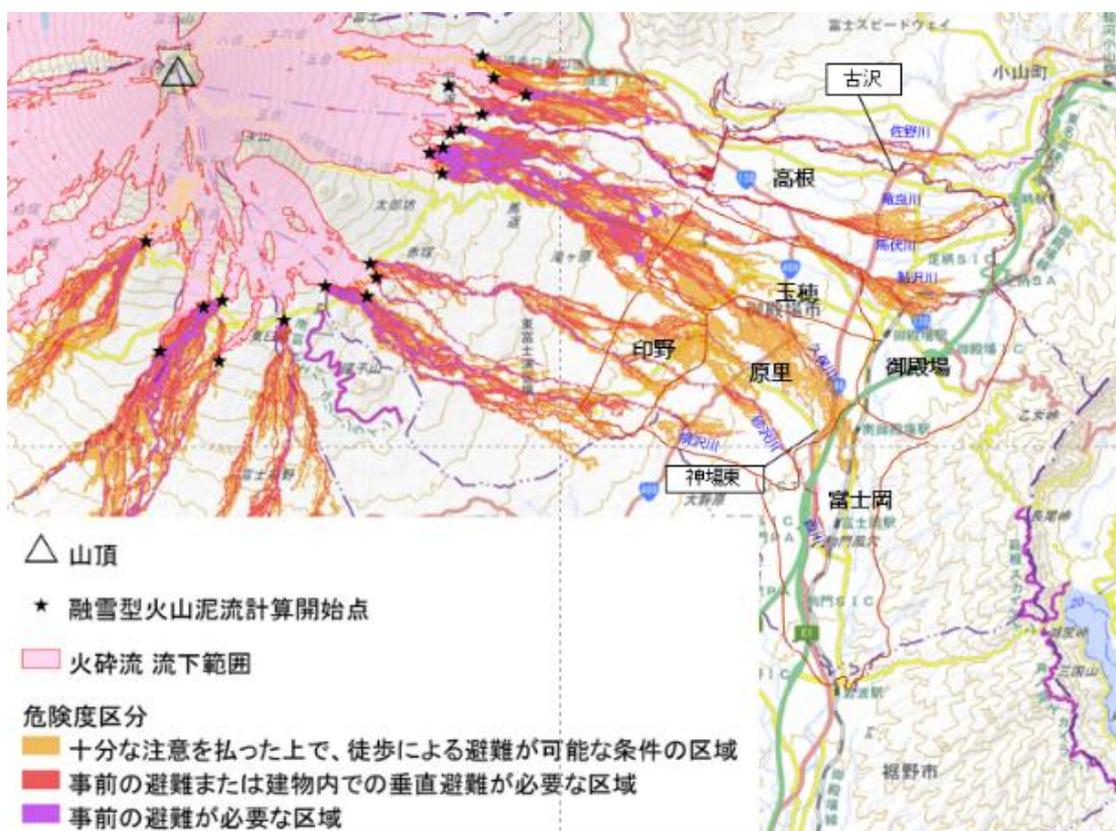
ウ 避難先

避難先は、短時間で融雪型火山泥流が到達する可能性を踏まえ、融雪型火山泥流の避難対象エリア外の高所・高台や近隣の堅牢な建物内での上階とする。

(図7-10) 融雪型火山泥流の可能性マップ



(図 7-11) 融雪型火山泥流のドリルマップ重ね図 (危険度区分)



6 降灰・小さな噴石からの避難

1707年に発生した宝永噴火規模と同等の降灰が生じた場合には、広範囲に深刻な影響を及ぼすこととなるが、大規模な降灰の有無は噴火後に判明するものであり、事前に察知することは困難である。また、その影響範囲は、火口位置（富士山では、噴火直前もしくは噴火まで火口位置を特定することは困難とされている。）や風向きにより変動する。さらに、移動（避難）中に噴火に至り降灰が生じると、車両での移動が困難となり、避難者はその場から動けなくなり、多数の滞留者が発生することが想定される。

また、被害が軽微である可能性もあり、影響範囲が特定できない状況下で、影響範囲外に多くの住民を避難させることにより生じる住民の負担や社会的混乱が発生するリスクと、地域内に留まることで被害が生じるリスクを比較し、本計画では、降灰における避難において、噴火前の避難は採用していない。

ただし、協議会から新たな知見が得られた場合には、より効果的な避難ができるよう修正を行う。

なお、降灰そのものにより、生命の危険に晒される可能性は低いため、降

灰時の「避難行動」とは、降灰が生じない地域まで離脱することではなく、降灰に起因して発生する事象から身を守るために必要な行動とする。

降灰によりもたらされる事象のうち生命への影響が懸念されるものは次の表 7-21 のとおり。

(表 7-21) いのちを守るために考慮すべき降灰により生じる現象

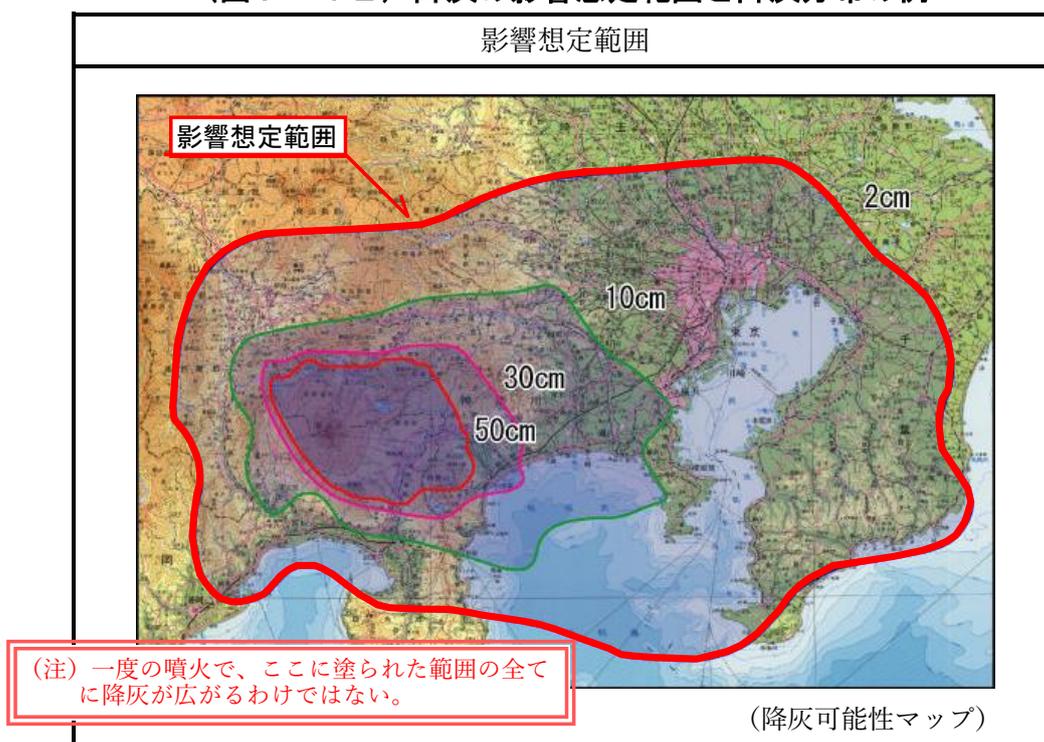
	降灰による事象	概要
1	火災	降灰や小さな噴石が高温のまま堆積すると発火し火災が発生することがある。
2	家屋倒壊	降雨時30cm以上の降灰堆積厚で木造家屋が重みで倒壊する可能性があるが、荷重に対する基準値は地域ごとに異なり、また、家屋の形状等によっても耐力が異なる。 降灰堆積厚が30cmを超えても、木造家屋が直ちに倒壊・損傷するものではないが、屋根等に厚く火山灰が積もっている場合、建物の耐力が落ちて噴火に伴う地震の揺れに耐えられない可能性もあるので、きしみや歪みの発生に注意する。
3	断水	河川水を源水とするエリアでは、少量の降灰でも水質が悪化し、水道水が飲用不適又は断水となる可能性がある。 なお、停電が生じた場合は浄水場及び配水施設が停止するため、河川水、地下水の別なく断水が生じる可能性がある。
4	停電	降雨時に碍子の絶縁低下による停電が発生する可能性がある。また、火山灰が付着した樹木が重さに耐えきれずに倒れたり、枝が折れたりし、近傍の電線を切断して停電に至る場合がある。降灰のため火力発電所の吸気フィルタの交換頻度の増加等により発電力が低下する。電力供給量の低下が著しく、必要な供給力が確保しきれない場合、停電に至る。
5	物資	道路の交通支障による物資の配送困難、店舗の営業困難により、生活物資・医療物資の入手が困難となる可能性がある。
6	降灰後土石流	1cm以上の降灰が生じ、1時間あたり10mm程度の降雨があると土石流が発生する可能性がある。10cm以上の降灰が生じると被害が拡大するおそれがあるため、特に注意が必要である。降灰が生じた地域では、国土交通省による緊急調査が行われるが、調査結果が出るまでに時間を要する場合があるため、降灰後、降雨のおそれが生じた場合は、速やかに避難する必要がある。

このような事態に対して大きな不安を感じる住民に対しては、噴火前の自主的な分散避難を推奨する。

(1) 影響想定範囲と避難対象エリア

降灰の影響想定範囲（図 7-12）は、「御殿場市富士山火山防災マップ」による降灰の到達範囲で 2 cm以上の降灰堆積深が想定される範囲とするため、当市全域となる。

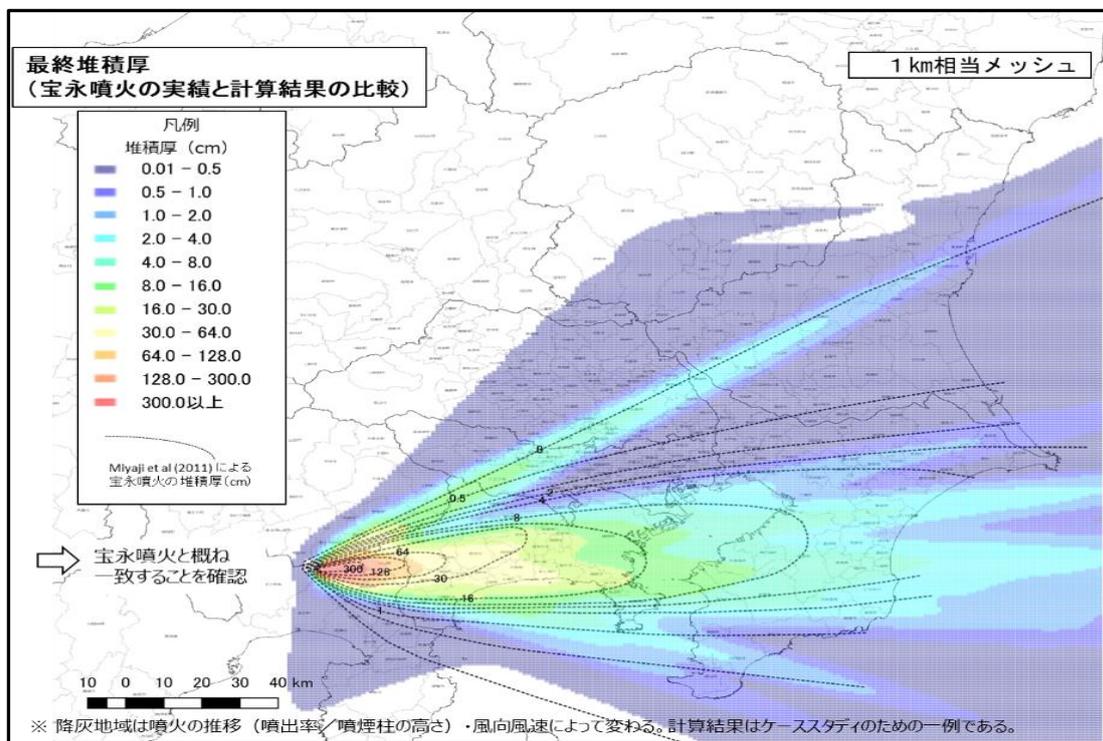
(図 7-12) 降灰の影響想定範囲と降灰分布の例



※宝永規模の噴火の月別降灰分布図を 12 ヶ月分重ね合せた図（富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成 16 年）から引用）

なお、富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和 3 年）では降灰の可能性マップの見直しは行っておらず、平成 16 年版を再掲している。

降灰シミュレーション



(2) 避難開始基準

降灰そのものを原因として、直ちに生命に危険が及ぶことはないため、現象の影響範囲から立ち退く必要性は低い。しかし、時間当たりの堆積量や継続時間の予測は困難であるので、噴火開始直後に屋内退避準備とし、大規模な降灰が確認された地域では速やかに自宅又は堅牢な建物へ屋内退避とする。

(3) 避難先

避難先は、原則として、自宅もしくは降灰に耐え得る近隣の堅牢な建物（避難対象エリア内）とし、他市町への広域的な避難は想定しない。

ただし、堅牢な建物への避難後、大量降灰によって断水、停電、物資不足により生活を維持することが困難となるおそれがある場合は、避難対象エリア外へ立ち退き避難する可能性もある。この場合は、降灰の状況、避難路の確保状況、停電や断水の発生状況など様々な要件を総合的に判断し避難先を決定する。

降灰堆積厚が30cm未満の場合は、降灰によって建物被害を受けるおそれが少ないため、自宅や最寄りの建物への屋内退避とする。

また、大規模な降灰が生じた場合には車両での移動が困難となる。降灰の影響範囲外へ移動する場合は徒歩により移動せざるを得ず、避難完了までに相当の時間を要することが見込まれる。多くの住民に影響範囲外へ避難させ

ることよりも道路啓開をはじめとする応急対策の応援部隊を速やかに受け入れ、救助を待つことが効果的と考えられる。

このため、大規模降灰時、市町村は、図7-13のように緊急輸送道路に近い施設を優先的に避難所や物資集積拠点とし、自宅内での屋内退避が可能な場合は、必要に応じて避難者自身が、この物資集積拠点まで徒歩で移動し、物資を調達することを検討する。(図7-14)

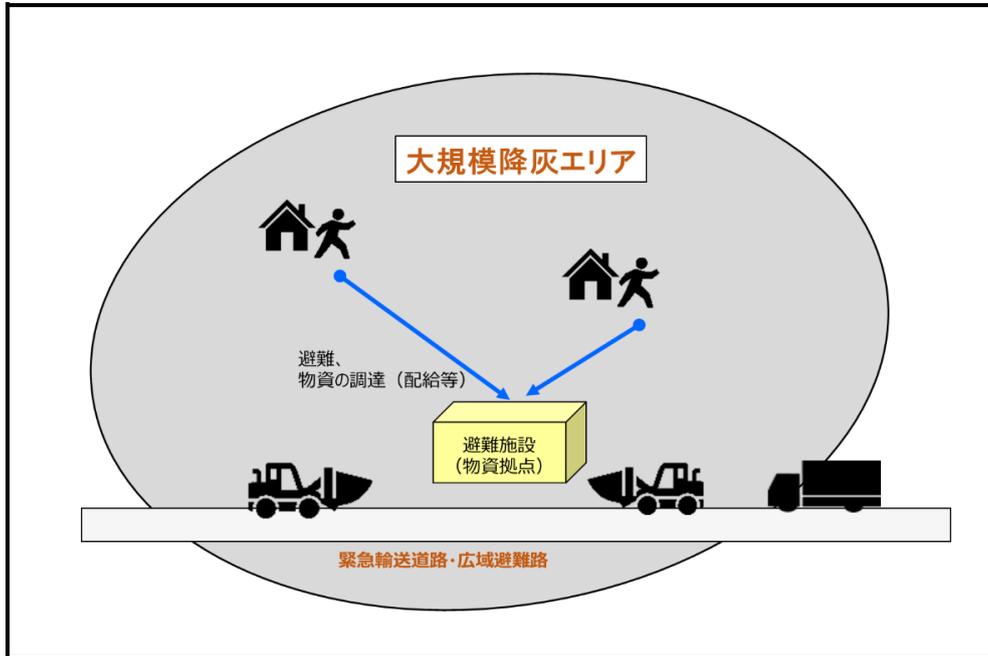
なお、市民は、屋内退避を行うにあたり必要な物資を備蓄する。

(降灰時の屋内退避に備え必要となるものの例)

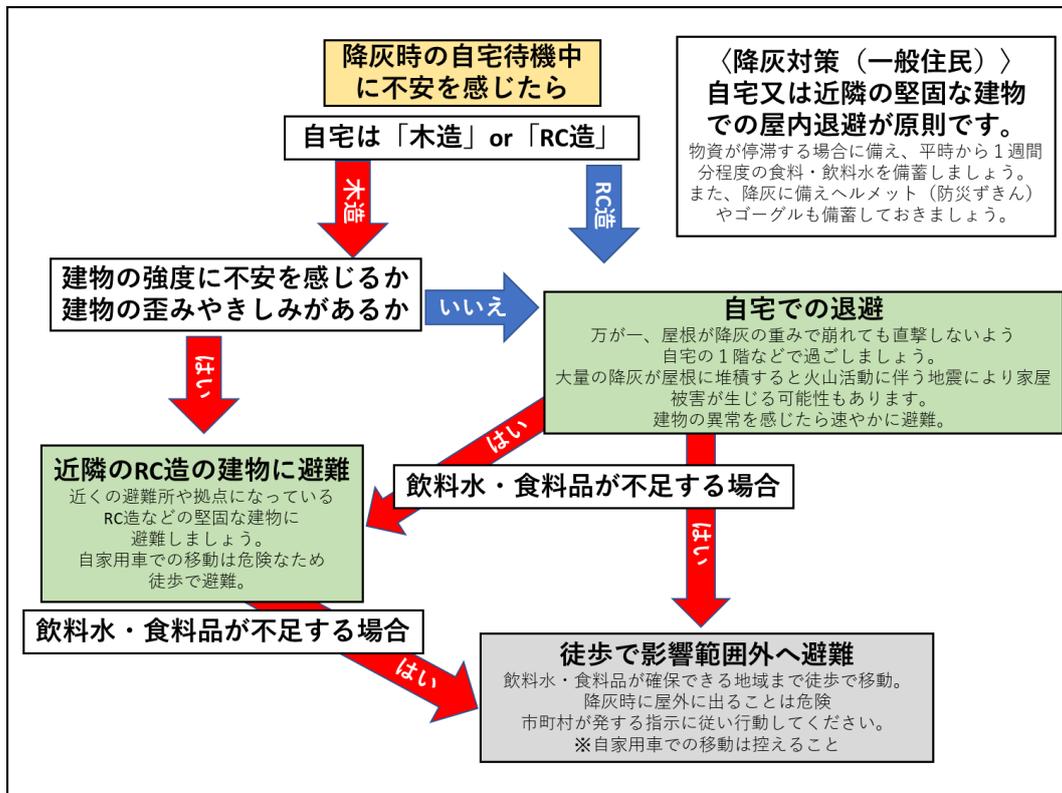
いずれも7日分程度を推奨

- ・食料
- ・飲料水（1人あたり1日3リットルを目安）
- ・ヘルメット
- ・ゴーグル
- ・マスク
- ・手袋、軍手
- ・燃料、ライター（マッチ）
- ・洗面用具、ウエットティッシュ
- ・携帯トイレ、簡易トイレ
- ・医薬品（常備薬）

(図7-13) 避難施設、物資拠点の設置イメージ



(図7-14) 大規模降灰時の対応判断のためのフローチャート



7 登山客・観光客への対応

当市の観光客の特徴として、高速道路、国道等の交通アクセスが優れているため、首都圏からの来訪者が多く、令和4年度では観光交流客数は1,375万人（一日平均約3万7千人余）、コロナ禍前までは約1,400万人（一日平均3万8千人余）が訪れ、県下で3番目に多い人数である。

また、登山者は御殿場口では7/10から9/10の富士山の登山シーズンの間、令和4年度は上り・下り合わせて約2万人の利用があった。

気象庁等から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表された場合には、富士山の登山シーズンの間、以下の第1次避難対象エリア内の山小屋等（表7-22）に電話連絡などにより、避難情報を伝達し、山小屋等から登山者に対して下山を呼びかける。また、観光客等が分かりやすい観光協会等のHPや宿泊施設、観光施設等で火山情報等の情報提供を行うとともに、市内のスマートホン・携帯電話に一斉に伝達する緊急速報メールにより避難情報を伝達する。

表7-22 第1次避難対象エリア内の山小屋等

	山小屋等名称	収容人数	場所
1	マウントフジトレイルステーション	10	新五合目
2	富士急小屋ハーフマウンテン	10	新五合目
3	大石茶屋	25	新五合目
4	半蔵坊	12	新六合目
5	日の出館	休業中	七合目
6	わらじ館	36	七合四勺
7	砂走館	110	七合五勺
8	赤岩八合館	70	七合九勺

(1) 噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））が発表された場合の避難支援

（火山の活動に高まりが見え警戒レベルを引き上げる可能性がある場合）

山小屋等への「火山の状況に関する解説情報（臨時）」の情報を伝達し新五合目より上の登山客（夏季シーズン人数）へ下山を周知する。

(2) 噴火警戒レベル3が発表された場合避難支援

当市で多くの人を訪れる施設のうち、富士山樹空の森は第3次避難対象エリア、御殿場プレミアム・アウトレット、御殿場高原時之栖は第6次避難対象エリア内に位置する。市内に滞在する観光客・別荘利用者への、帰宅の呼びかけや登山者への入山規制等情報は様々な情報手段を用いて周知する。また宿泊施

設、観光施設、公共交通機関に対して市から帰宅の指示が発令されていることの伝達を依頼する。さらに、御殿場旅館同業組合、観光協会は加盟宿泊施設から宿泊者人数等を収集し、観光客数を市観光交流課に報告する。観光客の帰宅（避難）の支援は、市は県、各路線の道路管理者、警察と連携し行う。当市の場合一日平均3万7千人余の観光交流客数があることから市民との避難（避難行動要支援者がレベル4で避難開始）の重複を避けるため観光客等に対してレベル3での帰宅の呼びかけを実施する。

ア 観光施設・宿泊施設での対応

- (ア) 宿泊施設・観光施設等は市から帰宅の呼びかけがある場合には、施設を利用する観光客等に対して、館内放送や看板等を活用し、情報を周知する。
- (イ) 宿泊施設は御殿場旅館同業組合や観光協会を通じて、毎日宿泊者数を報告する。

イ 観光客等の避難路

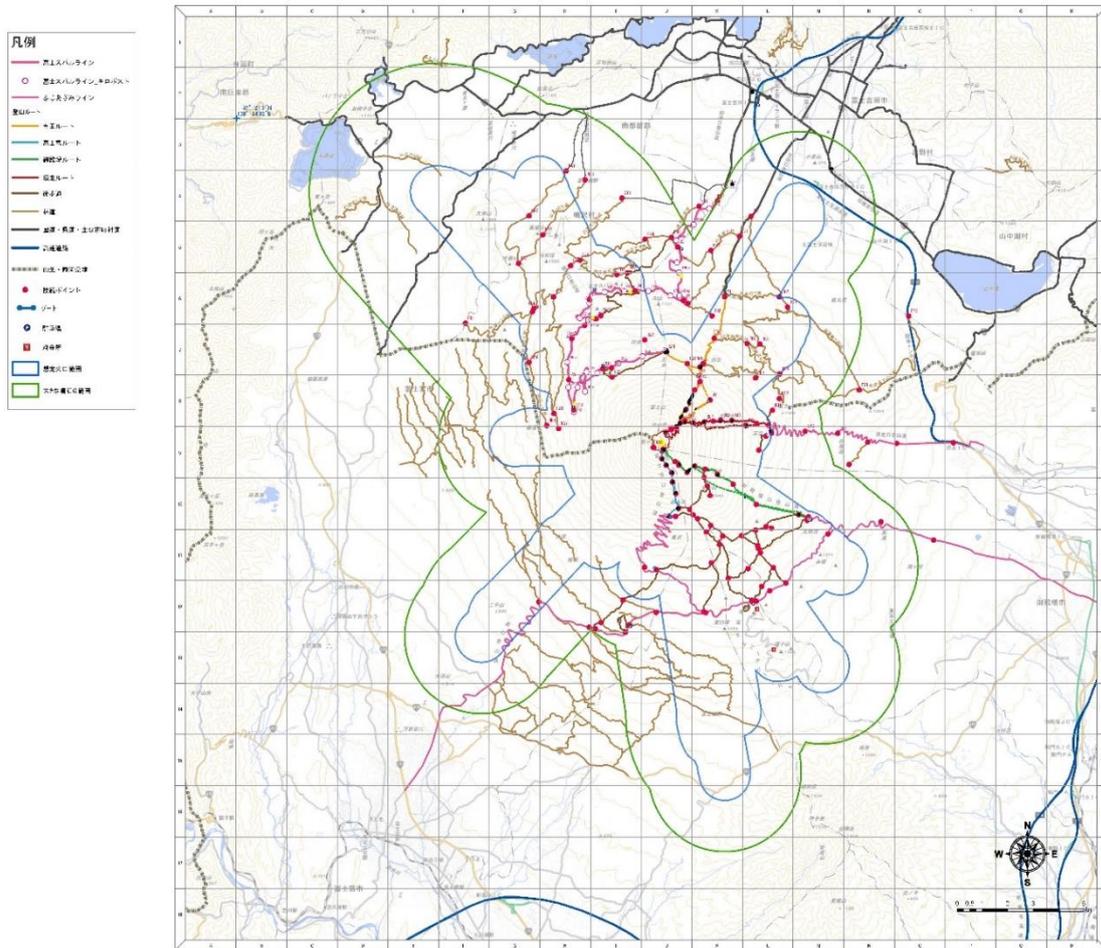
協議会では、観光客等の避難を円滑に実施するため、富士吉田、富士宮、御殿場、須走の各登山道及び山麓に広がる遊歩道、林道等を避難路として示す（図7-15）。なお、平時の登山等においても、登山者からの現在位置の通報や関係機関の防災対策の検討に資するよう、口頭でも位置を正確に共有できるようマップを2kmメッシュで区切った（「（例）H-6付近に火口が形成された」等）。

また、今後、関係自治体等において作成する登山者への配布用地図、案内図については本地図を基本とする。

※ A2の交点（北緯35° 27' 9" 東経138° 34' 42"）を基準点とする。

出典：国土地理院タイル

図 7-15 富士山噴火時避難ルートマップ



第 8 章 避難経路の堆積物（降灰等）の除去

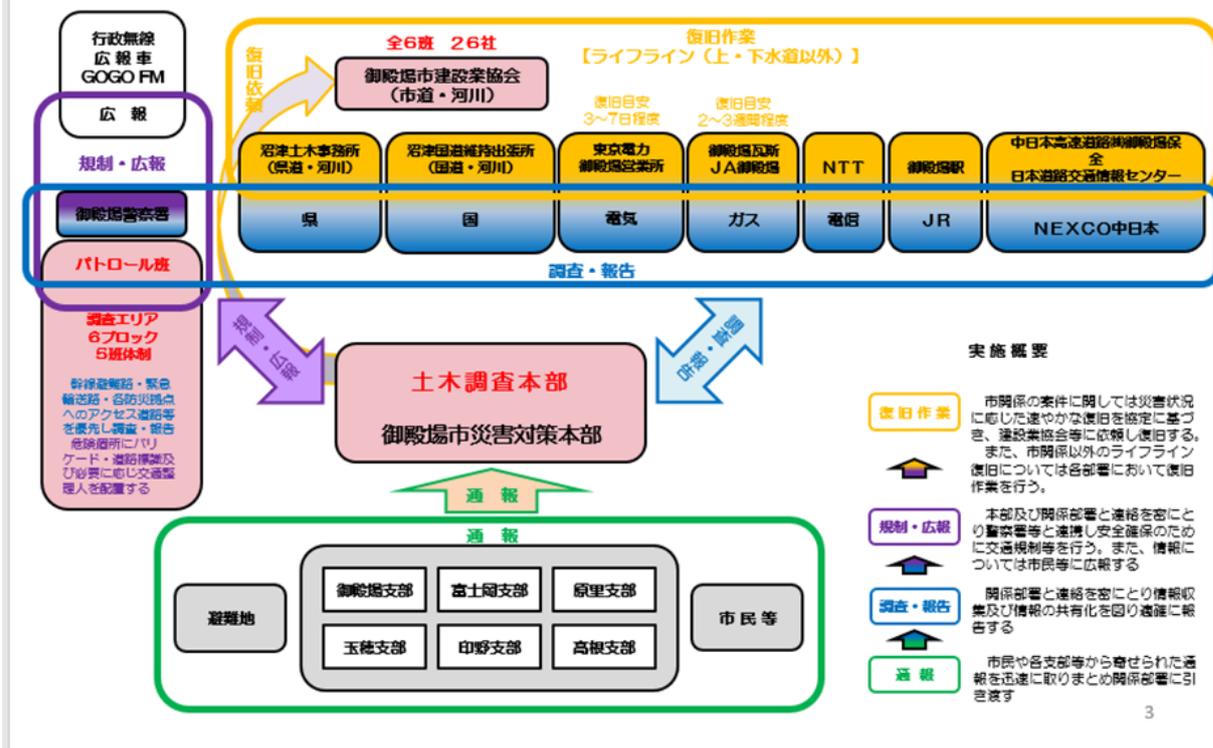
1 除灰等に係る対応方針

降灰における道路交通への影響は、車線等の視認障害、視覚不良、タイヤ設置面の摩擦の低下による通行支障が考えられる。また、タイヤのスタックやスリップ事故の発生によって、滞留車両が発生する可能性があり、交通量の多い道路では、速度低下に伴い渋滞が発生する可能性もある。

これらによって、避難車両や緊急通行車両などの移動が妨げられ、避難対策が円滑に実施されないといった影響が想定される。

そのため、道路管理者は避難車両や緊急自動車の通行、資機材や物資の輸送が円滑に実施出来るよう、関係機関等と連携し、通行ルートを確認するため、作業の安全を確保した上で除灰作業等を実施する。

災害時連絡系統・実施概要図



2 避難経路の除灰等の実施

(1) 噴火発生後の連絡体制の確立

- ・ 国道、県道、東名高速道路・新東名高速道路の各管理者及び本部・パトロール班等との連絡体制の構築。

(2) 道路パトロールの実施

- ・ パトロール班を5班編成し、避難所及び緊急輸送施設までの経路及び周辺道路などを中心に指定エリアの状況調査を行う。

(3) 通行規制等の実施

- ・ 降灰状況等に応じ、必要な通行止め等の規制を関係機関等と行う。

(4) 降灰状況等の共有

- ・ パトロールや情報提供を基に、調査結果の取りまとめを行い、災害対策本部、各道路管理者に状況報告するとともに、災害協定協力業者へも報告し、除灰作業の準備を要請する。

(5) 道路除灰方針・手順等の決定

- ・ 噴火状況判明後、災害対策本部で流下パターンや溶岩流ドリルマップ等を参考に避難対象区が決定され、避難対象区から避難所までの避難経路を選

定する。それに基づき、優先除灰路線を決め関係機関と共有する。

(6) 道路除灰作業等の実施

- ・ 災害協定協力業者へ優先除灰路線を指示し、除灰作業等を依頼する。
- ・ 状況により派遣自衛隊等による除灰作業を依頼する。

(7) 道路除灰作業状況等の把握

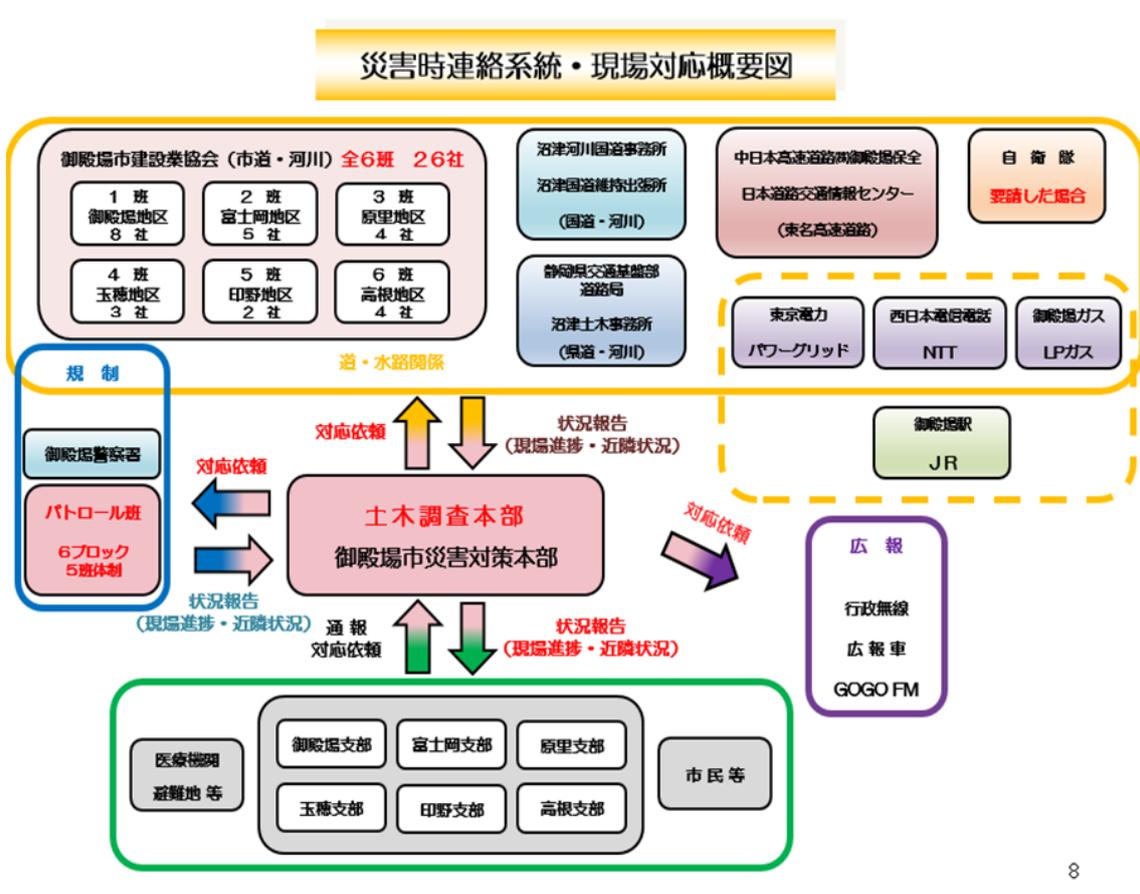
- ・ 災害協定協力業者からの報告、パトロールにより進捗状況等を把握するとともに取りまとめを行う。
- ・ 災害対策本部、各道路管理者に状況報告するとともに通行規制情報（通行可能、渋滞情報等）を共有する。

(8) 調達可能な除灰作業用資機材の把握と資機材用燃料の確保

(9) 火山灰仮置き場、火山灰処分方法の決定

3 火山灰等の処分

火山灰の収集 ⇒ 火山灰仮置き場 ⇒ 火山灰処分場



第9章 警戒区域の設定について

噴火が切迫している又は噴火が継続中の場合、住民等が避難した後の避難対象地区に住民等が立ち入ることによる人的被害を防ぐためにも警戒区域を設定することが重要となる。市は、災害対策基本法第63条第1項による警戒区域を合同会議や協議会から助言を受け設定する。なお区域を設定するにあたり、基本的人権（居住・移転の自由）に配慮し、立ち退く住民の心理的・経済的負担を可能な限り軽減する。

市は自衛隊、県、近隣市町、御殿場警察署及び消防、各路線の道路管理者等と協力し、警戒区域の設定に伴う交通規制を実施する。

また、警察は警戒区域内の治安維持に努める。

警戒区域設定の考え方

- ・警戒区域の設定は避難対象エリア単位を基本とする。
- ・噴火後は、RTHM等を参考にして、噴火の状況及び道路、地形等を考慮して設定する。
- ・警戒区域へ進入する幹線道路は、流入を防ぐため幹線道路の一部区間を対象に含める。
- ・警戒区域は、必要に応じ合同会議で協議の上、市長が設定する。
- ・小康期となった場合は、協議会構成機関と情報共有を図りながら警戒区域の見直しを検討する。

第10章 道路交通規制

1 趣 旨

火山災害に係る道路交通規制の実施目的は、(表10-1)に示すとおりである。警察及び道路管理者は、噴火警戒レベルに応じて(表10-2)に示す実施基準により交通規制を実施する。

なお、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には降灰後土石流が発生するおそれがあることから、合同会議(協議会)が、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。

市は、一般住民等の円滑な避難のため、警察・消防等と協力して避難誘導を行う。

警察は、市と協力して、観光客の帰宅、噴火前の自主的な分散避難及び避難行動要支援者の避難車両の円滑な通行のため、交通整理等の必要な措置を行う。

さらに、市が警戒区域を設定した場合には、警戒区域への立ち入りを防止するため必要な交通規制を実施する。

また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要と認めた場合に、公安委員会が緊急交通路としての路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。

なお、緊急交通路の指定にあたっては、道路の使用に関する調整が必要となる。

道路管理者(国・県・市、中日本高速道路(株)及び県道路公社等)は、管理道路が噴火現象や火山性地震等により被災、破損したときは通行止めなど必要な交通規制を行う。

(表10-1) 火山災害に係る道路交通規制の実施目的

実施時期	実施目的
噴火前	・噴火警戒レベル3以上において、観光客等の流入を規制し噴火前の自主的な分散避難を行う住民の交通誘導
	・不要不急の入域自粛の呼びかけ
	・指定された警戒区域への進入防止
噴火後	・緊急交通路への許可車両以外の進入防止
	・被災した道路や二次災害のおそれがある道路への進入防止
	・避難者(車両)の交通誘導

(表 10-2) 交通規制の実施基準

実施時期	交通規制エリア	交通規制対応
噴火警戒レベル 3	第 1 次 避難対象エリア	・入山規制に係る登山口等への進入規制 ・登山口への接続路等の一部規制 ・警戒レベル 4 に備えた交通規制の準備 等
噴火警戒レベル 4	第 1 次～第 2 次 避難対象エリア	・一般住民の避難開始に伴う道路交通規制の開始 ・警戒レベル 5 及び噴火に備えた交通規制の準備 ・渋滞の抑制措置 等
噴火警戒レベル 5	第 1 次～第 3 次 避難対象エリア	・避難行動要支援者用車両の優先的避難に必要な措置 ・渋滞の抑制措置 等
噴火後	第 1 次～第 4 次 避難対象エリア	・避難誘導のための交通誘導 ・溶岩流の流下パターンを踏まえた交通規制 等

※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。

2 道路使用に関する調整

緊急交通路として公安委員会が指定した道路では、一般車両の通行が禁止されることから、県は、緊急交通路として指定される対象路線（表 10-3）をあらかじめ把握する。

協議会は、広域避難が円滑に実施できるよう、予め関係機関と広域避難路の使用に関する調整を行うとともに、迂回路を検討しておく。

また、噴火状況判明後、公安委員会が緊急交通路を指定する際には、合同会議において広域避難路の使用に関する調整を行う。

警察は、交通規制の実施にあたり、道路管理者と連携して隣接県の警察と交通規制の実施路線、区間、期間、迂回路、代替路線等を警察庁経由で調整する。

(表 10-3) 緊急交通路として指定対象となる路線

県名	対象路線名
静岡県	東名高速道路／新東名高速道路（連絡路含む）／中部横断自動車道／国道 1 号／国道 246 号／国道 139 号、西富士道路／国道 52 号／東富士五湖道路、国道 138 号 BP／伊豆縦貫道（東名（沼津 IC）～東駿河湾環状道路～伊豆中央道～修善寺道路～天城北道路（月ヶ瀬 IC））／国道 473 号他（国道 1 号（大代 IC）～富士山静岡空港～東名（相良牧之原 IC））／国道 473 号、国道 150 号、臨港道路（東名（相良牧之原 IC）～御前崎港）

※緊急交通路は、これらの中から災害の状況に応じて路線を選択し、指定される。

第11章 避難後の対応

1 避難者の健康管理

市は保健師やDMAT、福祉ボランティアなどを活用し、避難所等の巡回などにより避難者の健康状態を把握し、必要な支援を実施する。また、新型コロナウイルスを含む感染症の発生、拡大がみられる場合は感染症対策として必要な措置の実施、情報共有を行う。

2 一時帰宅措置の対応

市は、火山活動が小康期に入った場合、合同会議（協議会）において、避難者の一時帰宅を検討する。一時帰宅の実施にあたり、警察、消防及び自衛隊に協力を要請するとともに、十分な安全対策を講ずる。

一時帰宅する際には、一時帰宅する住民等を募集し、一時帰宅者名簿を作成し、警察、消防、道路管理者と共有する。また、一時帰宅者と常に連絡が取れるよう、携帯電話や戸別受信機などを活用し、緊急時において避難や退去の指示を確実に伝達する体制をとる。

3 宿泊施設等への避難の検討

避難生活が長期化することが見込まれる場合、市は指定避難所に加えてホテルや旅館、研修施設等の活用を検討し、避難者の負担軽減を図るよう努める。

4 被災者への住宅供給

市は、自宅の居住が困難となった被災市民の避難所生活を早急に解消し、生活復興に向けての足掛かりとするため、自己の資力で住宅を確保できない者に対し、応急仮設住宅の供給等の応急対策を実施する。被災者への住宅供給として「建設型応急住宅」、「借上げ型応急住宅」との2種類に分類される。

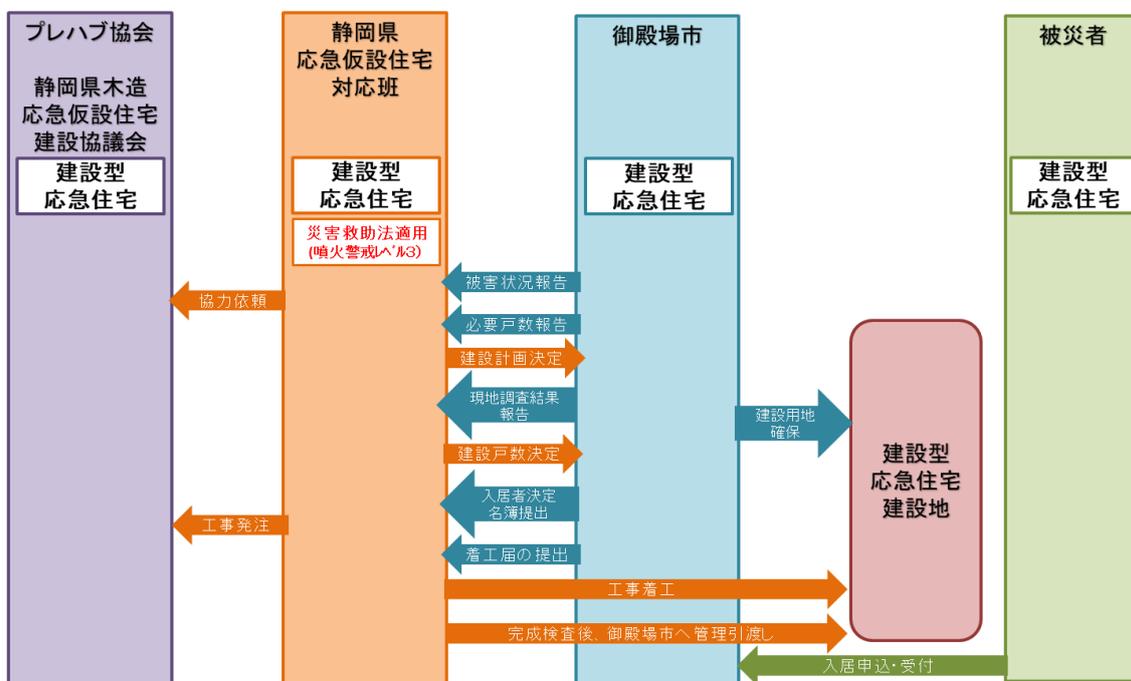
(1) 建設型応急住宅

災害発生後に緊急で建設して供与するもので、対象者は住家が全壊、全焼又は流出し居住する住家がない者であって自らの資力では住家を得ることができない者（半壊でも住み続けることが困難な場合）に対し、災害救助法に基づき実施する。災害の規模や建設可能地（御殿場市地域防災計画に基づく建設候補地の内）を考慮し、建設戸数・建設地を決定し、災害の発生から20日以内に着工（内閣総理大臣に協議して延長することができる）する。1計画地に要する工期は、着工から建設まで概ね30日を予定している。県の完成検査（市職員立会い）後、管理については御殿場市へ引渡され、早期に入居者募集を実施する。

図 1 1 - 1 建設型のイメージ

建設型応急仮設住宅の設定 供与体制

【建設型応急住宅入居までのフロー図】



(2) 借上げ型応急住宅

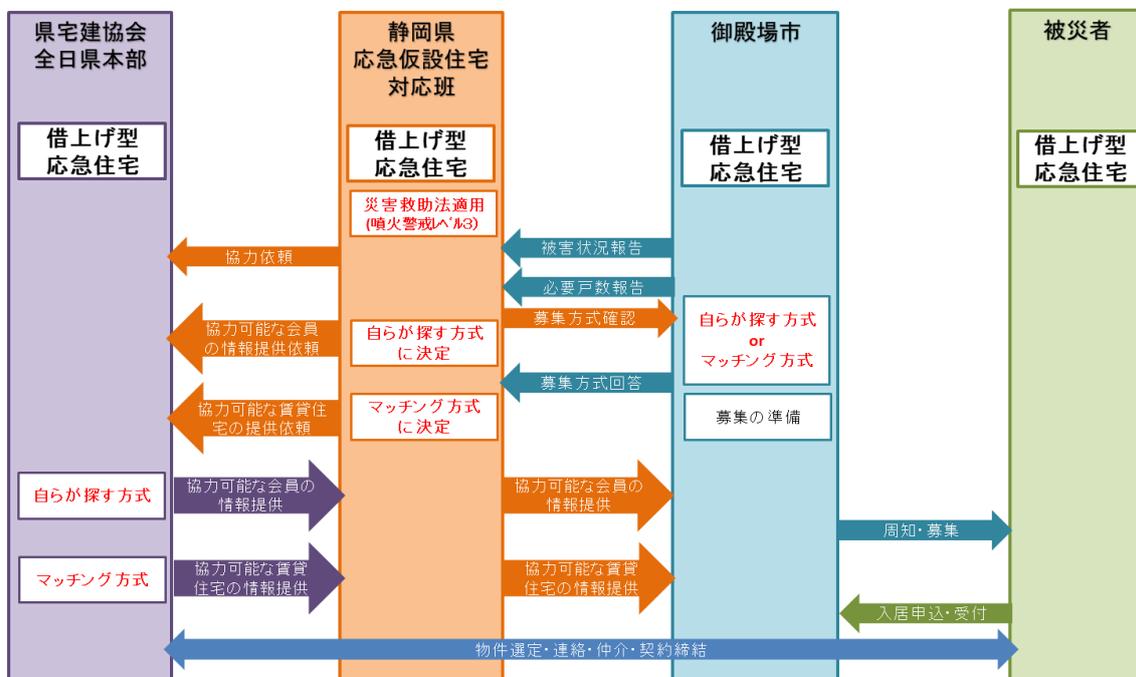
災害発生後に民間の賃貸住宅を借り上げて供与するもので、対象者住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって自らの資力では住家を得ることができない者（半壊で住み続けることが困難な場合）に対し、災害救助法に基づき実施する。

借上げ型応急住宅の供給方法としては、県による借上げ型応急住宅への入居の募集開始の公表をもって、被災者自らが宅建業者の協力の下に意向に合った民間賃貸住宅を探す方法がある。また、高齢者・障害者等、自ら借上げ型応急住宅を探すことが困難な被災者について、県・不動産関係団体が協力して、その意向に合った民間賃貸住宅を探し、借上げ応急住宅として決定・供与する方法（マッチング方式）がある。入居募集は受付窓口、周知方法を検討、募集準備開始、罹災証明書発行後に受付する。

図 1 1 - 2 借り上げ型のイメージ

借り上げ型応急仮設住宅の設定 供与体制

【借り上げ型応急住宅入居までのフロー図】



5 警戒区域、避難指示の解除等

(1) 警戒区域の縮小または解除

市は、警戒区域の縮小又は解除を判断・決定するに当たり、合同会議（協議会）において、関係機関と協議する。また、警戒区域を縮小または解除することを同報無線、緊急速報メール、ほっとメール、富士山GOGOエフエム等を活用し住民等に周知する。

(2) 避難指示の解除

市は、噴火状況判明後、RTHM等において火口の詳細な位置や流下方向・流下速度が特定され、溶岩流の流下する範囲が明らかになった時点で、溶岩流の到達可能性が低い区域における避難指示の解除を検討する。避難指示を判断・決定するに当たり、合同会議（協議会）において、関係機関と協議する。また、避難指示を解除することを同報無線、緊急速報メール、ほっとメール、富士山GOGOエフエム等を活用し住民等に周知するとともに、帰宅に先立ち、避難対象区域ごとに帰宅の手順や経路などを定めた帰宅実施要領を作成し、住民等を対象とした説明会等を実施する。

第12章 区・区民の行動基準

第3次避難対象エリアの行動

(溶岩流が3時間以内に到達する可能性のある範囲)

パターンC 【時之栖区、印野区、板妻区、神場区、保土沢区】

噴火警戒レベル	避難行動要支援者	一般住民
噴火前	3	
	4	避難開始（車両）
	5	避難済
噴火開始直後		避難開始（パターン）

具体的な避難要領

噴火警戒 レベル	市	第3次避難対象エリア		
		自主防災会	避難行動要支援者	一般住民
3 (準備)	<ul style="list-style-type: none"> ・(災害対策本部設置) ・噴火警戒レベルの住民への周知 ・入山規制措置 ・避難行動要支援者避難のための借り上げバス手配 ・避難先の手配 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況により警戒本部の設置 ・避難行動要支援者の把握 ・避難行動要支援班の編成 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主避難の実施 ・避難準備 (服装、携行品、家の戸締り等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主避難の実施
4 (避難)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・噴火警戒レベルの住民への周知 ・避難行動要支援者に対する避難指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要物資等の準備 ・避難行動要支援者の避難支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災会の援助を受け避難開始 	
5	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベルの住民への周知 ・自主防災会との連携 ・関係機関への通報 ・職員の派遣 ・一般住民に対する避難準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難計画の確認・徹底 (集合場所、経路、時間) ・避難行動要支援者の避難先避難所の運営 ・避難予定一般住民の把握 ・避難行動要支援者避難先避難所との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難完了 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備 (服装、携行品、家の戸締り等)
噴火 開始直後	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生の上やかな住民への周知 ・徒歩避難者のための借り上げバス手配 ・避難先の手配 ・自主防災会との連携 ・関係機関への通報 ・職員の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の受付(名簿チェック) ・避難実施 ・避難先避難所の運営 		<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災会の掌握下に入ってパターン避難開始 ・徒歩(借り上げバス)又は自家用車

第4次避難対象エリアの場合

(第4次避難対象エリア：溶岩流が24時間以内で到達する可能性のある範囲)

パターン	A	B	C
6時間	水土野、上小林、仁杉、 中畑北	中畑西	小木原、駒門中清水風穴 町屋、大坂富士見原
12時間	柴怒田	仁杉、川柳、中畑南	川柳、杉名沢、尾尻
24時間	塚原、山之尻、中畑東、 茱萸沢上	水土野、中畑北、永塚、 時之栖、小木原	永塚、竈、大坂、富士見 原

避難のタイミング	避難行動要支援者	一般住民
噴火開始直後(24h)	避難(パターン)	避難(パターン)
噴火状況判明後	避難(リアルタイムハザードマップもしくはドリルマップによる)	

具体的な避難要領

噴火警戒レベル	市	第4次避難対象エリア		
		自主防災会	避難行動要支援者	一般住民
5	<ul style="list-style-type: none"> 噴火警戒レベルの住民への周知 バス手配準備 	<ul style="list-style-type: none"> 避難予定住民(避難行動要支援者、一般住民)の把握・避難準備 避難計画の確認・徹底(集合場所、経路、時間) 	<ul style="list-style-type: none"> 避難準備(服装、携行品、家の戸締り等) 自主的な避難の実施(警戒レベル3) 	<ul style="list-style-type: none"> 避難準備(服装、携行品、家の等) 自主的な避難の実施(警戒レベル3)
噴火開始直後	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者避難、徒歩避難のための借り上げバス手配 広域避難先の手配 自主防災会との連携 関係機関への通報 避難指示 職員の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の避難支援 避難所の運営と連携 避難住民の把握(受付・避難者名簿把握) 広域避難者の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災会の援助を受けパターン避難・自家用車による避難 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災会の掌握下に入ってパターン避難開始 徒歩(借り上げバス)又は自家用車
噴火開始後	<ul style="list-style-type: none"> 噴火発生の速やかな住民への周知 避難先の手配 自主防災会との連携 関係機関への通報 避難指示 職員の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の避難支援 避難所の運営と連携 避難住民の把握(受付・避難者名簿把握) 広域避難の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災会の援助を受け避難実施(RTHMによる) 	<ul style="list-style-type: none"> 避難実施(RTHMによる) 徒歩(借り上げバス)又は自家用車

第5・6次避難対象エリアの場合

(第5・6次避難対象エリア: 溶岩流が24時間から最終(57日で到達する可能性が高い範囲)

パターン		A	B	C
5次	7日	六日市場, 清後, 美乃和, 西田中, 栢ノ木, 北久原, 御殿場, 萩原二枚橋, 東田中, 深沢中畑南, 中畑西, 川柳	柴怒田, 上小林, 塚原, 山之尻, 六日市場, 清後, 中畑東, 茱萸沢上, 西田中, 栢ノ木, 北久原, 御殿場, 萩原, 板妻, 神場, 保土沢, 杉名沢, 永塚, 北畑, 大沢, 駒門, 竈, 中清水, 萩蕪, 中山上, 中山下, 沼田, 二子	中畑西, 川柳, 中畑南, 神場, 駒門, 中清水, 風穴, 町屋, 尾尻, 大坂, 富士見原, 高内
6次	最終		古沢, 美乃和, 二枚橋, 東田中深沢, 鮎沢, 茱萸沢下, 川島田, 風穴, 町屋, 尾尻, 大坂, 富士見原, 高内	永塚, 北畑, 大沢, 中山上, 二子, 神山

避難のタイミング	避難行動要支援者	一般住民
噴火状況判明後(24H経過後)	避難(リアルタイムハザードマップもしくはドリルマップによる)	

具体的な避難要領

噴火警戒レベル	市	第5・6次避難対象エリア		
		自主防災会	避難行動要支援者	一般住民
5(準備)	<ul style="list-style-type: none"> 噴火警戒レベルの住民への周知 バス手配準備 避難行動要支援者など 	<ul style="list-style-type: none"> 避難住民(避難行動要支援者、一般住民)の把握・避難準備 避難計画の確認・徹底(集合場所、経路、時間) 	<ul style="list-style-type: none"> 避難準備(服装、携行品、家の戸締り等) 自主的な避難の実施(噴火警戒レベル3) 	<ul style="list-style-type: none"> 避難準備(服装、携行品、家等) 自主的な避難の実施(噴火警戒レベル3)
噴火開始直後(準備)	<ul style="list-style-type: none"> 噴火警戒レベルの住民への周知 避難行動要支援者避難、徒歩避難のための借り上げバス手配 広域避難先の手配 自主防災会との連携 関係機関への通報 職員の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の避難支援 避難所の運営と連携・避難住民の把握(受付・避難者名簿把握) 広域避難者の把握 		
噴火開始後(準備)	<ul style="list-style-type: none"> 噴火発生の上やかな住民への周知 避難先の手配 自主防災会との連携 関係機関への通報 避難指示 職員の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の避難支援 避難所の運営と連携 避難住民の把握(受付・避難者名簿把握) 一時終結地へ避難の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災会の援助を受けRTHMによる避難開始 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災会の掌握下に入ってRTHMによる避難開始 徒歩(借り上げバス)又は自家用車

1 区（自主防災会）としての行動基準

区分	内容		具体策
避難準備期間	区避難計画の再確認		<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難準備（指示）が発令された際の、行動の再確認いつ、だれが、だれに、どのように、何をするのか ○ 連絡態勢の確認 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 自主防災会長、防災部長 <ul style="list-style-type: none"> ・同報無線の受信、支部（支所）からの伝達受け ・メール、区内の連絡網等により組（班）長などへの伝達 ◇ 組（班）長 組（班）内の区民への伝達 ○ 区民へ市が指定した一時集積地（避難場所等）と区で指定した避難所と避難先の確認 ○ 避難行動要支援者の避難先、支援方法（個別避難計画の確認） ○ 自主防災会と消防団等との連携、役割分担の確認
	避難者数の確認		<ul style="list-style-type: none"> 自主的な分散避難者数（世帯数） 避難行動要支援者数（サポートする人の数） 一般住民数（世帯数） 残留者数
	避難行動要支援者に対するサポート者の割り当て		高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、疾病者等に対するサポート
	区（自主防災会）として携行すべき物品等の準備		名簿類、地域防災無線機、拡声器、地区等の幟旗、救急箱など
	継続的な情報の収集		テレビ、ラジオ、同報無線、メール、組（班）内の逐次の把握
	避難行動時	行動開始	区長、防災部長
組（班）長			組（班）の集合場所での避難者を把握（名簿確認） 移動の際、移動グループ責任者となり区本部との連絡体制を維持
移動		一般住民	一般住民は原則徒歩で移動。避難行動要支援者及びその支援者は自家用車もしくは市又は県が手配した車両で移動。 避難先は、市内で指定された一時集積地（避難場所等）、もしくは、区の避難所へ避難する。避難行動要支援者はYMC A東山荘か市内のホテルへ避難。その後、溶岩流の流下状況により、市の指示で市内・外の避難所へ避難する。細部については避難準備間に市災害対策本部・支部から示される
避難先	避難所運営		区としての避難所運営組織の確立

2 区民の行動手順

区分	内容		具体策
避難準備期間	家族での話し合い		避難準備の指示が発令された際の、行動の再確認 事前に自主的な分散避難（親類、知人宅） 避難手段（徒歩避難、自家用車、バス等） 家族間の連絡方法（自宅不在時）
	区の避難計画の再確認		いつ、どこへ、どのように（避難の時期、避難場所、移動手段等） 一般住民 避難行動要支援者
	服装・携行品等の準備		避難しやすい服装（ヘルメット、ゴーグル、マスク）、貴重品、必要最小限の着替え、常備携帯品等
	不在間の防犯処置		家の戸締り、電気、ガス、水道の処置
	継続的な情報の収集		テレビ、ラジオ、同報無線、メール、組（班）
避難行動時	行動開始	同報無線、緊急速報メールなどによる 組（班）の集合場所へ集合	組（班）長への報告（名簿確認）
	移動	避難行動要支援者サポート者と共に自家用車又は市で手配した車両を利用 一般住民は原則徒歩移動	<ul style="list-style-type: none"> ● 区計画に基づき市内の避難所へパターンの避難するか、RTHMによる避難を実施する ● 市内の一時集積地（避難所等）への移動 ○ 組、班の集合場所に集合して、避難者の確認、移動グループ責任者からの指示を受けて移動 ● 区、又は組（班）毎にまとまって移動できなかった場合 ○ 世帯毎、示された前進目標（一時集結地（避難場所等））に移動
避難先	避難所の一員として活動		避難所運営組織の一員として避難生活を実施
	その他		親類、知人宅への避難先の連絡

第13章 区・区民としての検討事項（富士山火山防災として各区で実施しておくべき事項）

（1）区として調査し把握しておく必要がある事項

把握事項	内容	具体策
自主的な分散避難者数	避難指示が発令される前に、災害の及ばない地域の親戚宅や知人宅に自主的に避難する人数の把握	区及び組ごとの人数
避難行動要支援者数と付添い者数及び選択する移動手段	1 避難行動に支援を要する人（避難準備の段階で避難をする人）と、その人に付き添う家族等の人数の把握 2 避難行動要支援者等の希望する移動手段	1 区及び組ごとの人数 2 市の準備したバス、自衛隊車両等
最終の避難者数と使用車両数	避難指示の発令により避難する人数と使用する自家用車の数	区及び組ごとの人数及び自家用車数
最終保安要員数区	区としての避難が完了した後の保安要員の数	消防団員等を指定

（2）区の避難計画として決めておく必要がある事項

区分	項目	内容	具体策
事前に決めておくこと	市内避難パターン避難の避難場所と避難者の割り振り、広域避難(RTHMの避難)をする場合の集合場所	1 市から指定された避難所と区避難所へ組・班の区民の事前の割り振りと避難者の把握。 2 広域避難をする場合 4次の一部と5次、6次対象エリアの区民市が避難場所を指定するが、避難者と避難車両の把握と組・班の各集合場所 3 避難計画を確認し修正・追加事項を周知する	場所 1の場合市指定避難所、2の場合組の避難地など対象者避難区民・各組長等
	避難行動要支援者・付添い者の集合場所	避難行動要支援者等を避難させるためにバス等に乗車させる場所、複数箇所	区のコミュニティ供用施設・公民館
避難行動時	避難する目的地	市内の指定された一時集積地（避難場所等）、もしくは区の避難所へ避難する。その後溶岩流の流下状況により、市の指示で市内外の避難所へ避難する。細部については避難準備間に市災害対策本部・支部から示される	
	避難者の集合場所・掌握方法	避難指示が発令され、避難行動を開始する際の避難者（原則徒歩だが、車の使用の有無の確認・集合場所の把握要領）	1 集合場所に集まったの把握 2 組ごとに連絡、メールライン、通話により掌握し逐次出発
	区内の避難経路	区内の避難経路の設定	
	避難誘導要領	道路管理者・警察の道路統制・交通規制と連携した地域住民による誘導要領	消防団・火防隊等による誘導

第14章 用語の解説

本計画で使用する主な用語の意味は、以下のとおりである。

<御殿場市富士山火山避難計画>

■あ行

いっときしゅうけつち 一時集結地

- ・立ち退き避難の開始直後に避難者が目指す地点と、その先の避難所が定まるまでに滞留し、避難者がその割り当て指示を待つ施設。徒歩避難者にとっては、バス等による輸送を行う場合は、その乗り場、降り場となる。
- ・特に、富士山火山避難基本計画に記載されている、徒歩避難後のバス乗り場について指す場合は、一時集結地（避難場所等）と表記する。
- ・特に、県地域防災計画に定める、広域避難経路のうちの中継地点を示す場合は、一時集結地（広域避難）と表記する。

受入市町

広域避難者を受入れる市町。

受入避難所

受入市町村が、広域避難者を受け入れるために開設する避難所。

影響想定範囲

火山現象による影響が想定される範囲。なお、避難が必要とはならない範囲も含む。

屋内退避

自宅や最寄りの建築物への退避を指す。建築物の構造等の基準はない。

■か行

火山活動解説資料

気象庁が、地図や図表を用いて火山の活動の状況や警戒事項について定期的または必要に応じて臨時に解説する資料。

火山災害警戒合同会議

噴火警戒レベルが4に引き上げられ、政府現地災害対策室が設置された場合において、議長（政府現地対策室長）の判断により開催される会議。県及び市町村の警戒本部と噴火等の兆候に関する情報等を交換し、それぞれが実施する火山防災応急対策について相互に協力することを目的とする。構成員は、国、県、市、火山専門家等であり、協議会の枠組みを活用した会議となる。

火山災害警戒地域

活動火山対策特別措置法第3条第1項の規定に基づき指定された地域。富士山における指定の状況は以下のとおり。

神奈川県：相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、山梨県：富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、静岡県：静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町

火山災害対策合同会議

政府の現地対策本部が設置された場合において、議長（現地対策本部長）の判断により開催される会議。目的、構成員は火山災害警戒合同会議と同様。

火山の状況に関する解説情報

気象庁が、火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせる情報。噴火や噴煙の状況、火山性地震・微動の発生状況等の観測結果から、火山の活動状況の解説や警戒事項について、必要に応じて定期的または臨時に発表。

火山ハザードマップ

火山現象（火砕流、大きな噴石、溶岩流、融雪型火山泥流、降灰等）が到達する可能性がある範囲等を地図上に表記したもの。

緊急交通路

災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害対策基本法第76条第1項に基づき、公安委員会が、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のために指定する路線と区間。緊急通行車両（緊急自動車、災害対策基本法に基づく標章を掲示している車両等）以外の一般車両の通行が禁止、制限される。

堅牢な建物

鉄筋コンクリート造等の建築物。融雪型火山泥流及び降灰からの避難先。

広域避難

本計画においては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第61条の4第3項に規定する広域避難及び同法第86条の8第1項の規定による広域一時滞在を指す。

広域避難路

広域避難を行う上で軸となる避難路。本計画では、主に幹線道路を広域避難路として指定する。なお、避難時の渋滞や公安委員会により緊急交通路に指定された場合を考慮して多重化している。

合同会議

火山災害警戒（対策）合同会議の略称として本計画で使用。会議の詳細は各項目を参照。

降灰予報

気象庁が発表する、降灰の範囲と3階級に区分した降灰量、小さな噴石の落下範囲等を予想した情報。活動の高まった火山を対象に降灰予報（定時）が、噴火した場合には降灰予報（速報）と（詳細）が発表される。

■さ行

自主的な分散避難

分散避難とは、避難が必要な場合に、市が設置する避難所ではなく、自宅や親戚・知人宅、車中泊、宿泊施設等の避難所以外の安全な場所に避難すること。自主的な分散避難とは、避難指示の発令前に避難者自身が選定する場所へ自主的に分散避難すること。

原則として、噴火警戒レベル1～3の間に実施するが、この間は移動手段に制約がないため、徒歩避難を実施する地域でも自家用車での避難が可能。

■た行

デルタ地域

本計画では当市の地形的特徴である南の斜面は黄瀬川と北の斜面は鮎沢川となり、県道御殿場富士公園線沿いが分水嶺となっていることにより、溶岩流が流れない地域。西は桜公園、東はアウトレット、南は南学校給食センター付近で囲まれている御殿場の中心市街地を包含した地域

道路管理者

本計画では、国・県・市の道路管理者、NEXCO中日本及び県道路公社を指す。

登山道（登山口）

観光客・登山者が、登山口（五合目）から富士山頂まで登るための道を登山道という。吉田ルート、須走ルート、御殿場ルート、富士宮ルートの4つの登山道がある。

徒歩避難

避難時の渋滞を抑制するために車両を用いない避難のこと。主たる避難方法は徒歩となるが、自転車などの使用を検討することも重要である。

ドリルマップ

溶岩流、降灰などの火山現象が及ぶ範囲を特定の初期条件で実施した数値シミュレーションの結果を複数、重ねて描いた分布図。噴火時の応急対策を検討する際の演習問題という性格を有することからドリルマップと表現されている。

■は行

避難行動要支援者

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により定められた用語で、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する「要配慮者」のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人をいう。

避難対象エリア

火山現象からの避難が必要な範囲。溶岩流等に対しては第1次から第6次の6つに区分し、他に融雪型火山泥流、降灰、降灰後土石流のそれぞれに対して設定している。

避難未実施者

市町村が、入山規制及び避難確認等の発令並びに警戒区域の設定を行った地域において、避難していない者。災害対応で残留する者は除く。

福祉避難所

一般の避難所では避難生活が困難な要配慮者のため、バリアフリー対策が施され、福祉サービス等が受けられるよう、予め指定された社会福祉施設等を指す。

富士山火山防災対策協議会

富士山の噴火に備え、周辺住民の避難等の火山防災対策を共同で検討するため、火山専門家、国、神奈川県、山梨県、静岡県、周辺市町村及び関係機関などが平成24年6月8日に設立。

富士山周辺市町村

富士山周辺27市町村（相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町）を指す。

噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じ、防災機関や住民等の取るべき行動を5段階に区分した指標。噴火警戒レベルが運用されている火山では、平常時に火山防災協議会で合意された避難開始時期や避難対象地域の設定に基づき、「警戒が必要な範囲」（生命に危険が及ぶ範囲）を明示し、噴火警報・噴火予報に含めて発表される。

噴火警報・噴火予報

噴火警報・噴火予報は、火山災害軽減のために気象庁が発表する警報または予報。

噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象（火砕流、大きな噴石、溶岩流、融雪型火山泥流等）に対して「警戒が必要な範囲」を示して発表される。警戒が必要な範囲が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、及ばない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。また、「噴火予報」は噴火警報を解除する場合等に発表される。

なお、「噴火警報（居住地域）」は、特別警報に位置づけられている。

噴火速報

気象庁が、火山が初めて噴火した場合、または継続的に噴火している火山でそれまでの規模を上回る噴火を確認した場合に、噴火が発生した事実を迅速に発表する情報。視界不良により遠望カメラでの確認ができない場合でも、地震

計や空振計のデータで推定できる場合は、「噴火したもよう」として発表される。ただし、噴火の規模が小さいなど、噴火が発生した事実を確認できない場合は発表されない。

噴火に関する火山観測報

気象庁が、噴火が発生（ごく小規模なものは除く）した時に、発生時刻や噴煙高度等を知らせる情報。

分水嶺（分水界）

雨水が異なる水系に分かれる場所

当市の富士山側の地形は、約2900年前の御殿場岩層なだれによる山麓扇状地で、御殿場駅から富士山頂に向かう御殿場登山道をほぼ分水嶺にして、表流水は南北に分かれ、南は黄瀬川、北は鮎沢川となる。令和3年3月に公開されたハザードマップによると県道御殿場富士公園線の桜公園の東側、大子山以東はそれを越えて溶岩流が流れないことが判明した。

■ら行

リアルタイムハザードマップ（RTHM）

火山のリアルタイムハザードマップは、プレアナリシス型とリアルタイムアナリシス型に分類される。プレアナリシス型は、予め計算した結果をデータベースとして格納し、発生した火山現象により近い条件のハザードマップを検索するものであり、リアルタイムアナリシス型は、火山現象の発生が予測されたとき、その条件に応じた計算を行いハザードマップを作成するものである。

<火山現象>

■か行

火砕サージ

主に火山ガスなどの気体と、火山灰などが混じって高温・高速で流下する現象。火砕流から分離して生じる場合があり、火砕流本体よりも広範囲に到達することもある。

火砕流

火山灰や火山レキ、火山岩塊などが高温の火山ガスや取り込んだ空気と一団となって時速数十kmから百数十kmの速度で斜面を流下する現象。

なお、本計画上は、火砕流と火砕サージを合せて「火砕流等」とする。

火山ガス

マグマに溶け込んでいたガス成分が気体となって地表に噴出したもの。

火山性地震

マグマの移動、火山ガスの移動、膨張、収縮や爆発等に伴い、火山の周辺で発生する地震。

岩屑なだれ（山体崩壊）

地震や噴火などが引き金となって、山体の一部が大規模に崩壊する現象を山体崩壊といい、それに伴い岩塊や大量の土砂等が高速で流下する現象を岩屑なだれという。

降灰

火山灰（噴火に伴う噴出物のうち直径が約2mm以下のもの）が降下、堆積する現象。火山灰は粒径が小さいほど風によって火口から遠くまで、時には数十kmから数百km先まで運ばれる。「こうかい」又は「こうはい」と発音するが本計画では後者を前提とした。

降灰後土石流

降灰や火砕流で流下した火山灰等が山の斜面に堆積した後に起きる土石流。降灰に覆われた山域では、溪流内の斜面の浸透性が低下することにより、降雨時に斜面からの流水が谷筋に集中して著しく侵食が進む。このため、通常の土石流よりも弱い雨で発生し、広い範囲に流出するおそれがある。

■さ行

水蒸気爆発

地下水や湖等の水が、マグマによる熱で加熱され高温・高圧の水蒸気になり、急激な減圧や水蒸気圧の上昇によって体積膨張し爆発する現象。

■た行

南部地域

本計画では、分水嶺（県道御殿場富士公園線沿い）より南側の地域（印野地区、原里地区、富士岡地区方面の地域）

■は行

噴石（大きな噴石、小さな噴石）

噴火の際、放出される溶岩または山体を構成する岩石の破片。火山レキ（直径2mm以上）及び火山岩塊（直径64mm以上）を合わせて噴石という。このうち比較的大きく風の影響を受けにくいものを「弾道を描いて飛散する大きな噴石」、風の影響を受けて遠くまで到達するものを「風の影響を受ける小さな噴石（火山レキ）」と区別している。

大きな噴石は、火口から数km先まで飛散することがある。また、小さな噴石は、風に流され火口から10km程度の場所に降下し、被害をもたらすことがある。

北部地域

分水嶺（県道御殿場富士公園線沿い）より北側の地域（高根地区、御殿場地区、玉穂地区方面の地域）

■や行

融雪型火山泥流

積雪期に、火砕流等の熱によって斜面の雪が一気に融けて、大量の水が周辺の土砂や岩石を巻き込みながら谷筋や沢沿いを高速（時速60kmを超えることもある）で流下する現象。

溶岩流

マグマが火口から噴出し、高温の液体として地表を流れ下る現象。地形や溶岩の温度・組成等により流下速度は変化する。

溶岩流等

本計画では、火口形成、火砕流、大きな噴石及び溶岩流を統合して「溶岩流等」という。

■わ行

割れ目噴火

地表に生じた割れ目からの噴火。

改訂履歴

平成27年3月	策定	
令和6年2月	改定	令和5年3月富士山火山避難基本計画改定に伴うもの